

令和2年 第1回

# 身延町議会定例会会議録

令和2年3月 4日 開会

令和2年3月18日 閉会

山梨県身延町議会

令和 2 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 4 日

令和2年第1回身延町議会定例会（1日目）

令和2年3月4日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長施政方針
- 日程第5 教育長教育方針
- 日程第6 議案第5号 身延町子ども・子育て基金条例の制定について
- 日程第7 議案第6号 身延町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第7号 身延町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第8号 身延町非常災害対策基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第9号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第10号 身延町特産品振興条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第11号 身延町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第12号 身延町景観条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第13号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第14号 身延町みのぶ自然の里条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第15号 身延町下部簡易水道及び久那土・古関簡易水道整備基金条例を廃止する条例について
- 日程第17 議案第16号 身延町下部農村文化公園の指定管理者の指定の期間の変更について
- 日程第18 議案第17号 身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定の期間の変更について
- 日程第19 議案第18号 身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定の期間の変更について
- 日程第20 議案第19号 身延町みのぶ自然の里の指定管理者の指定の期間の変更について
- 日程第21 議案第20号 権利の放棄について
- 日程第22 議案第21号 峡南広域行政組合規約の変更について

- 日程第 2 3 議案第 2 2 号 令和元年度身延町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 2 4 議案第 2 3 号 令和元年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 5 議案第 2 4 号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 6 議案第 2 5 号 令和元年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 7 議案第 2 6 号 令和元年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 8 議案第 2 7 号 令和元年度身延町西嶋財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 9 議案第 2 8 号 令和 2 年度身延町一般会計予算
- 日程第 3 0 議案第 2 9 号 令和 2 年度身延町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 3 0 号 令和 2 年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 3 1 号 令和 2 年度身延町介護保険特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 3 2 号 令和 2 年度身延町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 3 3 号 令和 2 年度身延町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 3 4 号 令和 2 年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 5 号 令和 2 年度身延町下水道事業特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 6 号 令和 2 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 7 号 令和 2 年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 8 号 令和 2 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 9 号 令和 2 年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 1 議案第 4 0 号 令和 2 年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 2 議案第 4 1 号 令和 2 年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 3 議案第 4 2 号 令和 2 年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 4 議案第 4 3 号 令和 2 年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 5 議案第 4 4 号 令和 2 年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第 4 6 議案第 4 5 号 令和 2 年度身延町西嶋財産区特別会計予算
- 日程第 4 7 議案第 4 6 号 令和 2 年度身延町曙財産区特別会計予算
- 日程第 4 8 議案第 4 7 号 令和 2 年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
- 日程第 4 9 議案第 4 8 号 令和 2 年度身延町下山地区財産区特別会計予算
- 日程第 5 0 切坂山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙について
- 日程第 5 1 山梨西部広域環境組合議会議員の選挙について

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員(3人)

3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町長	望月幹也	副町長	笠井祥一
教育長	保坂新一	総務課長	村野浩人
会計管理者	穂坂桂吾	企画政策課長	高野博邦
交通防災課長	千頭和康樹	財政課長	遠藤基
税務課長	小笠原正人	町民課長	望月融
福祉保健課長	熊谷司	観光課長	佐藤成人
子育て支援課長	大村隆	産業課長	内藤哲也
建設課長	望月真人	土地対策課長	伊藤天心
環境上下水道課長	水上武正	下部支所長	望月由香里
身延支所長	鈴木利規	学校教育課長	伊藤克志
施設整備課長	羽賀勝之	生涯学習課長	深沢教博

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名（2人）

議会議務局長 佐野和紀  
録音係 深沢泉

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

3月に入り一段と暖かさが増し、春の気配が濃くなってきました。

令和2年第1回身延町議会定例会に議員各位、ならびに町長をはじめ執行部各位にはご出席をいただき御礼を申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の世界的流行が危惧されており、日本国内でも広がりを見せています。

本町においては危機管理体制を整備するとともに、すでに関係各課において対応を図っているところであり、何よりも早い終息を願っているところでもあります。

町民の皆さまには冷静に対処していただき、感染予防対策を励行していただくようご協力をお願いいたします。

さて本定例会は、条例案および令和2年度当初予算案など町長から提出されます諸議案はいずれも重要な内容を有するものであります。

議員各位には慎重な審議、ならびに円滑な議会運営、また町政を取り巻く諸課題につきましても十分な議論を尽くされますよう格段のご協力をお願い申し上げます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

---

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、

3番 望月悟良君

4番 赤池 朗君

5番 上田孝二君

を指名します。

---

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から3月18日までの15日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月18日までの15日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から上程されております案件はお手元に配布のとおり条例案11件、指定管理者の指定期間の変更案4件、権利の放棄案1件、規約の変更案1件、補正予算案6件、当初予算案21件の計44案件となっております。

また、切坂山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙および山梨西部広域環境組合議会議員の選挙を日程により行います。

これらの説明のため本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

ここで新型コロナウイルス感染防止対策について、執行部からの報告を求めます。

熊谷福祉保健課長。

○福祉保健課長（熊谷司君）

身延町が現在までに取り組んできました新型コロナウイルス感染症対策と今後の取り組みについて報告いたします。

身延町では発生に備えて対策や準備などについて協議、連絡、調整を行う機関として役場内に関係する課長で組織される身延町新型コロナウイルス感染症対策連絡協議会を3月2日に立ち上げました。

今後、この連絡協議会が中心となり新型コロナウイルスの発生動向の把握に関すること、発生に備えての予防対策などの準備に当たることとなります。

なお、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言がなされた場合などには、速やかに町長が本部長となります身延町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染症対策を迅速かつ総合的に推進するとともに町民の健康被害の防止に努め、社会維持機能を図ってまいります。

それでは、今現在の町の対策の状況について報告いたします。

最初に町民の方々に対する周知についてです。

2月10日に町のホームページに感染症対策として掲載し、2月27日からは防災無線でも予防の周知に努め、これと同時に本庁、各支所、各出張所などの行政機関に予防啓発のチラシを置いて周知しているところです。

また、今週中には区長を通じて身延町の全世帯に予防啓発と今現在の町の取り組み状況を配布し、お知らせする予定です。

次に子どもの感染予防のためのマスクの配布についてです。

町では保育園児、小中学生の児童生徒全員の664人に1人10枚のマスク合計6,640枚を各保育園、学校を通じて2月26日に配布したところです。合わせて各保育園には手指消毒液を配布しました。保育所、保育園の状況について報告いたします。

2月28日付の山梨県知事からの要請に基づき、保育所などへの登園自粛を3月2日に各園の施設長および保護者宛てに通知をいたしました。

内容としましては、3月20日まではできるだけ登園を控えていただけるようにとの依頼があります。

また、身延児童館は3月4日から3月31日まで臨時休業をしています。

小中学校の臨時休業について報告いたします。

町では県教育委員会からの要請を受け、3月3日午後2時から春休み前の3月25日まで小



中学校の臨時休業を実施しています。

なお、小学校1年生から3年生でご家族が日中の対応がどうしても困難な場合に限り各小学校で受け入れを実施しています。今現在、対象者144人のうち23人が利用しております。

町内の各小中学校および高校の卒業式の実施状況についてであります。

町内の高校の卒業式は、すでに終了していますが3校とも規模を縮小し、学校関係者のみの実施となりました。小中学校の卒業式は出席者を卒業生と保護者に限定するなど、規模を縮小し実施する予定です。

学童保育の実施状況について報告いたします。

3月4日から3月25日につきましては、小学校で受け入れている23人を対象に15時30分から18時30分まで学童保育を実施しています。

門野の湯およびみのぶ自然の里の状況について報告いたします。

両施設とも開館していますが、来館者に注意を呼び掛けるとともに手指消毒液を設置するなど細心の注意を以ての営業をしております。

町が実施する集会やイベントなどについてであります。

本年度中に実施される予定の集会やイベントなどにつきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うイベントなどに関する方針に基づき、参加者が特定されるか否かにかかわらず原則として開催を中止、または延期をしております。

身延山観桜期入客対策について報告いたします。

例年身延町総合文化会館から運行していましたが観桜期シャトルバスの運行は身延山観桜期入客対策実行委員会において中止が決定されました。

町内の文化施設の開館状況です。

町立図書館、金山博物館、現代工芸美術館、総合文化会館は手指消毒液を設置するなどの対策を講じた上で開館しておりますが、一部の施設において使用制限を設けており、また必要に応じて入場制限をする場合もあります。

以上、今現在の町の状況を報告しましたが、いずれも町民の健康、安全を第一に考え、人が集まることによる大規模な感染リスクに備えるための措置です。ご理解をお願いいたします。

なお、国から新型コロナウイルス感染拡大のため約2,700億円の予備費を活用して臨時休校に伴って仕事を休まざるを得なくなった保護者に対しての新たな助成金制度の創設など3月上旬には緊急対応策をまとめる方針が示されています。

今後、情報が入り次第、町民の皆さまへの情報提供を行ってまいります。

以上、今までの町の取り組み状況と今後の対策について報告しましたが、新型コロナウイルス関係につきましては、日々状況が変化しているため、今後も国や県の動向を注視し、必要に応じて迅速に対策を図っていきたいと思っております。よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に12月定例会以降の議会関係の諸行事につきましては、お手元の配布により報告としますのでご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第4 町長施政方針。

町長から施政に対して方針を述べる旨の申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

おはようございます。

この冬は何度か寒波の襲来もありましたが、穏やかで暖かな冬となりました。反面、空気の乾燥した日が続いたため、本県ではインフルエンザが各地で蔓延しましたが、梅の花も開きいよいよ春を感じられる好季節になってまいりました。

本日ここに令和2年身延町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまにはご多忙の中、ご出席をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

今年は待ちに待った東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。第32回オリンピック競技大会が東京において昭和39年の開催以来2回目、前回から数えて56年の時を経て開催されることとなります。

世界的に新型コロナウイルスによる感染が拡大しておりますが、国を挙げて蔓延を防止する対策が進められておりますので、7月24日からの17日間、なんとか世界最高水準のアスリートによる熱い戦いを観戦できますことを願っております。

それでは、本定例会に提出いたしました案件のうち主なものにつきまして、その概要をご説明申し上げて私の所信の一端とし、議員各位ならびに町民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まずは令和元年度補正予算、ならびに令和2年度当初予算についてであります。

本町の予算であります。今回、提案させていただいております一般会計補正予算ならびに特別会計補正予算につきましては、主に今年度事業の精査により補正させていただいております。

一般会計では、第2表の繰越明許費補正で事業の追加をさせていただきました。繰越事業につきましては、事業の早期完成を目指し、職員一丸となって取り組んでまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

また、政策的予算として本町の子どもの成長と子育て環境の充実を図ることを目的として新たに身延町子ども・子育て基金を設け1億円を積み立てることといたしました。

これは現在、積極的に取り組んでいます子育て世代への支援事業が財源不足を起因として後退することなく後世にわたり継続し、充実させるために財源を確保するものであります。

また、身延町非常災害対策基金条例につきましては、災害予防対策にも基金が活用できるよう一部改正を施し、本年度2千万円の基金を積み立て、令和2年度予算から災害予防予算の財源として活用したいと考えております。

次に令和2年度の身延町一般会計予算についてであります。

本町における令和2年度の町税収入は個人住民税や町たばこ税の減収に伴い、わずかながら減少が見込まれます。特に人口減少に伴う個人住民税の減収、ならびに喫煙者の減少等による町たばこ税の減収の要因を見ますと、町税収入を取り巻く環境は大変厳しいものがあると考えております。

さらに本町の基幹財源であります地方交付税は、令和2年度から新町一本算定となることや測定単位であります人口の減少等に伴い、交付税総額の減少が予想される所です。また歳出予算におきましても令和2年度から導入される会計年度任用職員制度にかかる経費や少子高齢化に対応した国が推進する幼児教育・保育の無償化等の人づくり革命施策への取り組み、防災・減災対策の強化、公共施設等の長寿命化への対策等、多くの課題に適切に対応していく必

要があります。

このような状況を共有しながら令和2年度は将来を見据えた健全な財政を維持しつつ、第2次総合計画の主要な事務事業等に取り組み、特に第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略の各施策・事業を検証した上で、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる目標を着実に達成できるよう、第1期から継続される施策も含めた予算編成をしたところであります。

令和2年度一般会計予算は総額84億4,740万円で、対前年度比で3.2%の増としたところであります。

主要事業を申し上げますと、1つ目として第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略による身延町総合戦略のアクションプランに示された子育て支援、移住定住の促進、産業振興による6次産業化、観光資源の魅力アップ事業などを実施していく経費として、まち・ひと・しごと創生事業費に2億5,523万2千円を計上いたしました。

2つ目として、身延中学校新校舎等整備に向けて基本および実施設計業務委託など関係予算を1億9,135万7千円計上し、基本実施設計業務につきましては、令和2年度から3年度にわたる継続事業とさせていただきます。

3つ目として、旧大河内小学校舎を利活用するため大河内複合施設整備事業として1億8,118万5千円を計上し、4つ目として温泉付き健康増進施設整備にあたり健康増進施設建設PFIアドバイザー業務委託費や用地購入費等8,142万円を計上したところであります。

また、財政の健全化に向けて公債費にまちづくり振興基金に充当した旧合併特例事業債の繰上償還として2億6,932万1千円を計上いたしました。

特別会計につきましては、身延町国民健康保険特別会計を含む20の特別会計により総額54億3,965万8千円となったところであり、この中にはライフラインの整備として簡易水道事業、ならびに下水道事業特別会計等が含まれております。

令和2年度の予算議決後は町民目線に立ち行政サービスが低下することなく、スピード感を持って職員一丸となり、予算執行に当たりたいと考えております。

次に第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてであります。

現行の身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、平成27年12月に策定され、計画期間とした5年が経過し、本年度が最終年度となります。町では現行の総合戦略を継続し、切れ間なく実行していくため、第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定を視野に国ならびに県の動向を注視しつつ昨年6月に職員によるプロジェクトチームを発足させ、また作成支援業務を発注いたしました。

プロジェクトチームでは現行戦略の精査、取り組むべき施策を洗い出し、支援業務では町民アンケートを実施し、回答の声を分析・反映させ、第2期総合戦略の素案を作成、人口ビジョンの改定を進め、町内の各分野で活躍する方を総合戦略推進委員会委員に委嘱し、これまで3回の委員会を開催する中で、第2期総合戦略の策定に向けて様々なご意見を頂戴したところであります。

現在、委員会での意見等を最終調整し、2月28日から3月18日を期間としてパブリックコメントを実施しているところです。

今後、パブリックコメントでの意見等を整理する中で3月末には第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定する見込みとなっております。

第2期総合戦略では、これまで重点的に施策を展開してきた子育て支援教育環境の充実をさ

らに推し進め、移住定住促進対策を拡充するとともに若者世代の住宅整備を含め、新たな施策も取り組んで、令和2年度を初年度とする5カ年の戦略を推進してまいります。

ぜひとも議員の皆さまにおかれましては、ご理解・ご協力をいただけますようお願い申し上げます。

次に防災専門官の採用についてであります。

南海トラフ地震や富士山火山噴火をはじめ全国各地で大規模な災害が予測されるほか、昨年の台風15号、19号など予測を超える災害も発生しております。

南海トラフ地震防災対策推進地域に指定され、山間部などが多い本町としましては、防災危機管理の専門家の配置が急務であります。しかし、専門の防災職員の育成には長い時間を要します。来年度採用予定の防災専門官は自衛隊、山梨地方協力本部から推薦をいただいた今年度末に退職予定の自衛官であります。

この方は地域防災マネージャー、防災士の両資格を有する方で勤務で培った防災危機管理に関する知識を持ち、即戦力として活躍していただけます。防災専門官の職務は、台風や地震など大規模災害の発生時に災害対策基本法に基づき町長を本部長とする災害対策本部を設置し、緊急対応に当たる職員の指揮監督および総合調整を行うものであります。

また平時においては災害対応マニュアル等の作成見直し、災害対策本部や自主防災組織等の育成や各種訓練の実施、情報発信力の向上に向けた取り組みを行っていただきます。

退職自衛官の雇用につきましては、国が財政面を後押しする地域防災マネージャー制度が平成27年10月から導入されており、1団体あたり対象経費の2分の1、340万円の上限で特別交付税の措置が講じられます。

次に育児休業中の住民税の徴収猶予についてであります。

育児休業中は給与の支給が制限され、収入が著しく減少し、または皆無となりますが、住民税は前年度の収入状況等により課税となりますので減額になることはありません。このため一時に納税することが困難である場合には、本人からの申請により住民税の徴収を猶予いたします。この申請手続きにつきましては、令和2年度から育児休業に特化した申請書を活用することにより簡素化を図ります。

次に下部地区CATV改修工事の進捗状況についてであります。

このことにつきましては、平成30年12月定例会で議決をいただきました身延町地域情報通信施設条例の廃止を受けまして、平成31年1月より事業者による伝送路の光ファイバー化の準備が進められてきたところであります。

道路側の工事が今年3月末ごろには完成し、当面の計画より3カ月ほど早く4月には契約者宅への引き込み線の張り替え工事に順次入る予定になっております。

町におきましても、スムーズに移行が行えるように地区ごとの大まかな工事時期について回覧により周知する予定であります。

次に令和2年度国民健康保険制度、ならびに後期高齢者医療制度についてであります。

国民健康保険制度は平成30年度から制度創設以来の大改革が行われ、県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担うことになりました。

制度改正後2年目を経過しましたが、これまでに大きな混乱等もなく円滑に新しい制度に移行できたと安堵しております。

令和2年度は新制度3年目を迎え、この4月に配布する保険証の更新時期を被保険者証と高

齢受給者証の保険証を一体化させるため、有効期間を4カ月間延長し、次回の有効期間の開始を令和3年8月1日からに予定しております。

本町におきましては、被保険者の年齢構成が高く医療費、医療費水準も高いという大きな問題はありますが、より安定的な国民健康保険制度の運営を図るため、医療費適正化を目指すとともに引き続ききめ細かく、資格管理、保健給付、保健事業などを実施してまいります。

後期高齢者医療につきましては、2年ごとに保険料の見直しが行われ、令和2年度はその時期となりますが、保険料率の改正は行わず運営していくこととなりました。

高齢者が安心して医療を受けられますよう引き続き山梨県後期高齢者医療広域連合との連携を図り、円滑で安定的な事業の運営に努めてまいります。

次に個人番号カード交付等事務についてであります。

平成28年1月から開始されました個人番号カードの交付も4年が経過し、本町の交付状況ではありますが、令和2年2月2日現在の申請者数は2,442人、交付枚数は2,165枚で交付率は18.2%となっており、県内市町村の平均交付率13.0%に比べ、本町の交付率は高くなっております。

個人番号カードの交付につきましては、申請から約1カ月で本人へ交付されますので、町民の皆さまには積極的に申請をしていただきたいと思います。

今後も町ではマイナンバーカード交付円滑化計画により交付増に対応するための体制、環境整備、取り組みを進めてまいります。またマイナンバーカードの普及に合わせ、令和2年度の夏以降にカードを利活用した国の事業によるマイナポイントを付与する消費活性化策も始まります。

さらに令和3年3月から順次、健康保険証としての利用開始を目指し、各団体と連携しながらシステム整備改修を行う予定となっております。

今後、予定されているマイナンバーカードの利活用の啓発を図りながら、これからも普及促進に努めてまいります。

次に学校環境の充実についてであります。

本年4月から新たな小学校学習指導要領が施行されます。このたびの改正では、小学校での外国語教育の充実を目的に5、6年生では英語が「読む・書く」を加えた正式な教科となり、教科書を使用した授業が行われ成績も付けられます。

本町では未就学期から外国語体験を実践しており、町内の小学校では来年度に先駆けて大幅に授業時間を増やして外国語教育に取り組んでおります。

また各教科の狙いを達成するためにプログラミング的思考を高めることを目的として、プログラミング教育が導入されます。

本町では平成28年度から小中学校へのICT環境整備を意欲的に進め、現在では県内トップレベルの学習環境となり、プログラミング教育を推進していく準備は整いました。

なお、プログラミング教育の導入が教職員への過重な負担とならないよう配慮し、来年度は教材研究、授業支援に関する業務委託を行う予定であります。

義務教育の9年間において、基礎的学力の定着、学習意欲の向上を図るため町教育委員会事務局、町教育研修センターを中心に本町の地域力の結晶ともいえる学びの向学館事業への協力を地域の方々へお願いしながら、行政と住民が一体となり、学校教育環境の質的向上を推進してまいります。

次に健康増進複合施設についてであります。

昨年度、下部温泉会館の在り方検討委員会からの提言に基づきまして、温泉を活用し健康増進と保養を目的とした温泉施設と幅広い年齢層の方々の健康保持や体力向上を目的としたスポーツジムを併設する複合的な健康増進施設の整備を令和4年3月の完成を目指し、事業計画を推進しているところであります。

地元説明会を開催し意見・要望等を聴取し、内閣府からの補助金によるPFI事業として導入が可能か否かをコンサルタント企業に業務委託をし、基本計画の策定と併せて現在、参入予定企業の公募に向けて模索中であり、すでに事業参入を前向きに検討している企業からの問い合わせ等もあり、期待が持てる方向に進んでおります。

令和2年度においては、プロポーザル方式により参入企業を確定して町の基本計画を反映した施設の実施計画を予定しており、令和3年度においては施設の建設工事を計画しております。

次に身延中学校新校舎および学校給食センターの整備についてであります。

身延町立学校施設整備計画に基づく下山地内の用地確保につきましては、おおむね地権者からの承諾をいただきましたが、現在、一部の地権者との交渉を精力的に進め、用地確保に全力を挙げて取り組んでおります。

建設候補地内の農地は農業振興地域に指定されているため、これを除外する手続きが終了し候補地内の国有地である赤道、青線の付け替えの事務手続きを進め令和2年中での用地売買、契約締結を目指しております。

また、令和2年度においてはプロポーザル方式により選定した建設コンサルタント企業への身延中学校新校舎建設の基本設計、実施設計の発注を予定しております。

次に旧大河内小学校複合施設への改修工事についてであります。

大河内地区住民およびPTAから大河内小学校が身延小学校と統合したことにより、旧大河内小学校を複合施設として再活用の要望がありました。町では大河内地区への地元説明会と周知を行い、関係する団体と協議・調整を図る中で令和2年度早々の改修工事発注に向けて準備を進めております。

次に令和2年身延町成人式についてであります。

去る1月12日、身延町総合文化会館において身延町成人式を挙げてまいりました。成人者104名のうち当日は87名の新成人の皆さまに出席をいただき、来賓として柿島議長、また多くの関係者の皆さまにご臨席いただく中で、式典をつつがなく執り行うことができました。

令和最初の成人式であり、町の歌のミュージックビデオや新成人の思い出の写真上映など参加者に大変好評でありました。新成人の皆さまには将来の夢を描き、明日につながる努力を惜しまず、これからも有意義な人生を歩んでいただきたいと思っております。

なお、令和元年第4回定例会以降の主な行事につきましては、お手元に配布したとおりでございますので、ご確認をいただきたいと存じます。

結びに私ども自治体は自らの意思で決定し、自らの責任と判断でまちづくりを行っていくことが求められております。このためには行政と町民の皆さまがそれぞれ役割と責任を担っていくことが大切であります。

「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった」と思える町を目指して、誠心誠意取り組んでまいりますので、議員の皆さまや町民の皆さまの各段のご理解とご協力をお願い申し上げます。あいさつならびに施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

町長の施政方針を終わります。

---

日程第5 教育長教育方針。

教育長が教育に対して方針を述べる旨の申し出がありましたので、これを許します。

保坂教育長。

○教育長（保坂新一君）

議会の貴重な時間をいただき、ありがとうございます。

令和2年度身延町教育委員会教育方針を説明させていただきます。

身延町教育委員会は教育基本法の本質の基盤とした教育目標の実現を目指し、改訂した第2期身延町教育大綱および第2期身延町教育振興プランに基づき、明日のふるさと身延を担う人づくりの実現を目指し、第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略を基軸として児童生徒、住民全般の資質向上を図るための教育諸施策を展開してまいります。

学校教育関係におきましては、重点として最先端の教育環境を維持発展させながら質の高い教育を通して、レベルの高い学力を保障する施策を果敢に展開していくこととなります。

そのために連携型中高一貫教育における各種連携事業を引き続き推進いたします。

きめ細かな教育のための教職員等の配置、町単独教職員の配置、特別支援教育支援員、放課後見守り員の配置、学校司書の配置につきましては、レベルを落とさず引き続き継続的に配置してまいります。

学習指導要領改訂への対応につきましては、令和2年度から小学校では道徳の教科化、3年生からの外国語の必修化、プログラミング教育が導入されます。外国語の必修化では5、6年生で英語の読み・書きを加えた正式な教科となり、教科書を使った授業が行われ評価も実施されることとなります。

本町では、この外国語活動を1年前倒しして今年度から先行実施をしておりますが、人的体制の充実と外国語指導助手、ALTの配置時間数の増加を行い、担任教諭と外国語指導助手が十分な教材研究が行えるよう引き続き努めてまいります。

また指導内容や指導方法の研究および指導案作成を支援するため、小学校外国語教育、コーディネーターについても引き続き配置をいたします。

恵まれたICT環境を生かし、プログラミング教育についても積極的に推進するべく今年度教育研修センター主催で町内の小中学校教員への研修を行いました。

来年度は導入初年度であるため、外部の専門家を活用し、教員の負担を軽減しながらプログラミング教育を軌道に乗せるとともに、公私を超えて連携した先進的なプログラミング教育推進の町を目指してまいります。

本町の地域力の象徴ともいえます学びの向学館の充実を図ってまいります。

教員OB、OGの方々を中心にご協力を得まして実施している本学習支援活動ですが、今年度から新たに中学1年生の英語科および数学科の学習を補てんするための事業を夏季休業期間に開催をいたしました。

全額補助しております英語検定合格へのチャレンジ集中講座も実施し、本町の英語教育の土台をさらにさらに強固なものにしてまいります。

また、夏休みに開催しておりますイングリッシュキャンプにつきましては、1泊2日を外国

人講師と基本的に英会話で過ごして英語に親しみ、実践的な会話力と自己表現力の向上を目指すものであります。

小学6年生は、これまで同様、みのぶ自然の里で行う予定ですが、中学1年生につきましては、新たな試みとして東京のお台場にあります体験型英語学習施設の都立東京グローバルゲートウェイにおいては、来年1月に実施予定となっております。

これは東京都教育委員会が開設しました施設で、国内にいながら留学したような体験をすることができ、実際の場面に応じた英会話の実践により、さらなる英語力の向上を図ることが期待できます。

学校教育環境の充実および教育に関わる保護者負担の軽減を図るため、第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく各種事業を継続して行ってまいります。

内容は学校給食費の全額補助、入学支度金の交付、補助教材費への公的負担、校外活動費等への補助、修学旅行費の全額補助であります。

通学支援につきましては、身延清稜小学校で2路線、下山小学校で4路線、身延小学校で4路線、身延中学校で4路線、合計14路線でスクールバスの運行を引き続き実施してまいります。

町議会では費用の縮減を求めるところであります。広範囲な学区内を確実に安全に通学するためには、現在の運行方法が児童生徒および保護者にとって最も信頼性が高く支持もあついため、令和2年度も従来どおりの運行を実施する予定であります。

なお、中学校移転後の通学支援の在り方につきましては、関係部署と連携を図りながら引き続き研究・検討を進めてまいります。

またスクールバス通学以外の遠距離通学者に対する通学費の補助を引き続き実施いたします。

重大事態への対応につきましては、児童生徒の尊厳を保持し、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止に重点を置き、問題が発生してしまった場合には、的確な対応に努めてまいります。

また、本町におきまして万が一、重大事態が発生してしまった場合には、身延町いじめ防止対策基本方針に基づき、第三者による信頼性の高い調査が迅速に実施できますよう体制を整備してあります。

生涯学習関係におきましては、町内の人材発掘活用と環境整備に努めながら、文化の薫り高いまちづくりを目指し、取り組みを継続的に推進してまいります。

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略施策につきましては、伝統産業である西嶋和紙の普及促進と和紙の里の活用推進を図りながら地場産業の活性化とPRの強化に努めてまいります。

また、若い人が積極的に地域を考え行動できる組織づくり、郷土愛を育む教育の充実にも努めてまいります。

生涯学習の推進につきましては、公民館活動拠点の充実、図書館の充実、東京オリンピック・パラリンピックを契機としました生涯スポーツの推進、文化芸術の振興と文化財の保護を通してたくましくしなやかな体づくり、優れた感性と心豊かな文化意識の高揚に鋭意努めてまいります。

文化芸術活動の推進につきましては、総合文化会館ホールの特性を生かした魅力ある自主文化事業の開催や音楽隊等を招致し、中富現代工芸美術館におきましては、施設の大幅な用途変更を鋭意検討中であり。より身近な、より使いやすい施設運営を目指してまいります。

また、国指定史跡甲斐金山遺跡の中山金山遺跡につきましては、総合学術調査が行われてか



ら30年が経過し、これ以降の継続調査と研究の成果を総合的に整理し、歴史遺産の情報発信に努めてまいります。

さらに町民の皆さまが自ら率先して文化芸能活動に参加していただき、その成果を発表する機会、また場所の提供や各種文化団体やサークル活動を支援しつつ優れた感性と心豊かな文化意識の高揚に努めてまいります。

また、身延町の歴史や文化の証人であり、豊かな自然の象徴である文化財につきましては、ふるさとの貴重な文化的資源として、その価値と魅力を地域づくり、人づくりに活用していく取り組みが必要であります。

木喰の里や旧市川家住宅等での情報発信に努めるとともに文化財全般の保護・保存と、その活用を推進し、町民や本町への来訪者が歴史文化遺産を学ぶ機会の充実に努めてまいります。

青少年健全育成の推進につきましては、子どもたちの健やかな成長、のびやかな心身の発達には、家庭と地域の教育力をより一層向上させていただくことが大切であります。

青少年育成身延町民会議が掲げるスローガンの「地域の子どもは地域で守り育てる」の下、その活動を支援してまいります。

また、町全域であいさつ見守り運動を広げるとともに、町内各種施設を利用した青少年育成の諸活動を地区公民館と連携しながら推進をいたします。

施設整備関係につきましては、児童生徒の学習生活の場として、豊かな人間性を育むために重要な意義を持つとともに災害時には地域の人々の避難場所としての役割をも果たすことから、その安全性の確保は極めて重要であり、経年劣化により発生する学校施設の損傷、機能低下に対し必要な措置を講じ、教育施設の環境の改善を図ってまいります。

教育内容の多様化や情報化の進展等に合わせ、学校施設の高機能・多機能な整備を行い、ICT環境の整備を進め、設備備品の整備充実を推進いたします。

学校施設整備計画につきましては、児童生徒が安全・安心で継続的に学校施設を利用できるよう平成30年度に策定されました身延町立学校施設整備計画に基づき、身延中学校新校舎等整備基本計画策定委員会を組織し、協議内容を取りまとめた提言書により基本計画の策定を進め、基本設計、実施設計に向けて業務を推進しているところであります。

身延清稜小学校、下山小学校および身延小学校の校舎等は大規模改修などにより長寿命化を図り、学校給食センターは1カ所に集約・再配置いたします。

厳しい財政状況にありますが、良好な教育環境を維持するため、最小経費で最大効果が得られますよう手法、方法等を検討しながら環境に配慮した施設整備を図ってまいります。

未利用施設有効活用につきましては、学校統合により閉校となった学校施設の有効活用策として旧大河内小学校を複合施設として改修し、大河内分館の移転と併せて、そよかぜワークハウス、大河内地区学童保育施設、身延第4分団第7部消防団詰所、不登校児童生徒適応指導教室、災害有事の際の避難所を備える複合施設として整備改修の取り組みを行うことといたします。本日の山梨日日新聞に掲載されているところでもございます。

また下部小学校、久那土小学校、久那土中学校につきましては、施設の維持保全に努めるとともに引き続き未利用施設活用検討委員会により今後の有効活用に向けた協議・検討を行ってまいります。

健康増進施設につきましては、療養、保養、休養を目的とした日帰り型温泉施設と併せて幅広い年齢層の健康保持や体力向上を目的としたスポーツジムの併設する複合的な健康増進施設

を計画しております。これは本町の重要な観光資源であります下部温泉郷が魅力ある温泉地であり続けるためにも、下部温泉郷地域を構成する地域住民、旅館、ホテル経営者、観光協会、町民、関係行政機関と連携する中で創意工夫を重ねながら日帰り客にも満足していただける施設を目指してまいります。

本事業計画を効率・効果的に推進し、やすらぎと活力ある開かれた町、「生まれてよかった 育つてよかった 住んでよかった」と思えるまちづくりを目指してまいります。

町民がいきいきとすこやかに暮らせるまちづくりの一環として高齢者の健康維持、中高年の生活習慣病の予防、健康寿命の延伸などあらゆる世代の健康と憩いの場を提供し、地域の特性を生かした健康増進施設を目指して計画を推進いたします。

引き続き、この場をお借りいたしましてご心配をおかけしております新型コロナウイルス感染症への対応についてご報告をいたします。

昨日3月3日の午後2時より25日までの間、町内小中学校4校は臨時休校の措置を取らせていただきました。小学校1年生から3年生につきましては、学校での受け入れも可能といたしました。この間の学校行事につきましては、内容、参加人員の縮小を図る方向で計画しております。

また、身延中学校の4月実施予定の修学旅行は10月への変更を決定いたしました。

関係各位のご理解とご支援をよろしく願いをいたします。

以上の本町の教育行政推進にあたり、町民各位のご理解とご協力をお願いしながら令和2年度の教育方針といたします。

○議長（柿島良行君）

教育長の教育方針を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は10時10分とします。

休憩 午前 9時55分

---

再開 午前10時10分

○議長（柿島良行君）

それでは議事を再開いたします。

- 
- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第6  | 議案第5号  | 身延町子ども・子育て基金条例の制定について                               |
| 日程第7  | 議案第6号  | 身延町印鑑条例の一部を改正する条例について                               |
| 日程第8  | 議案第7号  | 身延町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について                      |
| 日程第9  | 議案第8号  | 身延町非常災害対策基金条例の一部を改正する条例について                         |
| 日程第10 | 議案第9号  | 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について                              |
| 日程第11 | 議案第10号 | 身延町特産品振興条例の一部を改正する条例について                            |
| 日程第12 | 議案第11号 | 身延町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例について                 |
| 日程第13 | 議案第12号 | 身延町景観条例の一部を改正する条例について                               |
| 日程第14 | 議案第13号 | 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について |

日程第15 議案第14号 身延町みのぶ自然の里条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第15号 身延町下部簡易水道及び久那土・古閑簡易水道整備基金条例を廃止する条例について

以上の11議案は条例案でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは提出案件のうち議案第5号から議案第15号までの提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。

まず議案第5号 身延町子ども・子育て基金条例の制定についてであります。

身延町子ども・子育て基金条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

身延町の子どもたちの成長と子育て環境の充実を図ることを目的に身延町子ども・子育て基金条例を制定する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

3ページをお願いいたします。

次に議案第6号 身延町印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町印鑑条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、身延町印鑑条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

5ページをお願いいたします。

次に議案第7号 身延町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、身延町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

7ページをお願いいたします。

次に議案第8号 身延町非常災害対策基金条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町非常災害対策基金条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

基金の処分において災害の予防対策に活用できるよう、身延町非常災害対策基金条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

9ページをお願いいたします。

次に議案第9号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町営住宅条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、身延町営住宅条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

11ページをお願いいたします。

次に議案第10号 身延町特産品振興条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町特産品振興条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

身延町下山特産品生産施設の廃止に伴い、身延町特産品振興条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

13ページをお願いいたします。

次に議案第11号 身延町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

地域防災分野の専門的な知識、経験等を有する職員を任用するため、身延町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

15ページをお願いいたします。

次に議案第12号 身延町景観条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町景観条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

太陽光発電施設等を届出の対象とし、もって良好な景観形成を推進するため、身延町景観条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

19ページをお願いいたします。

次に議案第13号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

保育料の算定における年少扶養控除のみなし適用対象者の卒園に伴い、身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

21ページをお願いいたします。

次に議案第14号 身延町みのぶ自然の里条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町みのぶ自然の里条例の一部を改正する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

みのぶ自然の里の施設使用料の見直し等のため、身延町みのぶ自然の里条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

25ページをご覧ください。

次に議案第15号 身延町下部簡易水道及び久那土・古関簡易水道整備基金条例を廃止する条例についてであります。

身延町下部簡易水道及び久那土・古関簡易水道整備基金条例を廃止する条例の議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。

下部簡易水道及び久那土・古関簡易水道整備基金全額の処分を終えたことに伴い、身延町下部簡易水道及び久那土・古関簡易水道整備基金条例を廃止する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上であります。

なお、それぞれの議案の内容につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第5号から議案第15号までの議案の内容説明を求めます。

議案第5号、議案第8号および議案第15号について、内容説明を求めます。

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

議案第5号 身延町子ども・子育て基金条例の制定について内容説明をさせていただきます。

議案説明書1ページをお開きください。

提出議案であります本基金条例の制定に至る背景についてご説明いたします。

本町において、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる結婚・出産支援事業および子育て世代支援事業や教育環境の質的向上事業等の子育てに関わる諸施策を恒久的に継続できるような財源を確保するため、身延町子ども・子育て基金を設置するものであります。

条例の内容であります第1条では基金の設置目的を、第2条では基金への積み立てる額を、第3条では基金に属する現金の管理を、第4条では基金運営益の処理を、第5条では基金に属する現金の振替運用を、第6条では基金の処分を、第7条では規則への委任についてそれぞれ規定しております。

また附則によりまして、この条例は公布の日から施行いたします。

続きまして議案第8号 身延町非常災害対策基金条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案説明書2ページをお開きください。

提出議案であります本基金条例の一部改正に至る背景等についてご説明いたします。

現行の基金条例では災害により住民が罹災し、または公共施設が被災した場合の応急措置お

よび復旧に限り基金を処分することができるようになっておりますが、基金の有効活用を考慮した場合、災害等の罹災前における災害予防対策への施策にも基金を活用することが町民生活の安全・安心につながると考え、基金条例の目的および処分について一部改正するものであります。

お手元の改正条例案の新旧対照表、3ページをお開きください。

題名中「非常災害対策基金」を「非常災害対策等基金」に改めます。

第1条中「非常災害対策の」を「非常災害対策及び災害予防対策の」に、また「非常災害対策基金」を「非常災害対策等基金」に改め、設置目的を改正します。

第6条の基金処分について、全文を基金は設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合はこれを処分することができるに改め、設置目的に応じて処分ができるようにいたします。

また附則によりまして、この条例は令和2年4月1日から施行いたします。

続きまして議案第15号 身延町下部簡易水道及び久那土・古関簡易水道整備基金条例を廃止する条例について説明させていただきます。

議案説明書3ページをお開きください。

提出議案であります本基金条例の廃止に至る背景等につきまして、ご説明いたします。

本条例は、下部簡易水道及び久那土・古関簡易水道整備事業の財源を確保するために設置された基金条例であります。令和元年度において基金の設置目的に沿った基金全額の処分がされましたので、基金条例の設置目的達成により基金条例を廃止するものであります。

また附則によりまして、この条例は令和2年4月1日から施行いたします。

以上、議案第5号、8号、15号の内容説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第6号について、内容説明を求めます。

望月町民課長。

○町民課長（望月融君）

議案第6号 身延町印鑑条例の一部を改正する条例について内容を説明させていただきます。

お手元の議案説明書4ページをお開きください。

この改正の背景としましては、成年被後見人の一律な権利制限の見直しに関する法律が成立されたことにより、成年被後見制度を利用している方々の人権が尊重され、不当に差別されないよう、これまで数多くの法律で規定されている欠格事項が一律に削除されました。

現在、町の印鑑条例では、成年被後見人は一律に印鑑登録ができないということになっている規定を「意思能力を有しない者」に改正することにより、その個別の能力の有無を確認、判断する中で要件を満たした成年被後見人にも印鑑登録が可能となるものであります。

また男女共同参画社会の実現に向け、性別にかかわらず生活できるよう配慮し、個人のプライバシーを尊重するため、さらに性同一性障害、性的指向、性自認に配慮して印鑑登録証明書における性別表記を省略し、証明書の様式にありました男女別の記載をしない取り扱いとするものであります。

改正の内容であります。新旧対照表の資料1ページにもありますように登録の資格の第2条中「成年被後見人」とあるものを「意思能力を有しない者」に改めるものと印鑑登録証明

書の交付第13条3項中で「第7号まで」の次に「(第5号を除く)」と加えるもので、この第5号が男女別となっているものでありまして、この男女別の表記を証明書から省略するものがあります。

なお、この条例の施行期日につきましては、公布の日から施行するものといたしますが、第13条3項中の改定によります男女別の表記の省略につきましては、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第6号の内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第7号および11号について、内容説明を求めます。

村野総務課長。

○総務課長（村野浩人君）

それでは議案第7号 身延町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、議案説明書により説明をさせていただきます。

議案説明書および議案第7号をご覧ください。

条例の一部を改正する背景等ではありますが、情報通信技術の活用による行政手続等に関わる関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、このたびの改正を行うものであります。

一部改正の内容ではありますが、法律改正に伴い行政手続等における情報通信の利用に関する法律を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改めるとともに適用条文の削除および改正を行うものであります。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。

以上で議案第7号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして議案第11号 身延町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例について、議案説明書により説明をさせていただきます。

議案説明書および議案第11号をご覧ください。

条例の一部を改正する背景でございますが、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定され、山間部などが多い本町としましては、専門家の配置が喫緊の課題となっており、早急に防災専門官を配置する必要があるため、このたびの条例改正をお願いするものであります。

条例改正の内容でございますが、第7条において定められる職務区分に専門的な知識、経験に基づく地域防災活動に資する業務を加える改正であります。

次に第9条に規定する給与条例の適用除外等から任期付職員については、扶養手当、住居手当、単身赴任手当、災害派遣手当、夜間勤務手当、宿日直手当を除く規定に改正するものであります。

施行期日につきましては、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第11号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に、議案第9号および議案第12号について内容説明を求めます。

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

それでは議案第9号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例につきまして、議案説明書により内容説明させていただきます。

議案説明書7ページ、併せて新旧対照表4ページをお願いいたします。

背景等につきましては、町営住宅への入居者資格中、福島復興再生特別措置法第21条の被災者について規定しているが、接続詞に誤りがあったこと、また同法第21条は同法の一部改正により第40条に改正されていたことから、条例の引用箇所等に条ずれが生じてしまいました。

民法の一部改正に伴い、明治以後初めて法定利率が見直されることとなり、令和2年4月1日より現行の5%から3%に引き下げることとなった。また、今後は3年ごとに見直しが行われることになった。これを受け、町営住宅への不正入居者に対し住宅の明渡し請求を行った際に徴収することができる金額に付すべき利息について、改正する必要が生じた。

内容につきましては、接続詞および条ずれ箇所について所要の改正を行う。

利息について「年5分の割合」から「法定利率」という表現に改める。

施行期日につきましては、公布の日から施行する。

ただし、第42条第3項の改正規定は令和2年4月1日から施行する。

続きまして議案第12号 身延町景観条例の一部を改正する条例について、議案説明書8ページをお願いいたします。なお、合わせまして新旧対象表7ページをお願いいたします。

背景等につきましては、普及が進む太陽光発電施設および今後普及が予想される風力、小水力発電施設の設置について周囲の景観との調和を図ることが大変重要であり、景観計画を推進するにあたり軽視できないものと考え、景観条例において届け出対象とする。

景観条例等変更するにあたり、町の景観計画も変更する必要があるため、景観審議会を昨年11月26日に、都市計画審議会を12月20日に開催し身延町景観計画を変更いたしました。

内容につきましては、届け出対象規模について、一般地区は地上に設置するもので、高さが10メートルを超えるもの、またはパネル面積10平方メートルを超えるもの、もしくは構築面積10平方メートルを超えるものを届け出対象とし、建築物設置の太陽光発電施設については、届け出は要しないが身延町景観計画の太陽光発電施設等に関する景観形成基準を遵守すること。

景観形成重点地区の身延山門内地区、しょうにん通り地区は地上に設置する施設と建築物に設置する太陽光発電施設は、すべての設置を届け出対象とする。

施行期日につきましては、令和2年4月1日から施行するでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第10号について、内容説明を求めます。

内藤産業課長。

○産業課長（内藤哲也君）

議案第10号 身延町特産品振興条例の一部を改正する条例について、内容説明をさせていただきます。

議案説明書の9ページをご覧ください。

条例改正の背景についてですが、財団法人山梨県富士川地域地場産業振興センターの解散に



より富士川ふるさと工芸館が閉鎖したことに伴い、身延町特産品振興条例の一部を改正する必要が生じたものであります。

条例改正の内容についてですが、参考資料の新旧対照表5ページをご覧ください。

条例第2条の表および別表中、身延町下山特産品生産施設の項を削るものです。

なお、施行期日につきましては、公布の日からとするものであります。

以上、内容説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第13号について、内容説明を求めます。

大村子育て支援課長。

○子育て支援課長（大村隆君）

議案第13号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案説明書の10ページをご覧ください。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

背景といたしましては、平成22年度税制改正において年少扶養控除が廃止となりましたが、医療や福祉制度などに関する負担に影響が生じることのないよう、年少扶養控除のみなし適用により税額を調整し、影響を可能な限り生じさせないように対応することとなり、保育料につきましては、平成26年度までは全国的に、平成27年4月からは市町村の判断で年少扶養控除のみなし適用が引き続き可能とされました。

本町では保育料の激変緩和のため、平成27年4月1日時点において保育所に在籍する園児に対し、卒園するまでの経過措置として保育料の算定に年少扶養控除のみなし適用を実施しておりましたが、本年3月末をもって対象園児がすべて卒園することに伴い、のみなし適用に関する規定を残しておく必要がなくなったためでございます。

内容といたしましては、身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例中、年少扶養控除のみなし適用に関する事項を削除するものでございます。

なお、施行日につきましては、令和2年4月1日からとさせていただきます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第14号について、内容説明を求めます。

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

議案第14号 身延町みのぶ自然の里条例の一部を改正する条例について、議案説明書の11ページをご覧ください。

改正の背景でございますが、みのぶ自然の里を運営するにあたり、使用料について指定管理者の裁量により適切な料金設定ができるようにし、キャンプ場については、同じキャンプ場である本栖湖いこいの森キャンプ場と料金体系を統一するため、別表第2のキャンプ場に施設利用基本料、駐車料を追加し、食堂については会議での利用等食事以外の利用があるため、会議室としての料金を追加することといたしました。また、利用者からの要望からチェックイン、チェックアウトの時間を改正することといたしました。

内容につきましては、料金につきましては施設の利用料金として定める額に乗ずる額の幅を

広げる改正とキャンプ場、ならびに会議室について使用料、利用料金を改正するものでございます。合わせて利用者のチェックイン、チェックアウトの時間を改正するものでございます。

利用料金につきましては、第21条第2項中「1. 2」を「2. 0」に改正するものでございます。現行「0. 8～1. 2」を「0. 8～2. 0」にしたいというものでございます。

別表第2、キャンプ場に施設利用基本料と駐車料を追加するものでございます。合わせて会議室としての料金を追加させていただきたいと思っております。

別表第2備考、チェックイン、チェックアウトの時間を拡充するものでございます。これにつきましては、利用者からチェックインの時間を早くしてテント設営をしたいというキャンプ場利用者からの要望でございます。また宿泊棟につきましては、遅くチェックインした場合はもう少しゆっくりしたいという要望が多く寄せられたためでございます。

なお、施行期日につきましては、令和2年4月1日から施行するというものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で、町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

---

日程第17 議案第16号 身延町下部農村文化公園の指定管理者の指定の期間の変更について  
日程第18 議案第17号 身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定の期間の変更について  
日程第19 議案第18号 身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定の期間の変更について  
日程第20 議案第19号 身延町みのぶ自然の里の指定管理者の指定の期間の変更について

以上の4議案は指定管理者の指定の期間の変更についてでありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは、議案第16号から議案第19号までについてご説明を申し上げます。

まずはじめに議案第16号 身延町下部農村文化公園の指定管理者の指定の期間の変更についてであります。

身延町下部農村文化公園の指定管理者の指定の期間を下記のとおり変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

#### 記

1. 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称 身延町下部農村文化公園

所在地 山梨県南巨摩郡身延町古関4321番地

2. 指定管理者の団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

団 体 の 名 称 農事組合法人下部特産物食品加工組合

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町古関4321番地

代 表 者 の 氏 名 組合長 赤池好二

3. 指定の期間の変更

「平成29年4月1日から平成32年3月31日まで」を「平成29年4月1日から令和3年3月31日まで」に変更する。

提案理由を申し上げます。

身延町下部農村文化公園の指定管理者の指定の期間の変更にあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第17号 身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定の期間の変更についてであります。

身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定の期間を下記のとおり変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

#### 記

1. 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称 身延町市之瀬味噌加工所

所在地 山梨県南巨摩郡身延町市之瀬170番地1

2. 指定管理者の団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

団 体 の 名 称 農事組合法人下部特産物食品加工組合

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町古関4321番地

代 表 者 の 氏 名 組合長 赤池好二

3. 指定の期間の変更

「平成29年4月1日から平成32年3月31日まで」を「平成29年4月1日から令和3年3月31日まで」に変更する。

提案理由を申し上げます。

身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定の期間の変更にあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由であります。

次に議案第18号 身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定の期間の変更についてであります。

身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定の期間を下記のとおり変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

#### 記

1. 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称 身延町大島農林産物直売所

所在地 山梨県南巨摩郡身延町大島2580番地3

2. 指定管理者の団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

団 体 の 名 称 大島農林産物直売所管理会

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町大島2580番地3

代 表 者 の 氏 名 会長 名取好巳

3. 指定の期間の変更

「平成29年4月1日から平成32年3月31日まで」を「平成29年4月1日から令和3年3月31日まで」に変更する。

提案理由を申し上げます。

身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定の期間の変更にあたり、地方自治法第

244条の2第6項の規定により議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第19号 身延町みのぶ自然の里の指定管理者の指定の期間の変更についてであります。

身延町みのぶ自然の里の指定管理者の指定の期間を下記のとおり変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

#### 記

1. 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称 身延町みのぶ自然の里

所在地 山梨県南巨摩郡身延町平須238番地1

2. 指定管理者の団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

団 体 の 名 称 特定非営利活動法人みのぶ観光センター

主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡身延町切石192番地2

代 表 者 の 氏 名 理事長 赤池宏文

3. 指定の期間の変更

「平成29年7月8日から平成32年3月31日まで」を「平成29年7月8日から令和3年3月31日まで」に変更する。

提案理由を申し上げます。

身延町みのぶ自然の里の指定管理者の指定の期間の変更にあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

以上であります。なお、議案の内容につきましては、総務課長より説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第16号から議案第19号までについて内容説明を求めます。

村野総務課長。

○総務課長（村野浩人君）

それでは議案第16号から議案第19号、指定管理者の指定の期間の変更について説明をさせていただきますと思います。

今回、上程いたします議案第16号から19号までの4件につきましては、指定管理者の指定の期間の変更に関わる議案で、指定管理期間が本年3月31日をもって終了するためであります。

町を取り巻く社会情勢として、人口減と高齢化の到来の中、生産年齢人口の減少に比例して自主財源の減収、高齢者人口の増加に伴う扶養費の増加といった課題に直面することとなり、公共サービスに充当できる予算は、大きな制約の中で運用せざるを得なくなることが想定されます。

指定管理者制度についてもその例外ではなく、一層のコスト削減を図らざるを得ない状況から指定管理料の削減などが検討される時期が到来していると考えております。

このような状況を踏まえ、公の施設が担うべく役割、提供されるべき機能を検証し、今後の施設の在り方を探っていく必要があります、その時期と考えております。

つきましては、令和2年度に施設の在り方の検討会を設置し、その中で町の施設の管理、運営について検討を行い方針を定め、それにより現在、指定管理者制度を導入している施設につきましても、令和3年度以降、従来どおり指定管理施設として運営していくのか、もしくは複数の施設をまとめて新たな指定管理者に任せるのか、もしくは直営にするのか、廃止するのかなどにより管理運営していきたいと考えております。

そのために今回、期間満了を迎える施設の指定の期間の変更、具体的には検討する期間を設けるため、指定期間の1年間、延長するものであります。

なお、期間の延長ですので、事業者および事業内容につきましては同一のまま1年間延長することとなります。

また、1月27日に本庁舎2階会議室で身延町公の施設の指定管理者選定委員会を開催し、委員の皆さまに指定の期間の変更についてご説明をさせていただき、ご理解いただいております。

このような経過を踏まえ、今回、地方自治法第244条の2第6項の規定により指定管理者の指定の期間の変更について議会の議決をいただきたく上程するものでございます。

それでは議案第16号をご覧ください。

議案第16号であります。身延町下部農村文化公園で、指定管理者は農事組合法人下部特産物食品加工組合です。

主な内容は国道300号線沿いの古関地内、道の駅しもべに位置する施設において地域の農産物の生産、加工および販売などに関する事業を行い、組合員の経済的地位の向上を図り、併せて都市住民との交流と地域の活性化に努めております。

次に議案第17号をご覧ください。

身延町市之瀬味噌加工所で、指定管理者は農事組合法人下部特産物食品加工組合です。

主な内容は国道300号線沿いの市之瀬地内にあります味噌加工所において、本町の奨励作物である大豆の生産拡大と地産地消の推進、加工品としての味噌の生産、販売促進に努め、地域の活性化、農業所得者の所得の向上に努めております。

次に議案第18号をご覧ください。

身延町大島農林産物直売所で、指定管理者は大島農林産物直売所管理会であります。

主な内容は大島地区にある身延町大島農林産物直売所におきまして、町内で生産された農林産物、ならびに加工品を提供することで生産者、消費者の交流の場として地域の活性化、農家の所得の向上に努めております。

続きまして、議案第19号をご覧ください。

身延町みのぶ自然の里で、指定管理者は特定非営利活動法人みのぶ観光センターであります。

主な内容は平須にあります身延町みのぶ自然の里の施設において、本町の豊富な観光資源を活用し、民間観光事業者等と連携し、都市と農村の地域間交流を促進し、観光客の増加、町民への憩いの場の提供づくりおよび新たな雇用の場の創設を図り、特産品の地元の食材を使用した田舎ならでの食事の提供を行い、新しいメニューを開発し、販路拡大と知名度の向上等により地域の活性化に努めていくものであります。

以上で議案第16号から19号までの説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（柿島良行君）

以上で、町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

---

日程第21 議案第20号 権利の放棄についてを議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第20号 権利の放棄について、ご説明申し上げます。

下記のとおり債権を放棄することについて議会の議決を求めます。

記

1. 債 権 の 内 容 過年度分簡易水道使用料

2. 債 務 者 3社

3. 放棄する債権額 13万7,520円

4. 放棄の理由 法人の経営破綻により、当該債権の回収が不能であるため、債権を放棄する。

提案理由を申し上げます。

権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

なお、議案の内容につきましては、環境上下水道課長より説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第20号について内容説明を求めます。

水上環境上下水道課長。

○環境上下水道課長（水上武正君）

議案第20号 権利の放棄について内容説明をさせていただきます。

議案説明書の12、13ページをご覧ください。

過年度分水道使用料の債権放棄についてです。

1件目の法人につきましては、平成20年6月から9月までの4カ月間分、計10万4,460円の滞納であります。

この法人は平成20年7月27日、経営悪化により施設が全面閉鎖、営業再開を模索しておりましたが、施設が差し押さえられたため、身延町簡易水道事業給水条例第39条に基づき平成20年10月に給水停止を行いました。その後平成27年6月11日、山梨県知事の命令により解散、法人格が消滅、徴収不能となりました。

当該債権は民法第173条第1号、消滅時効の2年を経過しておりますので債権額10万4,460円を放棄するものです。

次に2件目の法人につきましては、平成22年8月と9月までの2カ月間分、5,480円の滞納であります。

この法人は平成22年6月10日、東京地方裁判所の破産手続き開始決定と破産管財人弁護士が選任され、平成22年9月8日付で当時の水道課に水道使用休止届の申し出がありました。

その後、平成26年7月2日、東京地方裁判所の費用不足による破産手続廃止の決定・確定を受け、平成26年9月12日、登記閉鎖で法人格が消滅、徴収不能となりました。

当該債権におきましても、民法第173条第1号、消滅時効2年を経過しておりますので債権額5,480円を放棄するものです。

次に3件目の法人につきましては、平成25年2月から4月までの3カ月間分、2万7,580円の滞納であります。

この法人は平成25年4月30日付で水道使用休止届が当時の水道課に申し出がありました。平成27年11月13日、甲府地方裁判所の破産手続が開始され、平成27年2月20日、甲府地方裁判所の費用不足による破産手続廃止の決定・確定を受け、平成27年2月24日、登記閉鎖で法人格が消滅、徴収不能となりました。

当該債権におきましても、民法第173条第1号、消滅時効の2年を経過しておりますので債権額2万7,580円を放棄するものです。

以上で内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で、町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

---

日程第22 議案第21号 峡南広域行政組合規約の変更についてを議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第21号について、ご説明申し上げます。

峡南広域行政組合規約の変更についてであります。

地方自治法第286条第1項の規定により、峡南広域行政組合規約を別紙のとおり変更いたします。

提案理由を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、峡南広域行政組合規約の共同処理する事務及び同組合の規約を変更する場合の関係地方公共団体の協議は、同法第290条の規定により議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

なお、議案の内容につきましては、総務課長より説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

次に議案第21号について内容説明を求めます。

村野総務課長。

○総務課長（村野浩人君）

それでは議案第21号 峡南広域行政組合規約の変更について、議案説明書により説明をさせていただきます。

議案説明書および議案第21号をご覧ください。

組合規約を変更する背景等ではありますが、峡南広域行政組合の処理する事務規定において介

介護保険サービス業者に対し、各町が行うべき指導事務について、組合が共同処理する事務が規定されております。

指導対象となる介護保険サービス事業者としては、これまで地域密着型サービス事業者と指定居宅介護支援業者、いわゆるケアマネの業務を行う事業者としてきたところ、これに加えて介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者を対象に加えるものであります。

変更内容であります。組合が処理する事務を定めた規約第3条中第8号で規定している介護保険における「指定地域未着型サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者」に、新たに「介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者」を追加改正するものであります。

施行期日につきましては、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第21号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で、町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開を11時30分とします。

休憩 午前11時17分

---

再開 午前11時30分

○議長（柿島良行君）

休憩前に引き続きまして、議事を再開いたします。

---

日程第23 議案第22号 令和元年度身延町一般会計補正予算（第9号）

日程第24 議案第23号 令和元年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第25 議案第24号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

日程第26 議案第25号 令和元年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

日程第27 議案第26号 令和元年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）

日程第28 議案第27号 令和元年度身延町西嶋財産区特別会計補正予算（第1号）

以上の6議案は補正予算案でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について提案を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは議案第22号から議案第27号までの令和元年度補正予算6議案について、ご提案を申し上げます。

議案第22号 令和元年度身延町一般会計補正予算（第9号）について

議案第23号 令和元年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

議案第24号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について

議案第25号 令和元年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

議案第26号 令和元年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第27号 令和元年度身延町西嶋財産区特別会計補正予算（第1号）について

令和元年度補正予算案については、以上でございます。



なお、議案の内容につきましては、財政課長より説明を申し上げますのでよろしくお願いたします。

○議長（柿島良行君）

次に、議案第22号から議案第27号までの議案の内容説明を求めます。  
遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

議案第22号から議案第27号までの令和元年度身延町一般会計および特別会計補正予算について、お手元の概要書により説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

議案第22号 令和元年度身延町一般会計補正予算（第9号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,960万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億7,337万5千円といたしました。

第2表繰越明許費の補正について、説明いたします。

第2表繰越明許費補正により令和2年度への繰越明許事業を追加及び変更いたします。

追加する事業につきましては、2款7項国土調査費、地籍調査事業2,804万2千円は国の補正予算により令和2年度に実施予定の下田原第1調査区について、令和元年度補正予算で所要額を予算化し、次年度へ繰り越すものであります。

6款1項農業費、農業用施設修繕事業148万5千円は、富士川の増水で被災した清子地区農業用揚水管の修繕工事の標準工期が確保できないため、次年度に繰り越すものであります。

同項農業費、夜子沢地区鳥獣害防止柵移設工事49万5千円は、県繰越事業の県道遅沢静川線道路改良工事に伴う夜子沢地区鳥獣害防止柵移設工事を、県事業と同様に次年度に繰り越すものであります。

同項農業費、県営中山間地域総合整備事業3,675万円は、県の繰越事業に伴い所要額を次年度に繰り越すものであります。

6款2項林業費、林道三石山線改良事業2,750万円は、国の補正予算により増額する林道三石山線道路改良事業の標準工期が確保できないため、次年度に繰り越すものであります。

変更する事業につきましては、4款3項簡易水道運営費、簡易水道事業特別会計繰出金の繰越額を3,142万3千円に変更いたします。身延町簡易水道事業特別会計による繰越明許事業の財源を確保するためであります。

2ページをお開きください。

第3表地方債の補正について説明いたします。

第3表地方債補正により地方債の限度額を変更いたします。

旧合併特例事業債は限度額を630万円減額し、補正後の限度額を6億8,510万円といたしました。

過疎対策事業債は限度額を4,360万円減額し、補正後の限度額を1億9,970万円といたしました。

辺地対策事業債は限度額を80万円減額し、補正後の限度額を920万円といたしました。

緊急防災・減債事業債は限度額を340万円減額し、補正後の限度額を1,690万円といたしました。

各地方債において増減の対象となる事業の内訳は資料のとおりであります。

3ページをお開きください。

歳入予算について増減の主な理由についてご説明いたします。

1 款町税は町税全体で9 5 8万円を減額いたしました。主な理由といたしましては、軽自動車税については、令和元年1 0月に導入された環境性能割にかかる分について、県からの交付予定額に応じて減額し、町たばこ税につきましては、喫煙者数の減少等に伴い8 2 0万円の減額といたしました。

3 款利子割交付金から1 0 款地方特例交付金は、年度内の歳入見込み等に基づき予算額を増減いたしました。

1 3 款分担金及び負担金は、保育施設利用者負担金および広域入所児童施設型給付負担金の実績に応じて児童福祉費負担金を減額するとともに、学校給食費負担金につきましても年度実績により減額いたしました。

1 4 款使用料及び手数料は、各公共施設使用料、ならびに税務手数料を実績等に基づき減額いたしました。

1 5 款国庫支出金4, 1 2 6万5千円の減額は、国庫負担金および国庫補助金対象事業の実績を見込み、予算額を増減いたしました。

1 6 款県支出金3 9 1万5千円の増額は、県負担金および県補助金対象事業の実績等を見込み予算額を増減いたしました。

2 項県補助金2, 2 7 9万7千円の増額のうち総務費県補助金、地籍調査費補助金1, 9 0 2万円の増額は国の補正予算により増額し、令和2年度への繰越事業の財源といたします。

農林土木費、県補助金道整備交付金1, 2 6 2万3千円の増額も国の補正予算により増額します。これは林道三石山線林道改良事業に充当しまして、令和2年度への繰越事業の財源といたします。

1 7 款財産収入2, 1 9 3万4千円の増額につきましては、財産売払収入としまして、令和元年度中における丸滝および常葉分譲地の分譲等による収入であります。

4ページをお開きください。

寄附金6 2 9万円の増額は、ふるさと納税制度による寄附金の歳入見込みによる増額であります。

1 9 款繰入金は1 億1, 6 3 8万5千円を減額といたしました。財政調整基金繰入金1 億8 9 1万7千円の減額は、普通交付税および繰越金の確定等によるものであります。

また、まちづくり振興基金繰入金7 4 6万8千円の減額は、創業支援事業等のまちづくり振興事業費の減額によるものであります。

2 0 款繰越金は、前年度繰越金として1 億3, 8 7 5万円の増額といたしました。

町税は5, 4 1 0万円減額いたしましたが、町債の増減につきましては「第3表地方債補正」で説明したとおりでございます。

続いて歳出予算の主な増減の要因を説明いたします。

歳出の補正予算は、年度末に向けて各事業の執行状況および決算見込みに基づき、予算額を増減したものであります。

2 款総務費のうち1 項総務管理費8, 6 7 2万9千円の減額は、主に1 3 目プレミアム付商品券費において、利用対象者の利用実績の見込み5, 9 7 7万円の減額をいたしたものであります。

4項選挙費1, 038万円の減額は、山梨県議会議員選挙費が無投票であったため減額いたしました。

7項国土調査費2, 804万2千円の増額は、国の補正予算により令和2年度に実施予定の下田原第1調査区について、令和元年度補正予算で所要額を予算化し、次年度へ繰り越すものであります。

5ページをお開きください。

6款農林水産業費のうち1項農業費720万3千円の増額は、主に農業土木費842万5千円の増額であります。特に中山間地域総合整備事業等の県営事業負担金の増額は、国の補正予算による増額で、県の繰越事業により中山間地域総合整備事業の明許繰越として令和2年度に繰り越すものであります。

また、県繰越事業の県道遅沢静川線道路改良工事に伴う夜子沢地区鳥獣害防止柵移設工事費49万5千円を計上し、次年度に繰り越します。

2項林業費2, 595万7千円の増額は、林業振興費において有害鳥獣捕獲奨励金を捕獲実績に基づき255万円を増額するとともに、林業土木費2, 619万9千円を増額いたしました。特に、国の補正予算により林道三石山線道路改良事業に伴います2, 750万円を予算計上したところでございます。

7ページをお開きください。

13款諸支出金のうち1項基金費2億276万8千円の増額は、令和元年度決算を見込み、公共施設整備基金費に8千万円および非常災害対策基金費に2千万円、ならびに子ども・子育て基金に1億円等を積み立てるものであります。

次に議案第23号 令和元年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2, 769万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4, 767万4千円といたしました。

補正予算の主な要因は、令和元年度の決算を見込み、後期高齢者医療広域連合への納付額について減額した予算としたものであります。

8ページをお開きください。

次に議案第24号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ762万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5, 440万6千円といたしました。

第2表繰越明許費の補正について説明いたします。

第2表繰越明許費補正により令和2年度への繰越明許事業を追加する事業につきましては、1款1項簡易水道管理費、中山間事業関連水道管移設工事722万7千円であります。これは県繰越事業の中山間地域総合整備事業の関連事業に伴う水道管移設工事を県事業と同様に次年度へ繰り越すもので、対象となる工事は町道古関田ノ上線配水管補償工事、町道身延波木井線配水管補償工事の2件となります。

また補正予算の主な要因は、令和元年度簡易水道建設事業の決算を見込み、所要財源の見直しをしまして補正予算にしたものとなります。

9ページをお開きください。

歳入歳出のうち諸収入406万2千円の増額は、県営事業であります中山間事業の関連いたします配水管切り回しの補償金であります。

また、歳出予算のうち1款1項簡易水道管理費37万3千円の減額は、事業の精査により管理費全体では減額となりますが、繰越明許費事業となる補償工事2件分、722万7千円の増額につきましては、県繰越事業と同様に予算化し、次年度に繰り越すものであります。

10ページをお開きください。

次に議案第25号 令和元年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,510万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,948万8千円といたしました。

第2表地方債の補正について説明します。

第2表地方債補正により地方債の限度額を変更いたします。

下水道事業債の限度額を40万円減額し、補正後の限度額を370万円といたします。これは公営企業会計移行基礎調査業務の実績により下水道事業債の限度額を40万円減額するものです。また、補正予算の主な要因は令和元年度の決算を見込み、歳入歳出それぞれの事業を精査し、予算の増減および財源組み替え等の予算措置といたしました。

11ページをお開きください。

議案第26号 令和元年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ929万2千円といたしました。

補正予算の主な要因は令和元年度の決算を見込み、繰越金を財源としまして下部奥の湯温泉事業基金に47万3千円を積み立てる予算といたしました。

次に議案第27号 令和元年度身延町西嶋財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57万6千円といたしました。

補正予算の内容につきましては、歳出予算の1款1項1目一般管理費において、隣接の私有地に流入した崩落土を撤去する業務委託費を30万円計上いたしました。

なお、この歳出予算の財源は西嶋財産区財政調整基金の繰入金によるものであります。

以上、議案第22号から議案第27号までの説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で、町長の提案と担当課長の内容説明が終わりました。

- 
- |       |        |                         |
|-------|--------|-------------------------|
| 日程第29 | 議案第28号 | 令和2年度身延町一般会計予算          |
| 日程第30 | 議案第29号 | 令和2年度身延町国民健康保険特別会計予算    |
| 日程第31 | 議案第30号 | 令和2年度身延町後期高齢者医療特別会計予算   |
| 日程第32 | 議案第31号 | 令和2年度身延町介護保険特別会計予算      |
| 日程第33 | 議案第32号 | 令和2年度身延町介護サービス事業特別会計予算  |
| 日程第34 | 議案第33号 | 令和2年度身延町簡易水道事業特別会計予算    |
| 日程第35 | 議案第34号 | 令和2年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算 |
| 日程第36 | 議案第35号 | 令和2年度身延町下水道事業特別会計予算     |
| 日程第37 | 議案第36号 | 令和2年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算 |

- 日程第38 議案第37号 令和2年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第39 議案第38号 令和2年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第40 議案第39号 令和2年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第41 議案第40号 令和2年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第42 議案第41号 令和2年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第43 議案第42号 令和2年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第44 議案第43号 令和2年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第45 議案第44号 令和2年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
- 日程第46 議案第45号 令和2年度身延町西嶋財産区特別会計予算
- 日程第47 議案第46号 令和2年度身延町曙財産区特別会計予算
- 日程第48 議案第47号 令和2年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
- 日程第49 議案第48号 令和2年度身延町下山地区財産区特別会計予算

以上の21議案は当初予算案でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について提案を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

それでは、議案第28号から議案第48号までの令和2年度当初予算21議案についてご提案を申し上げます。

議案第28号 令和2年度身延町一般会計予算

議案第29号 令和2年度身延町国民健康保険特別会計予算

議案第30号 令和2年度身延町後期高齢者医療特別会計予算

議案第31号 令和2年度身延町介護保険特別会計予算

議案第32号 令和2年度身延町介護サービス事業特別会計予算

議案第33号 令和2年度身延町簡易水道事業特別会計予算

議案第34号 令和2年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算

議案第35号 令和2年度身延町下水道事業特別会計予算

議案第36号 令和2年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算

以上9議案。

また議案第37号 令和2年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算から議案第48号 令和2年度身延町下山地区財産区特別会計予算までの12議案につきましては、各財産区特別会計予算であります。

令和2年度の当初予算案につきましては、以上21議案でございます。

なお、議案第37号から議案第48号までの財産区特別会計予算につきましては、内容説明を省略させていただき、議案第28号から議案第36号については財政課長より内容説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（柿島良行君）

議案第28号から議案第36号までの内容説明を求めます。

なお、配布してあります内容説明省略議案により議案第37号から議案第48号についての

内容説明は省略します。

それでは、議案第28号から議案第36号まで一括して内容説明を求めます。

遠藤財政課長。

○財政課長（遠藤基君）

議案第28号から議案第36号までの令和2年度身延町一般会計および特別会計予算について、お手元の概要書により説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

令和2年度身延町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を84億4,740万円といたしました。

第2表継続費についてご説明いたします。

地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額および年割額を次のとおりといたしました。

10款1項教育総務費、身延中学校新校舎等建設事業のうち校舎等建設基本設計及び実施設計業務委託費を令和2年度から3年度までの継続費といたします。

事業費総額は2億609万6千円となり、年度割は令和2年度に8,832万6千円、令和3年度に1億1,777万円といたしました。

第3表地方債についてご説明いたします。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額等を次のとおりといたしました。

過疎対策事業債は2億2,440万円とします。

辺地対策事業債は1千万円といたします。

旧合併特例事業債は3億6,740万円といたします。

2ページをお開きください。

臨時財政対策債は1億7,300万円といたします。

緊急防災・減災事業債は3,670万円とします。

緊急自然災害防止対策事業債は500万円といたします。

以上、令和2年度地方債の限度額総額は8億1,650万円となり、各地方債についての充当事業は資料にあるとおりでございます。

歳入についてご説明いたします。

1款町税は、町税全体で前年度に対しまして1.7%減の13億915万2千円を見込みました。

予算編成にあたり個人町民税、法人町民税につきましては、人口減少や地方における雇用情勢の厳しさや中部横断自動車道建設事業の進捗に伴う事業量の減少等から前年度から2,270万円の減といたしました。

固定資産税につきましては、大規模償却資産の総務大臣配分の増加等に伴いまして前年度から500万円の増を見込みました。

軽自動車税につきましては、新規登録者数の増加や令和元年10月1日から適用された環境性能割と合わせて前年度から330万円の増といたしました。

町たばこ税は、喫煙者の減少等を見込み前年度から820万円の減といたしました。

2款地方譲与税から12款交通安全対策特別交付金は、地方財政計画等に基づき所要額を見

込みました。

特に6款法人事業税交付金は、平成31年度税制改正により創設され、750万円を計上いたしました。法人事業税交付金は、地方分権特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分法人町民税割の減収分につきまして、補てん措置として県税の法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度であります。

また本町の主要な一般財源として、11款地方交付税は36億円を計上したところでありませぬ。

なお、本町の地方交付税は令和元年度で合併算定替えによる優遇措置は終了し、令和2年度からは一本算定による交付となっております。

3ページをお開きください。

13款分担金及び負担金は、児童・社会福祉施設等の施設利用者負担金や小中学校学校給食費負担金の所要額を計上いたしました。

14款使用料及び手数料は、各公共施設使用料および窓口事務手数料等の所要額を計上いたしました。

15款国庫支出金のうち、国庫補助金につきましては、町が事業主体となって実施する事業について所要額を計上し、特に社会資本整備総合交付金の主な事業といたしまして、橋梁長寿命化事業に7,829万3千円、町道改良事業に952万円等を計上いたしました。

16款県支出金のうち、県補助金は国県の制度に伴う補助金を計上いたしました。主な補助金の内容は資料にあるとおりでございます。

県委託金は統計委譲事務等の委託金を計上いたしまして、特に統計調査費委託金につきましては、令和2年度に実施する国勢調査業務委託金826万円を計上したところでありませぬ。

4ページをお開きください。

17款財産収入は、町有財産の土地建物等の貸付収入および基金運用利子を計上いたしました。

18款寄附金は一般寄附金ならびに指定寄附金を計上し、指定寄附金はふるさと納税制度による寄附金を含むものであります。

19款繰入金8億3,988万8千円は、各基金から用途に応じて繰入所要額を計上いたしました。

なお、各基金の充当事業につきましては、資料にあるとおりでございます。

20款繰越金は、前年度繰越金として2億9,329万6千円を見込みました。

21款諸収入は、預金利子や各施設の売上金等の雑入について所要額を見込みました。

22款町債につきましては、第3表地方債で説明したとおりでございます。

5ページをお開きください。

歳出予算についてご説明いたします。

1款議会費7,322万1千円は、議会運営に係る年間諸経費を計上いたしました。

2款総務費18億3,716万6千円を計上いたしました。

主な事業として、1項総務管理費14億4,538万6千円のうち広聴広報費は、町からの情報発信として「広報みのぶ」の発刊やホームページ関連経費を計上し、新規事業といたしまして、町オフィシャルマスコットキャラクターの作成関係経費を計上いたしました。

財産管理費は、本庁舎、簡易郵便局および未利用施設の建物、ならびに町有地の維持管理や

町有バスを含む公用車集中管理関係経費を計上いたしまして、令和2年度の取り組みとして、本町公共施設の長寿命化、ならびに管理運営について、指定管理制度も含めた在り方の検討をする委員会等の関係経費を予算計上いたしました。

企画費は、まち・ひと・しごと総合戦略の検証を行う所要額や、ふるさと納税に対する返礼品に係る所要額、ならびに新過疎法制定による過疎計画策定支援業務関係経費を計上いたしました。

また、まち・ひと・しごと創生事業費は起業支援および新規事業所誘致事業、農業振興による6次産業化事業、観光資源の魅力アップ事業等に係る関連施設の所要額を計上いたしました。

特に子育て世代の負担軽減や教育環境を充実させるとともに、あけぼの大豆による所得向上対策等にも積極的に取り組み、移住定住の促進強化、また交流人口の増加を促進する予算として身延町の魅力を町外に発信するため、充実させた予算といたしました。新規事業として、令和2年度からチャイルドシートの購入補助金、自主防災組織における資機材整備費補助金制度を導入したところであります。

6ページをお開きください。

4項選挙費に1, 157万4千円を計上したうち、身延町長選挙費は10月23日任期満了に伴いまして身延町長選挙が行われます。その経費といたしまして1, 101万6千円を計上いたしました。

5項統計調査費の849万4千円のうち指定統計調査費は、指定統計調査関係経費を計上するとともに、令和2年度は国勢調査が実施されます。

7項国土調査費1億3, 984万8千円は、令和2年度調査区としましては、大城第3、市之瀬第2となり、調査区の原因作成、測量業務等を実施するものであります。

3款民生費に21億5, 292万8千円を計上いたしました。1項社会福祉費16億103万2千円のうち、社会福祉総務費は民生委員活動費や社会福祉協議会補助金など町の福祉サービスの充実に係る所要額を計上し、高齢者福祉費は高齢者に係る生活支援事業やシルバー人材センター運営負担金、ならびに老人クラブ補助金等の所要額を計上いたしました。

7ページをお開きください。

障害福祉費は、障がい児や障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境づくりに取り組むため、地域生活支援事業費や障害者自立支援給付費等に係る所要額を予算計上いたしました。

2項児童福祉費5億5, 189万5千円のうち、児童福祉費は子どもたちの健全育成等を図るため所要額を計上いたしました。特に子育て支援医療費助成として18歳までの医療費無料化やひとり親家庭への医療費助成などの扶助費を2, 859万8千円計上いたしました。

また、常葉保育所ならびに久那土保育所の各園舎の改修事業費として1, 685万円を計上いたしました。

常葉保育所、久那土保育所、静川保育所、原保育所4施設の管理運営費を計上するとともに、特定教育・保育施設費として私立保育園の下山立正保育園ほか3園および認定こども園の大野山保育園ほか2園への保育業務委託費等1億7, 082万2千円を計上し、子どもたちの保育環境の整備と充実を図りました。

また、地域子ども・子育て支援事業費は、病児・病後児保育事業費として66万2千円を計上するとともに、認定こども園の大野山保育園における地域子育て支援拠点事業に対する補助



金として815万2千円を計上いたしました。

4款衛生費に8億5,833万4千円を計上いたしました。1項保健衛生費2億9,016万9千円のうち予防費は生活習慣病やがん予防対策を推進し、町民が生涯を通じて健康で元気な生活が送れるよう特定健診等の所要額を計上するとともに、感染症等の予防を図るため、従来の高齢者予防接種、ならびに一定年齢に該当する男性を対象とした風しん抗体検査等の予防接種事業費を計上いたしました。

8ページをお開きください。

2項清掃費2億3,363万5千円は、峡南衛生組合負担金2億2,601万2千円および山梨西部広域環境組合負担金762万3千円を計上いたしました。

3項簡易水道運営費3億3,453万円は、中之倉営農飲雑用水施設ほか3施設の管理運営費ならびに新たに中屋敷営農飲雑用水施設整備費としまして、1,282万5千円を計上するとともに、簡易水道事業特別会計への繰出金を計上いたしました。

6款農林水産業費に2億4,295万1千円を計上いたしました。1項農業費1億8,840万円のうち農業委員会費は農業委員、農地利用最適化推進委員で構成される農業委員会の運営経費を計上し、農業振興費は主に優良農地の保全や集約化、遊休農地の利活用、鳥獣害防止対策等に係る所要額を計上したところであります。

農業土木費は、農業基盤整備に向けて、中山間地域総合整備事業、耕作放棄地等再生整備支援事業等の事業費を計上いたしました。

9ページをお開きください。

2項林業費5,455万1千円のうち、林業振興費は、主にシカ、イノシシ、サル等の有害鳥獣捕獲および猟友会の活動経費を計上いたしまして、森林環境譲与税による事業として、森林所有者意向調査および準備業務委託費285万8千円を計上いたしました。

また林業土木費は、生活基幹林道三石山線や富士見山線の維持管理費等を計上いたしました。

7款商工費に1億2,138万6千円を計上いたしました。

2項観光費9,232万1千円は、町内観光の振興を図るため、下部観光協会事業ならびに身延山観光協会事業に対する補助金やヤマメまつり、身延山万灯行列等の地域活性化イベントへの補助に係る所要額を計上するとともに、観光パンフレット作成およびWebマガジンへの掲載費やインバウンド対策費等の観光宣伝事業費を計上いたしました。

また、「ゆるキャン△」の聖地である旧下部中学校の管理費と併せて観光宣伝用のノベルティー製作費関連予算も計上いたしました。さらに新規事業としまして、町観光振興ビジョン策定業務費として550万円を計上いたしました。

8款土木費に7億6,768万2千円を計上いたしました。

1項土木管理費1億1,530万7千円は、主に急傾斜地崩壊対策事業に伴う町負担金や中部横断自動車道等の早期開通に係る関係経費を計上いたしました。また、中部横断自動車道整備事業に伴う町道田原宮木線拡幅部分の用地測量業務費2,920万5千円を計上し、町道面積等を確定いたします。

10ページをお開きください。

2項道路橋梁費2億4,262万7千円のうち、道路橋梁新設改良費は、町道大道市之瀬線、町道丸滝沖村線、町道静川大須成曙線の改良工事等の所要額を計上し、社会資本整備総合交付金事業としまして橋梁点検および橋梁個別計画、ならびに通学橋等の3橋の橋梁修繕工事、な

らびに町道昭和道路線道路拡幅設計業務費等4, 580万7千円を計上いたしました。

5項住宅費6, 143万8千円は、町営住宅の西嶋団地をはじめとする14団地および町有住宅の相又団地を維持する所要額を計上し、特に令和2年度は、八日市場団地において浴室改修工事、ならびに船原団地および梅平団地解体工事の所要額を計上いたしました。

また、木造住宅の耐震診断を支援するとともに、木造住宅耐震改修事業等の補助金や新規事業として、空き家対策総合支援事業補助金予算として200万円を計上いたしました。

9款消防費に2億5, 847万6千円を計上いたしました。

1項消防費1億2, 818万2千円のうち、非常備消防費は消防団活動費としての報酬、出動手当、分団運営費、各分団詰所等の維持管理費を計上しました。

11ページをお開きください。

特に令和2年度において、消防団員の安全確保のための装備として消防衣一式を各部に配備する所要額を計上いたしました。

消防施設費は、大島地内に耐震性貯水槽2基の設置工事費および普通消防積載車2台、軽消防積載車1台、可搬式消防ポンプ6台を整備する所要額を計上いたしました。

3項防災費1億3, 001万円は、大規模災害時の発生に備え、災害用備蓄品等購入に係る所要額、ならびに防災無線設備の維持管理費を計上するとともに、特に令和2年度において国土強靱化計画を策定するため、638万円を計上いたしました。

また、避難所機能強化事業としてハイブリッド式非常用小型発電機を20セット購入するため1, 357万4千円を計上いたします。

10款教育費に13億9, 999万6千円を計上いたしました。

1項教育総務費6億9, 122万4千円のうち、事務局費は学校統合に伴う通学対策費や児童生徒の遠距離通学に対する補助金、教育研修センターの維持管理費や生徒の総合的な学力向上を目指した向学館の開設経費、イングリッシュキャンプの事業費、芸術鑑賞会開催等の所要額を計上いたしました。

また施設整備費は、令和2年度主要事業推進予算といたしまして中学校建設事業費1億9, 135万7千円、大河内複合施設整備事業費1億8, 118万5千円、健康増進施設建設事業費8, 142万円等を計上したところであります。

2項小学校費1億3, 900万1千円のうち学校管理費は身延清稜小学校、下山小学校、身延小学校における学校管理運営費の所要額を計上し、教育振興費では特に令和2年度の教科書改訂による教師用指導書等を充実するとともに、新たにプログラミング教育事業に取り組む予算を計上いたしました。

12ページをお開きください。

教育委員会学校管理費では、学校施設整備費として身延清稜小学校におきましてプールフェンス取替工事費841万5千円、身延小学校渡り廊下土間等、また水路改修工事費といたしまして352万円を計上いたしました。

3項中学校費5, 375万7千円のうち学校管理費は、身延中学校における学校運営費等の所要額を計上し、教育振興費は、各種教育指導のための講師招へい費や選手派遣、学校行事に対する補助や学校図書および教材備品等の購入の所要額を計上したところであります。

5項文化振興費2億3, 051万4千円のうち文化財保護費は、町内の文化財保護に関する経費および文化財の調査研究に係る所要額を計上したところでありますが、特に旧市川家の住

宅修繕工事といたしまして433万4千円を計上いたしました。

金山博物館費は、施設の維持管理費および砂金掘り大会や遺跡見学会、ならびに各講座等の開催等のイベント所要額や雨漏り対策といたしまして屋上防水工事費417万1千円を計上いたしました。

13ページをお開きください。

6項保健体育費6,707万3千円のうち体育施設費は町内の社会体育施設である体育館、グラウンド、テニスコート、武道館、弓道場等の維持管理に係る所要額や特に町民体育館の施設長寿命化事業としまして、施設照明のLED化事業としまして2,305万1千円を計上いたしました。

12款公債費6億8,909万8千円を計上いたしました。

1項公債費6億8,909万8千円のうち元金6億6,656万3千円は、通常償還分として3億9,724万2千円、繰上償還分としまして2億6,932万1千円を計上し、繰上償還分は、平成28年度借り入れの旧合併特例事業債分であります。

14ページをお開きください。

議案第29号 令和2年度身延町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,486万4千円といたしました。

県が保険者となり財政運営主体となる現行の国民健康保険制度において、県は効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担っておりますが、保険税の賦課・徴収および保健事業は従前どおり町が実施することとなっております。

そのような中で、国保被保険者の医療費適正化や保健事業への取り組みに配慮し、本町における国保運営の健全化を考慮した予算といたしました。

議案第30号 令和2年度身延町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,615万9千円といたしました。

後期高齢者医療制度に基づき、県後期高齢者医療広域連合と連携した予算としたところでございます。

議案第31号 令和2年度身延町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億3,769万6千円といたしました。

介護保険制度を円滑に実施するため、第7期介護保険事業計画に基づき、介護保険財政の健全化を図るとともに、地域包括支援センターを中心に介護予防や相談支援事業等を推進する予算編成といたしました。

また、令和3年度から令和5年度までの第8期身延町介護保険事業計画および高齢者福祉計画を策定する予算といたしました。

15ページをお開きください。

議案第32号 令和2年度身延町介護サービス特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ937万6千円といたしました。

介護予防サービス計画事業や介護予防ケアマネジメント事業を実施する予算であります。

議案第33号 令和2年度身延町簡易水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ6億3,245万4千円といたしました。

簡易水道事業の適正な運営を図り、安全な飲料水の確保および安定供給に努めた予算といたしました。

第2表地方債について、ご説明いたします。

地方債の起債の目的、限度額等を次のとおりといたします。

簡易水道事業債を5,590万円とします。また過疎対策事業債を2,700万円とします。

以上、令和2年度地方債の限度額総額は8,290万円となり、各地方債についての充当事業は資料にあるとおりでございます。

令和2年度の簡易水道事業費1億561万9千円を計上し、特に事業といたしましては中富西部簡水（矢細工地内）の給・配水管の布設工事等を実施いたします。また、公営企業会計移行に備えた業務委託費として2,895万2千円を計上いたしました。

議案第34号 令和2年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,607万4千円といたしました。

農業集落排水施設等の維持管理に係る所要額を計上したところであります。

第2表地方債について説明いたします。

地方債の起債の目的、限度額等を次のとおりといたします。

下水道事業債を550万円といたします。これは公営企業会計移行業務に係る業務委託に充当するものであります。

16ページをお開きください。

議案第35号 令和2年度身延町下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ4億144万4千円といたしました。

中富下水道施設ほか4施設の維持管理に係る所要額の予算であります。

第2表地方債について、ご説明いたします。

地方債の起債の目的、限度額等を次のとおりといたします。

下水道事業債を1,070万円といたします。これはマンホールポンプ電気設備更新事業に280万円。公営企業会計移行業務事業に対しまして、790万円を充当するものであります。

主要事業についてご説明いたします。

令和2年度は、下水道事業の公営企業会計移行に備え固定資産調査を実施するとともに、令和元年度策定したストックマネジメント全体計画により電波法改正による中央監視設備等のデジタル化に向けた実施計画を策定する予算を計上いたしました。

議案第36号 令和2年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ753万1千円といたしました。

奥の湯高温源泉の安定的な供給に資する予算といたしました。特に令和2年度において温泉監視システム更新工事費360万8千円を計上し、施設の稼働状況ならびに揚湯量や水位等の監視を充実させる予算といたしました。

以上で議案第28号から議案第36号までの説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

以上で、町長の提案と担当課長の内容説明が終わりました。

---

日程第50 切坂山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙についてを議題とします。

切坂山恩賜県有財産保護組合議会議員の任期が令和2年3月31日をもって満了しますので、同組合規約第6条の規定により切坂山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によって行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますのご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

ここで推薦者名簿の配布のため、暫時休憩とします。

その場でお待ちください。

休憩 午後 零時30分

---

再開 午後 零時31分

○議長(柿島良行君)

休憩前に引き続き、議事を再開します。

切坂山恩賜県有財産保護組合議会議員に身延町八坂214番地4、今福誠氏。身延町八坂360番地、今福歳男氏。身延町八坂325番地、今福益行氏。身延町三澤707番地、上田孝二氏の4名を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長において指名しました4名を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4名が切坂山恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました上田孝二氏が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

---

日程第51 山梨西部広域環境組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますのご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によって行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますのご異議ありませんか。

(異議なし。の声)  
異議なしと認めます。  
したがって、議長が指名することに決定しました。  
ここで推薦者名簿配布のため、暫時休憩とします。  
その場でお待ちください。

休憩 午後 零時34分

---

再開 午後 零時35分

○議長 (柿島良行君)

休憩前に引き続き、議事を再開します。

山梨西部広域環境組合議会議員に身延町手打沢927番地1、川口福三君を指名します。  
お諮りします。

ただいま、議長が指名しました川口福三君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました川口福三君が山梨西部広域環境組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました川口福三君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は終了しました。

これをもちまして、本日は散会とします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長 (佐野和紀君)

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 零時36分

令和 2 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 5 日

令和2年第1回身延町議会定例会（2日目）

令和2年3月5日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 休会の決定

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし



4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副 町 長	笠井 祥一
教 育	長	保坂 新一	総 務 課 長	村野 浩人
会 計 管 理 者		穂坂 桂吾	企 画 政 策 課 長	高野 博邦
交 通 防 災 課 長		千頭和康樹	財 政 課 長	遠藤 基
税 務 課 長		小笠原正人	町 民 課 長	望月 融
福 祉 保 健 課 長		熊谷 司	観 光 課 長	佐藤 成人
子 育 て 支 援 課 長		大村 隆	産 業 課 長	内藤 哲也
建 設 課 長		望月 真人	土 地 対 策 課 長	伊藤 天心
環 境 上 下 水 道 課 長		水上 武正	下 部 支 所 長	望月 由香里
身 延 支 所 長		鈴木 利規	学 校 教 育 課 長	伊藤 克志
施 設 整 備 課 長		羽賀 勝之	生 涯 学 習 課 長	深沢 教博

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 佐野 和紀  
録音係 深沢 泉

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

---

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

なお、保坂教育長から教員人事協議のため午後から欠席する旨の申し出がありましたので報告します。

次に広報編集委員長から議会広報編集のための写真撮影の申し出がありましたので、これを許しましたので報告いたします。

なお、傍聴席において報道関係者の写真撮影を許しましたので併せて報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第2 一般質問。

通告の1番、伊藤達美君の一般質問を行います。

伊藤達美君の質問を許します。

登壇してください。

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

通告に従いまして、ただいまより一般質問を行います。

ご存じのとおり、新型コロナウイルスの感染が国内はもとより世界的に大きな問題となっております。これに伴いまして、本町の小中学校では3月3日午後から25日まで臨時休校といたしておりますが、この期間、児童生徒が事件・事故に巻き込まれないよう、教師の定期的な家庭訪問により児童生徒への手厚い支援を町当局に要請をいたしまして質問に入ります。

まず最初の質問でございますが、令和2年度社会資本整備総合交付金事業についてお伺いをいたします。

専門家によりますと、地球の温暖化により台風の勢力が強大化して日本列島に上陸する回数は増加するということとあります。昨年の台風15号や19号の日本列島上陸をみれば、これは明らかでございます。自然災害のリスクが年々増大をいたしてございまして、「想定外」の事態がいつ起きても、これはおかしくはないという状況でございます。

地域の安心・安全を確保するためにも、自然災害に対する防災・減災への取り組みを不断に

強化する必要があるというふうに思います。このため、道路・河川・橋梁などの社会資本の充実を図るべきだと考えますが、令和2年度における社会資本整備総合交付金事業に関する予算措置について、まずお伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

頻発する風水害、土砂災害に対する事前防災・減災対策や老朽化する社会資本等への長寿命化等、戦略的維持管理更新の実施は安全・安心な地域づくりを実現するために欠かせない施策と認識しております。

町も平成25年度から社会資本整備総合交付金を活用し、これまで橋梁の長寿命化や住宅建築物の耐震化の促進を中心に取り組んでまいりました。

令和2年度におきましても道路関係では、橋梁修繕工事と緊急避難路の調査設計、住宅関係では住宅の耐震化の促進等を当初予算に事業費として、計1億5,800万円を計上しております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

次に毎年5月下旬に行われております地区要望事項でございますが、この提出につきましては、私は地域の安心・安全、さらには住民生活に関わる地域の諸問題解決を図るために行われているものであると理解をいたしております。要望事項の約9割が建設課に集中しているというふうに私、聞いておりますが、本年度の事業執行状況と来年度の取り組みについての考え方についてお伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

各区から提出していただいた要望につきましては、その内容により所管ごとに振り分け対応しております。令和元年度におきましても大小合わせて718件の要望があり、町所管に関わるものは主に9月議会で予算要求させていただき、緊急性の高いものから約1割を実施したところでございます。

令和2年度におきましても、全町を見渡す中で公平・公正の観点から内容をよく精査し、緊急性の高いものから補正予算にて予算要求させていただきたいと考えております。

なお、国、県に関わるものにつきましては、予算措置の関係上、実施までに時間がかかるものが多く継続案件となりますが、引き続き早期実現に向けて要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

地区要望事項は、私は地域の安心・安全に関わるいろんな情報がこれをとおして集まってくる。これをやっぱり私は、社会資本整備に結び付けていただいて、これからも事業執行をしていただきたいと考えております。

次に、身延町における森林林業振興策についてお伺いをいたします。

本町では林業従事者の減少と高齢化によりまして、森林の保育、それから管理が十分には必ずしも実施されてはならないと理解をいたしております。放置された山林が森林面積の大半を占めているというふうにも聞いております。

森林の荒廃は、林業生産機能の低下とともに水源涵養や土砂災害防止機能の低下、さらには河川環境の悪化や洪水の危険性の増大、鳥獣被害の増加などをもたらすなど、本町の将来に関わる、これは大きな問題でございます。

そして森林の荒廃は、わが国の農山村地域における共通した現象でもございます。この現状を改善するために、国は昨年4月に森林経営管理制度を創設し、これを開始いたしました。これに伴いまして、今後は放置されている森林について、町が主体となって整備・管理することが可能となったわけでございます。町の役割が強化されたと理解をいたしております。

併せて、昨年3月には森林環境税及び森林譲与税に関する法律が制定をされました。森林整備については、森林環境譲与税による取り組みと従来の予算事業による取り組みの双方を推進することによりまして、一層の森林整備を進めることが可能となったわけでありますが、本町におけるこれからの森林整備計画について、お伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

内藤産業課長。

○産業課長（内藤哲也君）

お答えいたします。

本町の森林・林業のマスタープランである身延町森林整備計画が令和元年度見直しの時期を迎え、令和2年4月1日を始期とする今後10年間の計画樹立に向け、手続きを行っているところです。

身延町森林整備計画では、地域の森林、林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方や地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法および森林の保護等の規範、路網整備等の考え方を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想に加え、新たな森林管理システムによる森林整備の円滑な運用に向け、森林経営管理制度の活用に関する事項を追記しました。

森林経営管理制度の創設により適切な経営管理が行われている森林については、引き続き従来の事業により整備を進めていくとともに、町は経営管理が行われていない森林について、森林所有者と林業経営者をつなぐシステムを構築し、林業経営の効率化および森林の管理の適正化の一体的な促進を図ります。

森林環境譲与税の活用にあたっては、木材利用の推進と併せて林業の持続的発展と水源涵養機能、災害に強い森林づくりなど、森林の多面的機能の発揮に資することにより、森林林業の活性化につなげることを目標として進めていきます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

本町の面積の約80%、8割が森林でございます。この振興整備計画については、全力を傾注して、これは進めていく必要があるというふうに私、理解をいたしておりますので、森林整備計画の内容について、これからも注視をしていきたいと思っております。

次に新たな身延町観光振興ビジョンの策定について、お伺いをいたします。

身延町観光振興ビジョンの趣旨は、本町の観光振興について中期的な視点に立ち、観光事業者はもとより他の産業に関わる人たちも含めた、これはオール身延により具体的な目標、基本施策を掲げ、その実現に向けて取り組んでいく指針とするものでございます。それは、基本構想、基本計画、行動計画（アクションプラン）で構成されるものでございます。

その振興ビジョンは、過去二度策定をされました。平成18年3月に策定されたビジョンは、平成26年度までの10カ年を計画期間といたしております。平成28年4月に策定されたものが5カ年計画でございまして、令和2年度までのものでございます。

観光産業を本町の基幹産業というふうに位置づけるのであれば、令和3年度以降の振興ビジョンの、私は策定が当然必要になると思っております。そこでその計画はあるのか、まずお伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

多様化し続ける観光を取り巻く状況を的確に把握し、本町の観光振興の道しるべとなる令和3年度から5カ年の基本構想を策定するため、当初予算に身延町観光振興ビジョン策定業務委託料を計上させていただきましたので、令和2年度の1年をかけて身延町観光振興ビジョンを策定してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

次に、この観光ビジョンの策定におきましては、まちづくりのこれは総合的な指針であり、最上位の計画でございます身延町第2次総合計画でありますとか、東京一極集中を是正し日本の急速な少子高齢化の進展に的確に対応するための第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性、関係性について明確な位置づけが必要になると考えておりますが、その整合性、関係性についてお尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

伊藤議員ご指摘のとおり、平成29年度から令和8年度までの計画である身延町第2次総合計画と平成27年12月に策定し、今年度が最終年度となります第1期まち・ひと・しごと創

生総合戦略の達成状況を踏まえ、継続する事業、また新たに取り組む事業、現在策定中であり  
ます令和2年度から令和6年度までの5カ年を計画期間とする第2期総合戦略と整合性を取り  
ながら策定してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

中部横断自動車道の全線開通による人の流れでございますとか、それから物流の変化、さら  
にはインバウンドでございます外国人観光客の増加など、本町を取り巻く社会経済、その情勢  
の変化は極めてこれは著しいものがございます。私はこれらを踏まえて、この振興ビジョンの  
策定については、前回とは異なる視点で策定にあたるべきだというふうに考えております。当  
然、前回策定された行動計画の検証とともに、観光客のアンケート調査でありますとか、地域  
別の定点観測による観光客の入り込み数など、やっぱり現状分析に基づいて問題点を掌握・把  
握し、解決策へ結びつけるべきであるというふうに常々考えております。身の丈に合った振興  
ビジョン、それから実現可能な施策の立案が私は求められるというふうに理解をいたしてお  
りますが、当局の見解についてお尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

令和2年度策定する観光振興ビジョンにおいては、観光動態調査、アンケート調査や観光事  
業者からの意見を取り入れるためにワークショップを行うことになっております。また、観光  
の専門的知識を有する方々による検討委員会を立ち上げ、広く意見を取り入れながら他の計画  
との整合性にも配慮し、町の地域特性を生かした実現可能な観光振興ビジョンを策定したい  
と思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

やっぱり私は、こういうビジョンの策定にあたっては、やっぱり現実を直視し、そしてその  
ためには、地域のいろんな業種の人たちを集め、いろんな意見を聞く中でより実現可能な施策  
の策定が私は、先ほど申し述べたとおり必要だと思いますので、ただ単に文案を書けばそれで  
いいと、そういう問題ではございませんので、ぜひとも前回、前々回とは違った新たな振興ビ  
ジョンの策定について、ご尽力をいただくようお願いをいたします。

次に、これからのしだれ桜の里づくり事業の課題についてお伺いをいたします。

第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略身延町版の主要事業でございます日本一のしだれ桜  
の里づくり事業は、平成28年度から山梨県富士川クラフトパークの一部敷地を山梨県から借  
り受けて始まったわけでございますが、そのクラフトパークの中にいくつかの、これはエリア  
を設けまして園路整備でございますとか、植栽工事が行われてまいりました。平成28年度か  
ら植栽をはじめ、平成30年度末までに約5,200本を植栽してまいりました。

過去4年間のしだれ桜事業にかかる支出総額は約4億1千万円でございます。その財源の内訳をみますと合併特例債による資金調達が67.8%でございます。その過半を占めるわけでございます。次にふるさと納税などの寄附金が4,700万円で11.5%となるわけでございます。そして令和元年度で、おおむね工事関連の経費支出は、ほぼ終了することになります。これからは維持管理の経費が必要となるわけでございますが、本年度の委託料3千万円がそれに該当するものでございます。今後は一般財源から経常経費として支出することになりますから、当然この経費の削減については努力をされるようお願いをしますものでございます。

そして、しだれ桜の植樹の成果というものに関しましては、これは即時的なものではございません。10年20年先にその成果が表れてくるものというふうに理解をいたします。クラフトパークの丘陵地域全体がしだれ桜で満開となれば、身延山をはじめとしてこれら地域へ数多くの観光客が内外から訪れるだろうと思えます。しだれ桜をとおして、この地の知名度がさらに高まることで、身延山や富士川クラフトパークへの集客が増加をし、峡南地域の観光の中心域として、さらなる通年観光の推進が期待をされるわけでございます。

このためには、しだれ桜の集客力に対応したクラフトパークおよびその周辺の観光インフラの整備をできるだけ早い時期に、山梨県と協議を進め実施をしておく必要があるというふうに私は考えておりますが、当局の見解をお聞かせ願います。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

平成28年度から日本一のしだれ桜の里づくりを目指して植栽事業を開始し、本年度中にクラフトパーク内に約5,300本の植栽が完了しますので、お客さまを迎えるための準備として、しだれ桜の里管理運営計画を策定するため、令和2年度の当初予算に計上させていただきました。この業務委託の中には、お客さまを迎えるに当たって雨水排水計画、園内をスムーズに移動できるよう動線の確保、利便性の向上のための遊歩道やあずまや、ベンチ等の配置計画を策定することとなっておりますが、設置者である山梨県や指定管理者と協議しながら進めていきたいと思っております。

また、駐車場については現在、国土交通省で中部横断自動車道建設に伴う残土処理場として整備している早川右岸を町で借用できるように現在、国に要望しております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

当然、関連インフラの整備がまず不可欠でございますが、それと同時に身延山、それからクラフトパークを中心とする誘客のための戦略についても、専門家を交えて検討する必要があると思えますし、そして民間企業のノウハウを活用して観光客にお金を落としてもらうための工夫をしておくことが不可欠であるというふうに私は常々考えておりますが、併せて当局の考え方を聞かせ願います。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

しだれ桜の開花時期に観光客の方々の動線等を考えるとともに身延町商工会、山梨県や指定管理者と引き続き連携を密にし、身延山やクラフトパークをきっかけにして回遊するなど相互の相乗効果や町内事業者の収益が上がるような仕組みを検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

このクラフトパーク周辺、これはある意味では身延町の中心域でございます。いろんな公共施設の建設計画もあるわけございまして、やっぱりこの地域がこれからのまちづくりの中心になるかと思えます。そういう意味では、このクラフトパークの建設推進をできるだけ早く行っていただいて、その集客を高めるための努力を今後とも進めていただくようお願いをいたしたいと思えます。

次に移住・定住促進のための若者単身者用町営住宅の確保について、お伺いをいたします。

町内には町営・町有住宅が262戸あるわけでございますが、入居対象者は同居親族を有する世帯、すなわちファミリー世帯を基本といたしております。単身世帯については高齢者でございますとか体の不自由な人たち、さらには生活保護の受給者等に限定をいたしているわけでございます。世帯を構成していることがその入居要件でありまして、若者単身者の入居については、町有住宅以外はほぼ不可能でございます。

町内の若者が学校を卒業し就職したとたんに関外へ転居してしまうケースが見受けられますし、また町内企業からは若い従業員を雇用しても町内に適当な住宅がないとの話も聞いております。

町内に住んでもらいたいわけでございますが、町営住宅は先ほども述べたとおり世帯向けであるために若者は町外に居住せざるを得なくなるのではないかと危惧するものでございます。町内には民間の賃貸物件は多くはございません。また、空き家は増えているものの住居として提供可能な住宅は不足しているかと思えます。若者の移住・定住希望者があっても、町内への居住のための住宅施策が必ずしも十分に整備をされていないというふうに私は理解をいたしております。

働き手となる若者の住まいを確保することは、移住・定住の基本的な施策でございます。住宅の受け皿を増やすことで、若者の流出をできるだけ少なくして地域の活性化につなげていくためにも、若者単身者用町営住宅の建設を計画すべきであると考えますが、当局の見解をお聞かせ願います。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

町営住宅を含む公営住宅は、公営住宅法に基づき住宅に困窮する低所得者に低廉な家賃で供給されるもので、世帯を構成していることが要件であり、今まで町も国の補助を受け住宅を建設してきました。しかしながら地域の将来のため、子育てや生産年齢人口の定住の受け皿が必



要なこの時代において、収入制限の厳しい公営住宅ではその役割は果たせません。また、本町では民間賃貸住宅の供給が少ないのが現状です。町内の企業からも若者向けの賃貸住宅の建設の要望もあり、子育て世代も含む若年層の住居の確保は地元定着につながる重要な施策と認識しております。町も県にお願いして、県営住宅において中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅の枠を設けていただいておりますが、現在のニーズに合わない老朽団地が増加する一方、建て替えや改善に要する財源の確保にも限界がありますので、今後は民間のノウハウを活用した公民連携による公的住宅の整備も視野に入れて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

町営住宅の建設に関しまして、私もできればPPP・PFIを活用した、民間活力を活用した事業をぜひとも推進していただいて、若者が定着できるような施策の推進を進めていただきたいというふうに思うわけでございます。

次に身延町総合計画の評価・検証について、お伺いをいたします。

町政運営のための最上位計画であり、総合的な指針でございます第1次身延町総合計画は、平成19年度から28年度にかけて実施に移されました。1次計画の策定から10年を経て社会経済は急速に変化したため、新たに第2次身延町総合計画を平成29年度に策定をいたしましたわけでございます。この第2次計画は、第1次総合計画の基調を受け継ぎまして、本町のさらなる発展に結び付けるための指針とするものでございます。

この計画は、平成29年度を初年度といたしまして、令和8年度を目標年度とする10カ年計画でございます。基本構想と基本計画、そして行動計画でこれは構成されておりますが、基本構想は、まちづくりに向けた基本理念を明確にするとともに、まちづくりの方向を示すものでございます。基本計画は、それに基づく基本的な施策を計画的、効率的に実施するための具体的な、これは事業を取りまとめたものでございます。

平成29年度から令和3年度までの5年間を、この10カ年計画の中での前期基本計画といたしておりますが、この計画の評価・検証はどのように行われているのか、まずお伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

議員がおっしゃったとおり第2次身延町総合計画は平成29年度を初年度とし、令和8年度までの10カ年を計画期間としております。基本構想では、身延町民であることに誇りと自覚を持ち、力を合わせてやすらぎと活力にあふれたひらかれたまちづくりを進めるとの町が目指す基本理念の下、安らぎの暮らしづくり、うるおいの環境づくり、発展の活力づくり、学びの人づくり、協働のまちづくりの5つの目標を掲げて「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった」と思える町を目指すとしております。

前期基本計画は策定から5カ年間の期間を実施期間として、基本構想に掲げた5つの目標を実現するために目標ごとに取り組みべき施策を掲げて、それぞれの施策を所管課で推進してい

くとともに所管を超え、あらゆる分野を対象として総合的なまちづくりを進めるとしております。

平成29年度からの前期基本計画は、初年度からの3カ年分の実施計画により、毎年度更新するローリング方式により進行管理を行い、各課また各担当において基本計画で定めた施策の優先度や実効性を見極めて実施時期、事業内容、事業量を計画し、その財源を示すことにより毎年度の予算編成の指針としております。

実施計画は、PDCAサイクル検証結果を基本として財政計画や行政評価システムの運用と連動をさせております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

この身延町総合計画、第2次総合計画でございます。これはわれわれ、それから町民、職員の皆さんを含めて、これはまちづくりのための教科書、テキストでございます。常にこれを基本として、これを精読して、役場の皆さん方については、自分が行っている仕事はどういう位置づけであるのか、その都度、私は検証をして仕事をしていただきたいと思っております。極めて、これは重要な教科書であります。ぜひとも、この教科書をもとに仕事を進めていただきたいと思えます。

次に社会経済情勢等の変化は、われわれの想像を超えるものがございます。総合計画推進にあたって、この変化に柔軟に対処するためにも、毎年、私はその内容について、その都度の検討作業に基づく見直しが必要だというふうに考えますが、当局の見解をお聞かせ願います。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

先ほどの答弁で、前期基本計画は実施計画により毎年度更新するローリング方式により進行管理を行い、各課また各担当において基本計画で定めた施策の優先度や実効性を見極めて実施時期、事業内容、事業量を計画し、PDCAサイクル検証結果により次年度の施策を実行に移していくということを申し上げました。

今後、現計画期間において社会情勢等の大きな変化により優先的に取り組むべき施策が生じることも考えられます。この変化に対応することも必要なことだと思いますので、毎年度の実施計画により柔軟に対応していくことが重要だと考えております。

なお、今後、令和4年度を初年度とする後期基本計画を策定することとなりますが、社会情勢の変化に伴い、町民の皆さまが必要とする施策を取り入れて、基本構想に掲げます安らぎと活力あるひらかれたまちの実現を目指してまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

先ほど述べたとおり、この総合計画は身延町の最上位にあります総合的な、まちづくりのための指針でございます。これは私ども議員もその中身を精読し、その都度、町の事業執行がそ

れに基づいて行われているか、適正に検証する努力が必要であると考えております。

また町の職員、執行部の皆さん方であっても、この指針をもとに事業執行を丁寧にさせていただきますようお願いを申し上げます。

次に最後の質問でございますが、町長の再選立候補の意思についてお伺いをいたします。

望月幹也町長におかれましては、就任から3年と6カ月が経過をいたしましたわけでございます。この期間、町政を推進してきたわけでございますが、改めて振り返って、この期間をどのような思いでおられるのか、お伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えしたいと思います。

私は、平成28年10月に町長に就任をさせていただきました。それ以来ですけれども「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった身延町」を町の目指すところとして掲げ、その実現のため、副町長として策定に携わりました総合戦略の諸施策に鋭意取り組んでまいりました。

日本一のしだれ桜の里づくり事業、特産のあけぼの大豆の六次産業化事業、みのぶ自然の里のオープンなど、皆さまと共に種をまいてきた事業が芽吹き、つぼみからきれいな花を咲かせ始めてきております。

また、子どもたちの学習環境の充実と子育て世代への支援策につきましては、全国でもトップレベルの内容になっていると自負しているところであります。

さらに日本でも有数の合板製造会社であります株式会社キーテックを誘致することができ、雇用の創出にも大きな成果を出すことができました。

第1期総合戦略に掲げた主な施策につきましては、大きな成果を出すことができたのではないかと考えております。

議員の皆さまをはじめ、町民の皆さまにはご支援・ご協力をいただき心から感謝を申し上げます。町長という職務は、肉体的にも精神的にも非常にハードであり、まさに激務だと思います。しかし反面、町民の皆さまからの励ましや感謝の言葉をいただいたときの充実感は何ものにも代えがたい喜びであります。

今は残されました任期いっぱい全力で町政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

身延町のこれからの考えますと、まち・ひと・しごと創生総合戦略を柱とする人口減少抑止策や安心・安全のための社会資本の整備、さらには中学校や温泉施設の建設、そして集客施設の活性化など課題は非常に多いというふうに私は思います。その中においては町長自らが手掛けた事業もございます。それら事業は道半ばとってよいかと思うわけであります。そうであれば、町長自ら先頭に立ちこれら諸課題の解決に向けて責任を持って、これからも尽力すべきであるというふうに私は考えております。本年10月に行われる町長選におきまして、立候補の意思はあるのか、お伺いをいたします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えいたします。

先ほどの答弁でもお答えさせていただきましたが、第1期総合戦略に掲げた主な施策につきましては、大きな成果を出すことができたのではないかと考えております。

現在、第2期総合戦略を今年度末までに策定の予定で手続きを進めているところであります。この戦略は今後5年間の町政運営の指針となるものであり、策定した以上はしっかり実施していくことが重要であります。

また議員もおっしゃいましたとおり、今後4年間の間には温泉付き健康増進施設整備事業、身延中学校新校舎等整備事業など大規模な建設事業もあり、現在建設に向け手続きを進めているところであります。

先ほど申し上げましたとおり、町長という職務は肉体的にも精神的にも非常にハードであり、まさに激務です。しかし反面、町民の皆さまからの感謝の言葉や大事業をやり遂げた達成感は何ものにも代えがたい喜びであります。

実は現在までに私の政策に共感し、また実績を評価していただいているいくつかの地区、団体の皆さまから次期町長選挙への立候補の要請を受けております。大変ありがたく光栄なことであり、私としても要請をしていただいている皆さまからの支援に対し、しっかりと応えていかなければならないと考えております。

第2期総合戦略に盛り込んだ様々な施策の実現に向け、着実に対応していかなければなりません。今回、伊藤議員をはじめ3名の議員から次期町長選挙への立候補について質問の通告をいただき、自問自答する中で任期満了以降も引き続き町政を担当させていただくため、立候補する決意を固めたところであります。

身延町のために全力で取り組んでまいる所存でありますので、議員の皆さま、町民の皆さまのご支援とご協力を何卒お願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君。

○2番議員（伊藤達美君）

今、町長が申したとおり身延町、いろんな課題がございます。人口減少抑止のための施策を中心に町の発展に向けて、これは身延町全体がワンチームとして全力投球をしていかななくてはいけないというふうに思いますし、町長がその先頭に立って、これからも頑張ってくださいようお願いを申し上げて一般質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

伊藤達美君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は10時10分とします。

休憩 午前 9時49分

---

再開 午前10時09分

○議長（柿島良行君）

それでは全員がおそろいですので、時間前ではありますが一般質問を再開いたします。

次は通告の2番、芦澤健拓君の一般質問を行います。

芦澤健拓君の質問を許します。

登壇してください。

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

通告に従って一般質問を行います。

ここに「議員必携」という本がありますけれども、これは全国町村議会議長会が編集した議員の心得を示す本でございます。私たちは、これをバイブルのように考えておりますけれども、この本の153ページに一般質問の効果について書かれております。

一般質問を行う目的と効果は単に執行機関の所信をただしたり、事実関係を明らかにしたりするだけではない。所信をただすことによって政治姿勢を明らかにし、政治責任を明確にし結果としては現行の政策を変更、または是正させ、あるいは新規の政策を採用させるなどの目的と効果があるというふうに書かれております。

つまり一般質問には、単なる質問だけではなく行政の政策への提案を行うことも認められております。

それでは質問を始めます。

はじめに、下部温泉会館の建設に民間活力を導入するPFIを導入するという件について質問いたします。

私たちは1月末に峡南広域行政組合議会の議員研修というものに参加いたしました。沼津市において行われましたけれども、こちらに到着してまもなく静岡銀行沼津支店で山梨中央銀行と静岡銀行の地方創生担当職員からPPP・PFIについてレクチャーを受けました。

そのときに中銀から渡された資料中に、下部温泉・スポーツジム等複合施設整備へのPFI導入可能性調査という項目があり、下部温泉会館建設事業にPFIの導入を検討しているということを知りました。私自身、下部温泉会館在り方検討会のメンバーの一員でしたが、この事業にPFIを導入するという予定があることは聞いておりませんでしたので、ちょっと驚きましたけれども、地元説明会が2回行われたということですので、その節にそういう話があったのかも分かりませんが、私はこれに出席しておりませんでしたので、その席上でそういう説明があったかどうかについては分かりません。

この事業にPFIが導入されることになった経緯とPFI導入可能性調査がどのようなステージになるのかという点について、はじめにお聞きいたします。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えいたします。

内閣府民間資金等活用事業調査費補助金事業活用についての経緯についてであります。下部温泉会館管理運営委員会および指定管理者である身延町商工会において、老朽化により施設の維持管理費の増加や今後の運営等について議論がなされてきました。そのような中で、平成30年度において既存町営温泉施設、下部温泉会館の老朽化に伴い施設の在り方などを含めて

下部温泉会館の在り方検討委員会により先進地の視察、協議・検討された結果を取りまとめて提言書として提出がございました。この提言書を基本に温泉を使用し、幅広い年齢層の方々の健康増進と保養を目的とした温泉施設と健康の保持や体力の向上を目的としたスポーツジムを併設する複合的な健康増進施設の建設について、どのような事業手法であれば要望に応えられる施設となるか、財源をどのように確保するか、民間資金を活用したPFI事業により整備が可能であるかなど関係課において内閣府、山梨県と協議し、情報収集や調査・研究を行い、また議員、職員を対象に研修会を行うなど様々な取り組みをしてまいりました。

そのような中で、健康増進施設の建設を民間資金を活用し、民間事業者が持つ経営能力および技術能力により収益性を高め、町の財政縮減を図りつつ公共サービスの提供を目的としてPFI事業を進めているところであります。また、建設場所につきましては、下部温泉駅北側の富士ミネラルウォーター跡地下部工場を親会社である富士急行株式会社と交渉を進めた結果、用地取得することで同意をいただき、昨年10月には売買契約を締結し、身延町名義としたところであります。

続いて検討作業と現在の進捗状況についてのご質問であります。今年度につきましては当初予算により民間資金等活用事業調査費935万円を単独費で計上しましたが、内閣府から100%の国庫補助金が交付されることにより、6月補正予算において財源組み換えの承認をいただき、公募型プロポーザル方式により選定し、株式会社福山コンサルタントと契約し、PFI事業導入可能性調査業務により基本計画の策定およびPFI事業手法について業務の委託をし、昨年6月下旬から2月下旬までの工期で実施したところであります。

現在までに進めている業務といたしましては、昨年10月と12月の2回、地元説明会を開催し、意見・要望を聴取させていただいた内容を集約し、基本計画の設定および実施に反映するための取り組みを取りまとめ、業務をコンサルト企業と進めてまいりました。

昨年12月には内閣府の担当職員が来庁し、建設地であります現地視察および現在の進捗状況について説明したところでもあります。

また下部温泉を使用することが必須であるため、下部温泉駅付近の軌道敷内の横断に伴う協議をJR東海静岡支社と進めているところであり、JRもこの事業に対して前向きな検討をいただいている状況であります。

PFI事業導入可能性調査結果から、PFI事業において参入企業に対して、いかに参入しやすい条件を提示するかであります。PFI事業手法において参加企業が民間資金と技術力を活かして施設の建設を行い、施設の完成後に町が買い取るBTO方式を採用することにより企業側のリスクが抑えられ企業参入が見込まれるため、関係課と協議し検討していきたいと考えております。

施設の運営面については、民間事業者が持つ経営能力を活かして、指定管理制度の活用も検討しているところであります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

大変な丁寧なご説明でよく分かったんですが、BTO方式ということで、施設の完成後に町が買い取るということですけども、このBTO方式についてもよろしければ、ちょっと説明

していただきたいと思います。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えいたします。

BTO方式とは、施設、建物を民間企業が建設をいたしまして、そのあと町が買い取るというような方式でありまして、民間企業が建設した場合と公共事業で建設した場合との経費とか、それから建設費が抑えられるので、そのへんが民間で建設した場合に安く済むということなので、町には大変財政的にも有利な方式となっております。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

BTO、ビル・トゥ・オーダー、受注生産というような意味ではないかと思っておりますけども、今回の広域行政組合議会の研修目的というのが、まさにこのPFIで実施された駿東伊豆広域消防本部の沼津市消防本部と北消防署の庁舎整備事業を見学することでありました。静岡銀行での研修は、これを補完するためのものでありました。

本町では、昨年2月に全国地域PFI協会理事長の伊庭良知氏の研修が行われて、PPP・PFIについてはあらかじめ聞いておりましたけれども、PFIという手法が下部温泉会館建設事業という極めて身近な事業に導入されるということで、この研修の資料によって、このことが分かったことで大変、町にとっても有益なことになると考えました。

この資料には、このほかに市川三郷町の町有地活用へのPFI導入可能性調査とか富士川町の大法師公園整備へのパークPFI形成支援事業などというものも掲載されておりました。

PFI導入可能性調査には、金融機関などにかかなり詳細な資料を提出しているものと思いますが、今回どのような資料を提出しているのかについてお聞きします。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えいたします。

今年度実施しました地域プラットフォーム形成支援事業については、PFI事業導入可能性調査委託に基づいた契約の一環として、2月13日に身延町PFI事業への参入に前向きに検討している県内外の企業12社に対して公平性を保つため、公開サウンディングを自治会館において開催したところであります。

事業参入に前向きな企業への情報提供としては、約40分間の限られた時間での説明であり、詳細な資料での説明ではなく、基本情報として事業の目的、これまでの経緯、計画地の概要、基本方針、基本計画案、また参考情報として人口動向、観光客の入込客動向、交通動向、周辺観光地などの簡単にまとめた資料により説明を行いました。

各企業においては、すでに町のホームページの閲覧やインターネットでの情報収集などにより前向きな意見や、すでに温泉施設を運営している企業からの貴重な意見を拝聴したところであります。3月の下旬に参加予定企業12社に対して、再度より具体的な説明会を開催する予定であります。

今後も各企業に対して様々な情報を提供し発信していきたいと考えております。  
以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

温泉会館の建設については、町が富士ミネラルウォーター旧下部工場跡地を用地買収しているということが町民の間にも広く知れ渡っているということで、多くの町民からいろんな質問を受けます。いつごろ造るのかとか、どんな施設なのか、下部温泉駅も中に含まれるということだが本当かなどであります。

この事業がPFIで実施されるということが公表されましたら、もっと多くの質問が寄せられることになると思いますけども、まずPFIとは何かとか、事業主体はどこかとか、町はどう関わるのかなどであります。

事業主体が町なのか、それとも事業に参加してくれる企業になるのか、もちろんこの事業に地元企業が参加してくれることが一番いいわけですけども、そういう可能性もあるのかどうか、この点についてお聞きいたします。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えいたします。

事業主体につきましては、参加企業となりますが、町の基本計画、基本方針について合意の上で契約の締結を行い施設の建設を目指します。常に参加企業と協議・調整を図ることとなります。

施設本体の建設については、参加企業が持つ技術力を生かして施工を考えております。

また、地元企業が参加してくれることが最もよいと思いますけども、建築資材、電気設備、水道設備については、企業間での日頃からの付き合いや取引などが考えられます。町としてはできる限り地元企業が参加できるよう努めてまいりたいと考えております。

また、建設場所については町有地であるため、施設の造成工事および温泉管の布設工事につきましては、町の発注により施工を考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

先ほど申しあげました中銀からの資料によりますと、PFIで実施するための事業に要する期間は、基本構想の策定から始まって、導入可能性調査、実施方針の公表、特定事業の決定などがあり、入札公告を経て最終的に契約に至るまで、実施に要する期間は従来型で47カ月、通常のPFIで50カ月、簡素化された事業では32カ月となっております。本町の計画は、このうちのどのタイプで、何カ月かかる予定なのか。いつ始まって、現在何カ月目でいつごろまでかかる予定なのかお聞きします。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。



○施設整備課長（羽賀勝之君）

お答えいたします。

平成30年度において、下部温泉会館の在り方検討委員会の委員10名を委嘱させていただき、先進地の視察、協議・検討された結果を取りまとめた提言書を重く受け止め、基本構想、基本計画案の方針とさせていただきます。

一方、在り方検討委員会と並行して関係各課において、どのような事業手法であれば要望に応える施設となるか、また財源をどのように確保するかなど事業手法、補助金等の財源確保について検討した結果、PFI事業により進めていくこととなりました。

現在のところでは、PFI事業可能性導入調査を済ませたところであり、約24カ月が経過したところでもあります。令和2年度の上半期において参加企業の公募、選定、契約の締結を行う予定であり、全体の期間では約30カ月を要することとなります。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

24カ月が経過したということで、約30カ月を要するという事は、あと6カ月で契約までに至るということでよろしいですか。

○議長（柿島良行君）

羽賀施設整備課長。

○施設整備課長（羽賀勝之君）

令和2年度の上半期において、公募した参加企業を絞り込んで選定をし契約をするということで、約3カ月を公募の選定期間として、残り3カ月で企業から提案を受けて契約ということになりますので、上半期、9月から10月を目標に契約をするということで、約6カ月、全体では24カ月、6カ月で30カ月ということになります。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

大変順調に進んでいるようですので、ぜひこの計画がこのまま進んでいくことを希望いたします。

次に、ドローンによる町おこしはということでお聞きします。

2月7日に、これは非常に個人的なことなんですけども、NHKラジオで徳島県那賀郡那賀町という町で、ドローンによる町おこしをしているという話を聞きました。この町は平成の大合併で木頭村、木沢村、上那賀町、相生町、鷲敷町という2村3町が合併した町で、面積は695平方キロメートルと、本町の302平方キロの2倍以上も広いんですが、人口が7,500人という町で、人口密度にすると1平方キロ当たり12人という小さな町です。小さな町というか、大きな町というかちょっと分かりませんが、また町の9割以上が山林ということで、本町より山林の割合は高いようです。

徳島県には地方創生の聖地といわれている神山町、彩のまちといわれる上勝町、ゆずポン酢で有名な馬路村など地方創生事業が盛んな町村が多いんですが、この那賀町ではドローンによ

るまちおこしという大変独自の道を選択し、地域おこし協力隊の協力や共同研究を始めた3年前は、首都大学東京の教授でしたが、現在は東京大学大学院教授となっている渡邊先生という教授の研究所との協力で、360度撮影ができるカメラでドローンマップ3Dという立体的な地図の作成の共同研究を行っているそうです。

那賀町では合併前の旧木沢村、ここに日本の滝100選に選ばれるような滝があり、その他の景観をドローンで撮影することを売りにしてネットで配信し、ドローンに興味を持つ人たちを町に呼び込んで交流人口を増やし、ドローンに関する仕事で働く人も増やそうとしているということです。

本町にはドローンを製作している会社があるので、この企業と提携して進めていけば那賀町と同等か、それ以上の地方創生事業ができるのではないかとこの本町の第2期まち・ひと・しごと創生事業の始まる前に、この提案をさせていただきたいと思って一般質問で取り上げました。この事業は町にとっても、企業にとっても有益ではないかということで、ぜひ検討していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

那賀町は、議員おっしゃったとおり平成17年3月に近隣の5町村が合併して誕生した町で町の面積のうち森林面積が約95%を占め、かつては林業で栄えた町でしたが、過疎、少子化による人口減少や鳥獣被害など本町と同じような問題を抱える山村です。

地域資源を見ますと日本の滝100選に選出される名瀑や樹氷など、自然の魅力が身近にあるなど本町と似通った風景を有する町でもあります。

人口密度につきましては、先ほど議員おっしゃったとおりですが、世帯密度についても同様に本町に比べると人が住んでいない上空空間を含むエリアが約3倍あると考えられます。

那賀町では、このような条件をドローン撮影の好条件と捉え、ドローン推進室を設置してドローンによる国家戦略特区の認定を受け、地元大学の協力を得るなどして事業推進の中心となる方が法人を設立してドローンによる町おこしを進めております。

本町でドローンによる事業を展開しているサイトテックによりますと、これまでも行政との連携による事業を実施しているので、今後もまちづくりにつながる事業の提案も行っていくということです。

町としましても事業所と連携する中で、ドローンをコンテンツとした施策を今後検討してまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

今の答弁にもありましたように、那賀町には日本の滝100選に選出されるような大釜の滝とか大轟の滝というふうなきれいな滝があり景勝地が多いということですが、本町にも世界文化遺産の本栖湖をはじめ身延山ロープウェイ、樹齢700年を超えるという杉の大木のある身延山奥之院、富士川、反木川、栃代川、大城川と、その主流を含む水の風景、みのお自然

の里や三石山林道、富士見山林道などの山の風景など、ドローンによる撮影ポイントを呼びかければ、まだまだいろいろと見つかるのではないかと思いますし、そのことで町民や町民以外の人々に身延町の自然に対する認識を高めていくことも期待されるのではないかと思います。

ドローンには空港周辺150メートル以上の上空、人家の密集地域という3つの飛行禁止区域があるということですが、那賀町と同様にドローンを飛ばしやすい区域も多いことだと思います。那賀町では地権者に了承を得た上で、ドローン飛行エリアを35カ所、指定しているそうです。本町でもエリアを指定することが必要ですが、条件的にそれほど難しいことではないと考えます。またこの事業に伴い撮影許可証の発行、撮影場所への案内、撮影場所の保全などの新しい仕事も生まれることもあり、まさにまち・ひと・しごと創生事業の一環として考えられるのではないかと思います。この点についても検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

ドローンによる空撮映像は、これまでの視野に入っていたものとは違う次元で新鮮なイメージを訴えるものがあると思います。町の情報発信の広報担当においても、ドローンの活用に向けて操作講習を受講し、クラフトパークや三石山林道を撮影いたしました。

芦澤議員おっしゃるように、町内には撮影に適すると思われる場所が多く存在します。観光課では令和2年度に町内の観光地、観光施設、自然や祭事を4Kドローンで撮影して、その映像を使用して観光PR動画を製作する予定です。この動画をテレビ放映、ネットニュースとして配信し、観光情報として発信してまいります。

ドローンは航空法上では無人航空機に定義されますが、法による飛行禁止区域が定められており、近年のブームによりルールを遵守しない飛行も多々見受けられ、ドローン機の性能の技術進化とともに規制もだんだんと厳しくなっている状況であります。

飛行は、航空法を所管する国土交通省航空局により安全な飛行のためのガイドラインが示され、山梨県では条例により県が管理する公園等につきましては原則飛行禁止としております。飛行させるには県の許可が必要となります。また私有地の上空を飛行させる場合には、所有者の許可が必要となります。

飛行許可申請は航空法上によるものは航空局に書面をもって申請し、航空局の判断により許可がされます。申請はインターネット、郵送または直接持参で受け付けているということです。

ドローン撮影による映像は大変魅力的なものだと思いますので、今後、町の観光情報の発信がビジネスにつながるような展開を期待したいと考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

みのぶ自然の里の写真が大変きれいで、びっくりした思いがありますけども、非常に一般の、普通の目で見るとドローンで見たほうがきれいに見えるというふうな、そういう場所もあると思いますので、ぜひこの点を活かしていただきたいと思います。

現在、各地の消防本部や消防署でドローンを使用して火災現場の検証を行ったり、災害の現場の検証を行ったりしています。昨年の台風19号のときには、早川町奈良田の土砂崩れで道路が遮断されて救援物資が届けられなかったことがありましたけれども、このときにドローンを使って物資を運搬したという事例もあります。ドローンは20キログラムの物資を運搬できるということで、今後もいろいろな場面で活躍が期待できると思います。

今後はドローンで山崩れや土石流の発生場所を定期的に撮影することによって、災害発生を予想する仕事につなげていくとかということも考えられるのではないかと思います。定期的に撮影することで異常の発生が予測できるのではないかと考えますけれども、今後はドローン製作会社が持っている防災現場でのノウハウも参考にしながら、災害発生防止のために活用する方法をネットで発信すれば、本町の宣伝にもつながるのではないかと思いますので検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

災害が発生したときなど、ドローンの活用は非常に有効であり、本町におきましては平成29年8月22日にサイトテック株式会社と災害時等における情報収集等に関する協定を締結いたしました。平成29年9月3日に開催した身延町防災訓練では、サイトテック株式会社屋上から約3キロ離れた平須地区が孤立した状態となっていることを想定して、空撮による情報収集訓練や旧中富中学校校庭において大型ドローンによる非常食および飲料水の支援物資運搬訓練も行いました。

町におきましても、ドローンを平成30年6月に1機、令和2年2月にやまなし消防団員活動環境整備モデル事業補助金により1機追加購入をいたしました。サイトテックにおいて講習を受講し現在14名で運行しております。

運行内容は二度の行方不明者捜索時に立ち入りのできない場所への捜索、町道・林道の災害箇所状況確認や資料作成、町有施設の屋根などの被災確認、飛行訓練の一環といたしまして各種イベント等での撮影を現在行っております。

令和2年1月22日には山梨県議会総務委員会においても、ドローンを活用した災害協定や活用状況の先進地として視察に來られ、他の自治体とも連携をしたらどうかとの意見もいただきました。

今後は芦澤議員のおっしゃるとおりドローンの先進事例として広く情報発信してまいります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

ドローンが2機あるんですね。平成30年6月に1機、令和2年2月に事業補助金により1機追加購入ということで、14名で運行しているという、これは交通防災課の方々14名なんですか、それともそのほかの課の方も入っているのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

町の職員の中で交通防災課の職員全員と建設課の職員、それから企画政策課の情報担当の職員で運行しております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

ドローンの活用についてですけども、私は別にサイトテックからいくらかもらっていることでもまったくありませんので、その点については誤解のないようにお願いします。

最後に、森林環境譲与税の有効利用についてということでお伺いいたします。

2024年度から森林環境税が課税されるのに先立ち、昨年4月から森林環境譲与税が都道府県と市町村に交付されることになりました。この譲与税は町内の私有林の人工林面積で50%、人口割で30%、林業就業者数で20%という割合で交付されるため、本来最も森林の保全が必要な本町のような市町村は、人口が少ないことから十分に交付されているとは言えません。これは去年の9月議会でも質問いたしました。昨年度の交付額は1,167万円でした。今年度の譲与税は2,480万円ということで、昨年度の約2倍に増加しています。譲与税は毎年、徐々に増額されることになっているということですけども、どのような割合で増額されるのかはちょっと私にも分かりませんが、そういうことになっているようです。

町は平成31年4月に施行された森林経営管理法に基づいて、森林所有者などの経営管理について意向調査を行うということですけども、この調査の準備に3年間を要するということでした。そのような時間的な余裕がないような気がいたしますけれども、この方針に変更はないのか。県が山梨県意欲と能力ある林業経営体及び林業経営体の登録・公表実施要領を策定し、従来、意欲と能力ある林業経営者といっていたのを意欲と能力ある林業経営体と呼び変え、同時に意欲と能力ある林業経営体を目指す経営体を育成経営体として育成していく予定だそうですが、町もこの実施要領に従って進める予定なのかどうか、その点についてお聞きします。

○議長（柿島良行君）

内藤産業課長。

○産業課長（内藤哲也君）

県は森林経営管理法第36条第1項により、定期的に県が定める区域ごとに経営管理実施権の設定を受けると希望する民間業者を公募することから、山梨県意欲と能力のある林業経営体及び育成経営体に関する登録・公表実施要領を策定しております。町が民間業者に経営管理実施権の設定を行う場合には、この制度により登録された経営体を活用することとなります。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

森林環境税の創設には、地球温暖化抑制と防災を目的に森林を保護・育成するということが必要であるということから始まっております。先ほどの同僚議員の質問の中でもありましたが、この森林経営というのは非常に重要な、本町の今後の政策の中でも大変重要な計画であると考えております。

一方で国は木材の輸出を促すということを目的に森林全体を伐採する、いわゆる主伐ということを進めるという、大変矛盾した方針を打ち出しております。最近では木材の輸出量が増加しているようですが、実際は森林の伐採を行おうとしても現実には厳しいものがあります。

産業課の窓口に置かれている「林業やまなし」という、こういう冊子がありますけれども、この222号に「峡東地域における森林施業の集約化への支援の取り組みについて」という一文が載っております。

峡東地域といえばフルーツ王国でありますけれども、この森林面積は総面積の75%で森林資源に恵まれた地域でもあります。人工林の主な樹木はヒノキ、カラマツ、赤松で県有林の中に県と分収契約を締結した部分林がまとまった形で存在するという特徴があるそうです。ここの森林経営計画作成のための集約化を効率的に進めるために、森林GISなどを活用して所有者の確認や現地の状況の把握を行い、現地調査の指導、森林組合と所有者との合意形成のための支援等を行ってきました。森林経営計画の対象森林に作業用道路を付けるか、搬出作業をどうするか、急傾斜地や地質が脆弱な場所ではどんな搬出道路を造るかを検討し、車両系と河川系に分けて効率的な作業システムを構築したり、高性能林業機械の選択をしたりなど、森林経営計画を策定するための成果が記述されております。これらは本町での作業にも応用できることですから、ぜひとも先進地施策などの方策を取っていただければというように検討してもらいたいと思います。

工業団地にある合板メーカーの株式会社キーテックは、カラマツやシラベだけでなくスギ、ヒノキでも買い取ってくれるということでしたので、2人の町民の依頼で森林の伐採を峡南森林組合に問い合わせるように紹介いたしました。

その結果、1件は伐採をするグラップルという大型機械が入らない場所なので無理だと言われました。もう1件のほうは、保安林に指定されているので伐採をしたらすぐに植林をしなければならないということで、所有者の意向を確認したところ資金的に無理だと言われたそうです。

戦後多くの場所で行われた分収造林から50年、60年が経過して町内には伐採に適したスギ、ヒノキなどの森林があちらこちらにあります。これらの森林は木材の搬出作業に支障がなければ伐採することができるわけですが、そういう伐採適期の森林が町のどこにどれだけあるのかについて確認しているのかどうかお聞きします。

○議長（柿島良行君）

内藤産業課長。

○産業課長（内藤哲也君）

森林環境税および森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減量の達成や災害防止等を図るための森林整備に必要な財源を安定的に確保する観点から国民一人ひとりが等しく負担を分かち合って森林を支える仕組みとして創設され、市町村においては間伐や森林育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備および、その促進に関する費用に充てることとされています。

現在、標準伐期齢を迎える森林が多いところですが、この整備には相当の期間を要することが予想されるため、町においては森林経営管理制度を活用し、計画的にバランスのよい森林整備を進めていくことが必要と考えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

先ほども申し上げましたように、これはできるだけ早い時間に着手しないと有効な手立てが打てないのではないかというふうに考えております。森林環境税、森林環境譲与税の交付もありますので、ぜひともこの有効活用を行って森林をできるだけ早い時期に正常な形に戻していただきたいというか、正常な形にしていただけるように努力をしていただきたいと考えております。

先ほどの伐採用の大型機械、グラップルが入らないという場所は林道沿いの場所ではなく町道に面した場所ですけれども無理だと言われたそうです。それから保安林に指定されている場所も、本町では多いのではないかと考えております。

森林組合の職員の話では、そういう場所では昔ながらの架線によって集材することも考えられるが、現在では架線は建設業でしか使えないということになっているようであります。

これから木材を搬出したいと考えている人も多いと思いますけれども、そういう町民の願いを叶えられるような方法を町でも配慮していくべきであると思いますけれども、町で森林経営に関する仕事ができる専門職員というものが配置されているのかどうか、その点についてお聞きいたします。

○議長（柿島良行君）

内藤産業課長。

○産業課長（内藤哲也君）

お答えいたします。

森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度は、森林の適切な経営や管理が求められています。森林所有者から得られる情報は、経営管理集積計画を作成すべきかどうかを判断するに当たって重要な情報となるため、意向調査の実施を義務付けられております。

また、意向調査業務を担当する専門職員は配置されておりませんが、コンサルタントや地域林政アドバイザー制度等への事業委託を考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

森林環境譲与税の有効活用についてということで、最後に本町内には5人の林業経営者と5社の林業経営体があるということで、9月の質問でお聞きしておりますけれども、これらの林業経営者と林業経営体の業績については、調査をしているのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

内藤産業課長。

○産業課長（内藤哲也君）

お答えいたします。

林業経営者5社および林業経営体5社の業績について、町として調査はしておりませんが県で公募する意欲と能力ある林業経営体及び育成経営体の登録申請書で、業績は確認することができます。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

県のほうに登録してあるもので確認するということですが、この点について、ぜひ町としても確認をしていただきたいと思います。

それから先ほどちょっと申し上げましたように、峡東地域の森林計画に対する非常に先進的な事例がありますので、ぜひこのへんを確認していただきまして、本町の森林の伐採等について、新たな方針が打ち出せるのではないかと思いますので、ぜひともこの点を確認していただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

これもちまして、芦澤健拓君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は11時15分とします。

休憩 午前11時02分

---

再開 午前11時14分

○議長（柿島良行君）

予定時間前ですが、全員がおそろいでございますので一般質問を再開します。

次は通告の3番、野島俊博君の一般質問を行います。

野島俊博君の質問を許します。

登壇してください。

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

通告に従いまして一般質問を行います。よろしく願いをいたします。

質問の要旨でございますけども、すべて先にお出ししておりますけども、そのとおりの形で質問をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

まずはじめに令和2年2月に町の職員が逮捕される不祥事が発生しました。信頼を失墜させる結果となってしまいましたが、町では職員の不祥事を二度と起こさないとの決意のもと、全職員が全体の奉仕者として公共の利益のために倫理保持および公正な職務の執行を図ることを目的として、公務員としての自覚を持ち、このたびの不祥事を教訓に法令遵守、服務規律の徹底を図り、職員一丸となって再発防止に全力で取り組むことで町民の信頼の回復に努めるとしております。

まず仲間の間での決まり事、守るべき秩序の規則、そしてその他自治体の労働基準法は大変複雑ではありますが、この規則がなぜあるのか、私はそれは企業でいえば社員を守り、そして家族を守り、地域社会での貢献を果たすためのものであります。したがって、自治体でいえば人づくりであり、そして自治体でいえば職員の家族を守り、町民の負託に応えるための人づくりであると私は考えております。

そして周知のことではございますけども、仕事の方向はどんどん変化していくもの。報告・



連絡・相談がしっかりしていれば、因果関係や時系列の流れを周囲や上司にも理解してもらえ全体像をつかんでもらうことで辻褄があい混乱も防げます。

部下の方々は上司に報告・連絡・相談することが第一の仕事であり、責任を果たすことになります。積極的に「ホウレンソウ」をまわしてほしいと思います。

緊急性、重要性をうまくコントロールしながらチームでの役割を果たすために日頃から気を付けていきたいものがございます。

そして行動指針の基本的な考え方として、不祥事を防止するための視点、不祥事を防止するためにはすべての職員一人ひとりが不祥事を他人事ではなく自分のこととして捉えて、再発防止に向けて主体的に取り組むとともに、その取り組みの機運を組織として高めていける組織風土の構築が必要となります。また、この取り組みを一過性のものでせず、改善しながら継続していくことが必要となります。このため今後とも不祥事の防止に向け、取り組んでいってほしいと考える次第でございます。

まず1つは、自分のこととして考えてほしいと思います。不祥事を許さず高い意識で業務を遂行するためには、一人ひとりが不祥事を他人事ではなく自分のこととして向き合い、不祥事再発防止に向けた様々な取り組みの当事者、担い手であるとの意識を持つことが大変重要でもございます。

また、不祥事防止のためには各職場や役場全体が組織して取り組む必要があるが、管理や監視を強化するだけでは職員が委縮してしまい、よい仕事も良好な人間関係を構築することも難しくなり、組織全体としての改善の機運の高まりは望めないばかりか、不祥事につながる小さな芽を摘み取ることも難しくなっております。

職員が当事者意識を持って主体的に取り組む、職員一人ひとりの思いを職場がしっかりと受け止め、組織としても自分たちのこととして不祥事防止に取り組むため職員間のコミュニケーションを密にすることが大変重要でございます。

2つ目が原点にかえる。町職員にとっての成果は町民のためによりよい行政サービスを提供することでございます。職員の仕事は大変誇らしく、やりがいがあるものですが、町民からの信頼なくして仕事は成り立たず、その信頼が失われれば不祥事を起こした職場のみならず役場全体が誇りを持つことができなくなります。また、よりよい仕事をするには家族、友人、上司、同僚などの支えが欠かせませんが、不祥事を起こせば支えてくれた大切な人々を傷つけ裏切ることにもなります。このため一人ひとりが町職員であることに誇りを持って、町民のために職務を遂行し、充実した日々を送るために、そして大切な人を守るためにも町職員自らが職員としての原点にかえり、また定期的に振り返ることが大変重要でもございます。

3つ目として取り組みを続ける。どのような素晴らしい取り組みも継続していかなければ意味がございません。何かを始めるときと同様に続けていくことにもエネルギーがいりますが、一步一步取り組みを続けていくことが良い結果を生み出すこととなるのではないのでしょうか。

また、その一方で漫然と同じようなことを繰り返すと慣れが生じ形骸化してしまいます。中には取り組むこと自体が目的となってしまう、そもそもなんのために取り組んでいるのかという本来の目的が曖昧になってしまうことも少なくありません。このため現状維持で満足せず、それまでの取り組みについて定期的な見直しを行い、必要に応じて修正を加えることにより最新版管理を行って、常によりよいものを目指して学習を続け、町職員と役場を持続的に発展させていくことが大切ではないのでしょうか。

4つ目が不祥事防止のための心構え。私が言うまでもないことですが、職員としての心構え、不祥事を防止するためには、まず職員一人ひとりがそのための心構えをしっかりと持つ必要があると思います。心が変わることで行動が変わり、行動が変わることで組織が変わっていきま。心構えをただし、自分自身を律することが不祥事を起こさず、不祥事を起こさせない職場をつくる第一歩になるのではないのでしょうか。

僭越でございますけれども、まず町職員における心構えは、私はこういうように考えます。町民のために働いていることを忘れないでほしい。そして公務員の服務規律を常に意識していただきたい。そして不正や誤りを見逃さないように日常的に問題意識を持っていただきたい。5つ目が町民の立場で考え対応してほしい。6つ目が問題解決のために主体的に行動してほしい。これは必ず誰かがどこかで見ています。真実はいずれ明らかになると思います。不祥事防止は自分自身のためでもございます。

7つ目が管理監督者の心構えについて。これは私も事業所にいたころ、よくこういうことを聞かれましたけども、これは今言ったことを未然に防止するためには、個々の職員と管理監督者等が相互に点検しあって、日頃から所属内の業務環境を整えることが必要であると思いがいかででしょうか。

管理監督者はいつ事務処理ミスが発生してもおかしくないという、当事者意識を持つことによって不祥事の兆候に気付くことができるようになるのではないのでしょうか。

自らの職場で想定される不祥事について防止するための対策を講じ、形骸化しないように継続していくことが不祥事防止につながると私は考えます。

もう一度、見直してほしい管理監督者の心構えということで、僭越ではございますがそういうように言わせていただきます。

まず、職場内を風通しのよい職場をつくるように心がけることも、これも肝要であります。

次に、「不祥事の兆候への対応は」ということで言わせていただきます。

不祥事が発生するまでには様々な兆候、多くの兆候があるといわれています。これらの兆候は単体ではあまり目立たず気付かなかつたり、あるいは気付いていてもまさか不祥事ではないだろうと楽観視したりすることも多々あるのが事実でございます。しかし、こうした小さな兆候が積み重なって大事を招くこととなります。

職場、同僚、部下、上司の行動・言動の変化に気を配り、不祥事の前に発生している小さな兆候に対応することで不祥事の防止につながるのではないのでしょうか。

一般的に挙げられている不祥事の兆候となる個人の言動・行動等の例は、これはちょっと調べさせていただきます、まず1つ、あいさつをしない。2. 欠勤、遅刻、残業が多い。3. 名札の未着用、身だしなみの乱れ、電話の応対で名乗らない、書類等が乱雑に放置されている、不機嫌な応対、乱暴な言葉づかい、居眠り、無断離席、仕事に影響するほどの飲酒、遊興浪費による借金等、一般的に挙げられている不祥事が生じやすい職場環境の例でございますけども、管理監督者の、これは怠慢ということもありました。同僚の無責任、要は特定の職員への権限の集中や広範な裁量の付与を避けることが目的。コミュニケーションや情報共有の不足、緊張感・危機感の欠如、士気の低下、個人がカギ等を自由にできる体制、チェックが働く体制や手順の欠如、チェック体制やマニュアルの形骸化、1人の職員への役割の集中が濃いのが考えられるようでございます。

次に、「服務規律の遵守と自己点検」服務規律、地方公務員法では公務員として守らなければ

ならない事項が規定されています。常日頃から服務規律に留意し、職場内外を問わず言動等には十分注意しなければなりません。服務の根本基準、すべての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては全力を挙げて、これに専念しなければなりません。

法令等および上司の職務上の命令に従う義務、職員はその職務を遂行するにあたって、法令、条例、地方公共団体の規則および地方公共団体の機関の定める規程に従って、かつ上司の職務上の命令に真摯に従わなければなりません。信用失墜行為の禁止、これは第33条ですか、職員はその職務の信用を傷つけ、また職全体の不名誉になるような行為をしてはならない。秘密を守る義務。職員は職務上の知り得た秘密をもらしてはならない。

そして次に自己点検。不祥事を防止するために、また自分が不祥事の当事者にならないために自分の意識や行動を日常的に点検することが大切でございます。

そして日々のチェックポイント、これは職場でございますけども、町では町民のために働く立場のことを念頭に置いて仕事をしているのでしょうか。前例踏襲にならないよう、事務の根拠となる法令を確認し、事務の点検、見直しに努めていますでしょうか。おかしいと思ったことは、職場の上司、同僚、部下に対し、おかしいと問いかけていますでしょうか。自分のことだけでなく周りにも注意を向け、コミュニケーションを図っていますでしょうか。町民、議会、マスコミに説明できるような対応、行動を心がけていますでしょうか。地位や職務を私的に使用しないように、公私の区分を明確にしていますか。あいさつをきちんとしていますでしょうか。町民に対して親切な対応をしているのでしょうか。職場のルール、勤務時間、名札の着用、喫煙場所、電話の対応で所属等、名前を名乗ること等を守っているのでしょうか。不祥事を起こしたとき、どのような懲戒処分が科され、職場や家族にどのような影響を与えるか理解しているのでしょうか。

日々のチェックポイント、これは私生活でございますけども、勤務時間外でも自分の行動が町全体に非常に影響することを意識して行動しているのでしょうか。収入の範囲内で生活することを心がけているのでしょうか。翌日の業務に支障をきたすことがないようにしていますでしょうか。交通事故を起こさないように交通法規を守り緊張感を持って運転をしているのでしょうか。

そして次に相談と通報でございます。不備な点、普段とは違う状況を発見した場合には不祥事発生時の対応マニュアルを作成してあれば、上司へ報告することになりますが、不祥事に上司が関係するなど、上司への報告が不適切である場合には内部通報や外部の労働者からの公益相談窓口へ通報するというのがございます。窓口受付け、これは総務課長等でございますでしょうか。通報の方法は口頭、書面等により通報するのでしょうか。できる限り具体的に事実を伝えることが必要でございます。通報者の保護を図るために、通報者および調査協力者の氏名等の個人情報については公開をしない。

これから不祥事の未然防止や再発防止を徹底し、町民から信頼を回復するため、全庁的な取り組みとしての内容が必要でございます。しかし、行動指針に掲げた内容を行えば不祥事が根絶されるというものではございません。不祥事の防止は行動指針に掲げた内容に留まらず、不祥事再発防止に向けた様々な取り組みについて、職員一人ひとりと職場全体が不祥事を許さず高い意識で業務に取り組んでいくことが書かれております。

町民からの期待に応え、信頼される職場となるために職員として求められる服務規律等を守り、町役場として期待される役割をしっかりと果たしていただきたいと思っております。

不祥事を起こすと、不祥事はそれを起こした職員だけの問題には留まらず、家庭や職場の上司、同僚、周囲へも多大な影響を及ぼします。職員本人が負う責任、犯罪を起こした職員は様々な責任を負うことになります。

それでは、ここで質問をしていきます。

質問1. 庁舎および出先機関等のカギの管理等はどのようになっているのでしょうか。言える範囲で回答をお願いします。支障があるものは結構でございます。

○議長（柿島良行君）

村野総務課長。

○総務課長（村野浩人君）

お答えをいたします。

本庁舎のカギにつきましては、総務課が管理をしております。また出先機関につきましては、その施設を管理しております管理者が、それぞれの施設のカギを管理しております。

以上です。

○7番議員（野島俊博君）

その管理の方法は金庫とか、そういうものに入っているのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

村野総務課長。

○総務課長（村野浩人君）

金庫ではございませんが、出先のカギをかけるボックスがありますので、それに管理してあります。

○7番議員（野島俊博君）

誰でもこれは使えるということですね。

○総務課長（村野浩人君）

誰でもではなく、総務課が管理しておりますので、総務課に言わなければ出すことはできません。

○7番議員（野島俊博君）

それは出先機関も同じということですね。

○総務課長（村野浩人君）

そうです。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

今の、カギの管理はどのようになっているかということでございますけども、休日出勤の場合、残業の場合もそうやって許可を得て持っていくということでもよろしいですね。はい。

それでは質問2に移ります。本庁舎・出先機関等の定期点検はどのようになっているのか、お答えをお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

村野総務課長。

○総務課長（村野浩人君）

お答えいたします。

本庁舎につきましては、宿日直がありますので、その日の施錠を行う者が各部屋の施錠状況などを点検いたしますし、各出先機関におきましても最終施錠者が各部屋のところの施錠確認等を点検しております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

例えば毎週月曜日および土曜日ほか長期休暇前に、そのあとの点検はどうなっているのか。同じでしょうか。今の考え方と。

○議長（柿島良行君）

村野総務課長。

○総務課長（村野浩人君）

お答えいたします。

本庁舎においては、先ほど申しましたとおり宿直および日直がおります。両支所においても日直がおりますので、土日に最終施錠をする職員により点検を行っております。また、各出先機関においても休暇前後の最終施錠者が施錠等の確認を行っております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

万全な体制だと思うんですけども、例えば部屋ごとに管理責任者がいて、月にいっぺんずつでも定期点検すれば、またそれは違う方向になると思うんですけども、例えばここに2つのファンがありますよね。これは新しいから風が吹くだけで今、回っていましたけども、こういうものは古くなってきますと、過電流が流れて電線が熱くなって燃える場合もあるということで、例えばそういうときの点検に一度そういうものを動かしてみるというのも1つの方法ではないかと思うんですけども。よくあるんですよ、こういうファンが焼けるというのは。それは要するに、こういうベアリングが劣化して重くなって電流が3倍も4倍も流れて電線が熱くなって出火すると。そういうことがあるから定期的にその各部屋を点検してほしいと。そういう意味でございますけども、またそのへんのところは一度改めて検討していただければと思います。1回動かすということは、これは大事なことだと思うんですけどね。それがひと月にいっぺんでもいいし。変なおいがするというのは、電線が焦げたにおいとか、ほかのおいがするということもありますので、月に一度というのはそういう意味でございます。これはやるとやらないでは大変違いが出てきますので、そういう意味でご提案をしているところでございます。

今言ったように毎週月曜日、土曜日、それから長期休暇前、後の点検はどうなっているのかという、それは私の今の考え方でございますので、ぜひそういうことも踏まえて長い休みのあとは、そういうことも必要ではないかと思っておりますので、ぜひまたやっていただければと思います。

それでは次に質問4に移りますけども、カギの管理ほかセンサー等は。今回の不祥事におけるカギの対応はどのようになっていたのか。勝手にカギを持ち出したのか。それとも休日出勤願の提出があつて、ここに出勤すると、そういうことがあつたんでしょうか。そのへんのこと

ろの回答をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

村野総務課長。

○総務課長（村野浩人君）

お答えをいたします。

カギの管理につきましては、1でお答えしたとおりであります。そのほかセンサー等につきましては、警備会社と業務委託により窓、扉など外部からの侵入の恐れがある場所および内部監視のため機械警備システムが設置されております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

あるということで認識してよろしいわけですね。その玄関のほうは、それはないということですね。部屋の中にはあるということですね。

○議長（柿島良行君）

村野総務課長。

○総務課長（村野浩人君）

すべての扉など、窓、外部から中に入ることができるものについては、すべてセンサーが付いております。

○7番議員（野島俊博君）

分かりました。そのくらいしっかりした警備がなされていればいいと思いますけども。それでは警備会社との連携というのは、そういうことでよろしいですね。

それでは緊急時の連絡先等の周知ということで、誰でも分かるようにしてあるのかということで回答をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

村野総務課長。

○総務課長（村野浩人君）

お答えいたします。

身延町職員服務規程第30条により連絡体制を作成しており、緊急時の連絡においてもその連絡体制により周知が行われております。何らかの緊急連絡につきましては、職員または課長により課内連絡を行うことともに総務課長に連絡、総務課長が緊急連絡網に従い教育長、副町長、町長に連絡を取るとともに各課長への連絡を行うこととなっております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

今、聞いたとおりでございますけども、それらのことに対して最新版管理ということは行っているのでしょうか。要するに変更するところがあれば変更していくというような、そういうことはあるのでしょうか。

○議長（柿島良行君）

村野総務課長。

○総務課長（村野浩人君）

お答えいたします。

現状においては、この規程を変更する予定はございません。

○7番議員（野島俊博君）

いえ、あった場合にはもちろん変更をするわけでしょう。それがなければ最新版管理にはならないですね。何かあった場合にこういうものを付け足したいとか、そういうものがあった場合には。

○総務課長（村野浩人君）

これについて、内容等、それにかかるものがございましたら、その都度、変更はさせていただきますと思います。

○7番議員（野島俊博君）

そういう回答が一番いいかと思えますけども。分かりました。

それではマニュアル最新版管理は、今のことで、いいですね、これはね。

そして各室・部屋の管理者（責任者）の選任ということで伺います。選任はしておりますでしょうか。

○議長（柿島良行君）

村野総務課長。

○総務課長（村野浩人君）

お答えいたします。

現在において、各室・部屋につきましては管理者の選任は行っておりません。

○議長（柿島良行君）

野島俊博君。

○7番議員（野島俊博君）

こういうものもいずれ、なるべく選任者を選んでいただいて、その部屋を担当が、さっき言ったようにこういうこともありますので、電気が切れているとか、そういう簡単なことでもいいですけども、また女性職員の見る目がまた男性とは違うので、細かいところまで気が付くのもやっぱりありますので、そういう方々とひと月でもいいし、ふた月にいつんでもいいし、確認しあうということは、これは大事なことではないかと思えます。普段と違うということが一番これは、それが何ともなくても報告するということが一番大事なことでありまして、大事に至らない1つの方法ではないかと思えますけども、またこのへんのところは1つ、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

大変なことでありますけども、いろんな目で、いろんな人の目で見るともまた違った答えが出てくると思えますので、そういう方向でもぜひひとつ検討をしていただきたいと思います。そしてこういうことが二度と起こらないように、ぜひお願いをいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

以上で野島俊博君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時とします。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時00分

○議長（柿島良行君）

それでは一般質問を再開します。

次は通告の4番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

私は3点について質問します。

1点目、教員の多忙化改善をということで質問をいたします。

先生は夏休みもあって自由のきく職業というのは、ひと昔、ふた昔前の話です。教師の多忙化についての報道は多く、過労死や心身を病んでの退職が後を絶ちません。まさに命のかかった深刻な問題です。昨年、新聞報道にあった例は中学校の教員の一日を追っていましたが、18時間働いて睡眠は3時間、生活らしい時間がありません。こんな日々が続き、夏休み期間中も1日平均8時間を超えて働き、部活指導があれば夏休みどころか、休みそのものがないに等しい状態です。多くの先生たちがいつ自分の体が壊れるか、いつ辞めると考えながら働いているというものでした。

教職員の異常な長時間労働は労働条件として緊急であり、子どもの教育条件として極めて深刻な問題です。だから国の教員勤務実態調査、それから文科省の働き方改革の事務次官通知、それから中教審答申など、いろんなところでこの解決のためにいろんな論議がされている現状だと思います。本町における勤務時間の把握はどうされているのか、お聞きをいたします。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

本町の学校へ勤務をしております教員の出退勤につきましては、各自がパソコンを使用し県教育委員会から配布をされました出退勤記録票へ時刻を入力します。学校教育課では、各校から四半期ごとに全教員の時間外勤務の実績報告を受けて把握をしております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

2、3日前の山日新聞で「在校時間パソコンで把握」という記事が載っていました。県教委が2018年度から教員の出退勤時間の記録を開始ということで、今、課長がおっしゃったそれを、県教委からもらって自分で書くというようなものだと思うんですね。ただ、私、自分で書くのはどうなのかなと思ってはいたんですけど、この新聞にはやっぱり、ただ県教委が言うのには、教員自らの入力には客観性に欠けると。そうだと思うんですね。先生はなるべく、だった



らやっぱり時間を少なくしたいという思いで、だけども忙しくて仕方がなく頑張っていると思うんですね。自分で書けというのは、私は客観性に欠ける、これはそうだというふうに思っている。その記事には教員の勤務時間をより正確に把握をし、多忙化の改善につなげたいというふうに、やっぱりどういう勤務をしているのかという実態がきちとないと、ではそれに向けてどういうふうに改善をしていったらいいのかというところが、やっぱり曖昧になってしまうので、客観性にに基づいた、そういう実態がないと私は無理だと思っていますので、これについては改善も検討されているという話も、そのほかに自動的に記録されるログイン、ログアウトの情報を併用することになったと記事には載っていたので、より客観性が担保されるのかなという思いはありますけれども、やっぱりこういうことも含めているんな情報を考えながら教員の多忙化改善をしていっていただきたいと思っています。その勤務時間の実態というのはどうなっていますでしょうか。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

第3四半期までの管理職を含む、本年度ですね、月平均の勤務時間外の実績につきましては、身延清稜小学校が約39時間、下山小学校が約37時間、身延小学校が約48時間、身延中学校が約62時間という状況です。時間外勤務が最も多かったのは身延中学校で1日平均3時間という状況です。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

この数字にしても、やっぱり自らの入力ですから本当にそうなのかなと私はちょっと思っていますけれども、それでも1日3時間という、多いところで、出たというところで、やっぱり実態をいろんな人から私も聞いたんですけども、やっぱり平均ですから多い少ないはあると思うんですけども、やっぱり時期的にとっても忙しいときにはこの3時間ではとても無理だし、ただ私、思うのは子どもが小さい、子育てをしている方がやっぱりそのことも、家族がいてくれるから働くことはできるんでしょうけれども、子育てをしている中でそういう勤務はどうなのかなと。なるべく定時とは言わないですけど、先生というのは時間だから、はいというわけにはいかない仕事なので、なるべく早く帰れるような努力は、行政としてもする必要があると思うんですね。そういうので、やっぱり実態を聞いてみると家族がいてフォローしているけれども、やっぱり遅くて、体が何しろ心配だというような状況があるというのはたくさん聞きますね。本人は忙しいから仕方がないと家族には言っているけども、本人だって、まして子どもが小さいうちは早く帰りたいと思っていると思うんですね。だけどいろんな事情で早く帰れないという状況の中で、家族は本当にそんな働き方をしていて、本当に大丈夫なのか、体が心配だという声を多くの方から聞きますので、ぜひ、次に改善策を質問しますが、これは絶対、いろんな面から改善をしていただかなければいけないんじゃないかなと思います。

3番目、改善策はどういうふうに考えていらっしゃるか、お尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行される令和2年4月1日までに、山梨県議会で審議中の県条例案および県教育委員会の規則を参考とし、本町の所管に属する学校の教職員の在校時間の上限等に関する方針を例規に規定し、業務の量の適切な管理を行うように努めてまいります。

また、県費負担教職員の配置につきましては、身延高校との連携型中高一貫教育を実施している身延中学校への加配がさらに充実されるよう要望をしております。本町独自の取り組みにつきましては、平成29年度に設置をいたしました教員の多忙化対策検討委員会におきまして現場の声を聞きながら、年度ごとに実効性のある取り組みを検討し、引き続き学校における働き方改革を推進いたします。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

これなんですけども、新聞記事には文部科学省の指針では残業時間の上限を月45時間、年360時間に設定。文部科学省は多忙化改善に向け都道府県教委に各教員の在校時間を客観的に把握するよう求めているという記事があって、県のほうでもきっと45時間というような、そういうものが出てくると思うんですね。それを見ながら町でもそういうような取り組みをされるということだと思うんですけども、やっぱり勤務時間、正確に把握をしてどうしたらいいのかということもきちっと考えていかないと、今、教員になり手がいないとか、そういう問題も、そんな大変な仕事はということで若い人たちが敬遠してしまう。非正規化の問題とか、いろいろ本当に山積していますので、ぜひ働き方改革についてはお願いをしたいと思います。

今、お答えをさせていただいたんですけども、平成29年度に設置した教員の多忙化対策検討委員会、これを設置したということなんですけども、ここではもう平成29年に設置をしていますから、ある程度、いろんな問題が出てきて、改善に向けて動き出しているのではないかなと思っていますけども、具体的にはどのような形で改善に向けて努力をされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

学校の実情を勘案いたしまして、本町では町費負担の教員、特別支援教育支援員、放課後見守り員を配置、また中学校の部活動へは外部指導員を配置しております。また1校1名の学校司書および用務員を配置するなど、きめ細かな人員体制を整えております。また高速カラープリンターを全校へ設置、教育研修センター主催研修を削減、センター校指定制度を廃止、学校閉庁日の設定、これは8月13日から15日まで、県民の日、各学校の創立記念日の5日間、行事の精選、校務支援システムの導入準備、一部につきましては来年度から運用を開始いたし

まして、令和3年度には完全実施いたします。先ほど渡辺議員からご指摘のありました教員の出退勤につきましても、このシステムを使って客観的な把握に努めてまいります。

これらの取り組みの中でも、町単独の人的支援、また高速カラープリンターの導入につきましては、学校現場からの評価が非常に高いところとなっております。

また、保護者負担の軽減を目的といたしました各種助成制度や公費負担によって学校内での集金事務というのも現実的には大幅に減り、教職員にとっても負担感の軽減になっているというのを聞いております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

昨日の教育長の学校における働き方改革の推進についてということでも、外部人材の活用、町単教員の配置、行事や会議の見直しや学校閉庁日の設定などにより教職員の多忙化の改善に努めますというようなことがありまして、いろいろ努力はされているというのは理解をしています。

さっき高速カラープリンターというふうにあったんですけど、勤務状況の、国の実態調査の中で、そういう機器材がきちっと配備されているところは、教員の時間も少なくなるというような調査結果があったので、うちは子どもたちにもすぐお金をかけていると思っていますので、そういう教職員のためにも、そういう機器材を、仕事量が減るようなことを努力していただいて、働き方改革をぜひ進めていってほしいと思います。

教員の定数を増やすこと、これはやっぱり授業時間とのことでいろいろあるんでしょうけれども、文科省は増やそうとこれも努力はしているということは聞いたんですね。毎年ここにも、議会にも教育条件をよくするよとということ、意見書なんか毎年のように出ているんだけど、なかなかそれが実現できないというのは、やっぱり文科省は増やそうとしているけど、財務省がそれを蹴っているということもあるのかなど。そういうのは、どこかの教育委員会の方もおっしゃったというような話も聞いていますので、それはやっぱり議会としても、それを出していくようなこともしていく。

それから先ほど業務の削減ということいろいろおっしゃって、いろいろ努力はされているんだろうと思います。昔は集金も先生がしていたけど、今はもうそういうものもなくなっているという。それでもなかなか忙しいというのが現状ですので、さらにまた業務の削減ですね、そういうことはやっぱりこの検討委員会がありますので、ぜひ引き続き、さらなる削減に向けて努力をしていただきたいと思いますが、これはどのようなメンバーでどのくらいの、年に何回とかということをやっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

この組織につきましては、教育長以下、学校教育課の職員、各学校の教員、教育研修センターの主事にも入ってもらいまして、研修面とかで削減できるところ、工夫ができるところというようなご意見をいただきながら運営をしております。

また、各学校の中にはそれに準じた組織がありますので、それには全教職員が入っておりまして、各学校で要望が出てきたものを校長がその会議で町のほうへ要望を出してもらうということで年に少なくとも2回は開催をしております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

やっぱり現場に働く先生たちの声が一番だと思いますので、そういうことを進めながら授業の準備の時間と子どもに触れ合う時間は、十分取っていただくような働き方改革をぜひ進めていっていただきたいと思います。

次、2点目の質問に移ります。

買い物弱者対策についてということで、買い物ができずに困っている町民はいまや山間地だけの問題ではなくなったということで、うちの常葉ですけども、常葉の地域でもやっぱり1軒だけ残っていた商店がなくなってしまったということで、お年寄りに限らず若い人たちも今、困っているというような状況の中、この前、2月に議員と住民との懇談会の中でボランティアの方たちとの話し合いがありました。その中でも豊岡のボランティアの方から、豊岡にあったコンビニがなくなってしまって、本当に皆さん困っているというような、なんとかしてくださいというような声がありました。だから、もう本当に山間地のお年寄りだけではなくて、平地に住んでいる、もう全町、商店がなくなるということは全町的な問題だと思っていますので、これについて、町として実態の把握ですね、まず。これは私、前に質問したときもこの問題は本当に大変な問題だと思って何回もしているんですけども、前に実態の把握もきちんとすべきではないかというようなことも指摘をさせていただいているんですけども、町としての実態の把握をされているかどうかということでお尋ねをいたします。

○議長（柿島良行君）

熊谷福祉保健課長。

○福祉保健課長（熊谷司君）

ご質問の内容に関しましては、高齢者で買い物が困難な人という観点でお答えいたします。

介護保険事業計画、高齢者福祉計画を作成するにあたり、平成29年度に介護予防日常生活圏域ニーズ調査を65歳以上の一般ならびに要支援者、約600人に対して実施しています。その中において自分で日用品の買い物をしていますかと尋ねる質問があり、買い物ができるし、しているとの答えは72%。買い物はできるけどしていないとの答えは17.1%。買い物ができないとの答えは8.8%となっています。また、買い物で外出する頻度はどのくらいですかとの質問では週2日から3日が35.1%。週1日が27.7%。週1日未満が17.5%。週4日から5日が6.7%。ほぼ毎日が5.3%。無回答が7.8%となっています。実態としましては、把握しているものは以上ですが、町が進めています生活体制整備支援事業の第2章の地域支え合い協議会の活動の中で今後、各種課題も協議され検討されます。それらの課題は町が事務局を努めます第一層協議体も共有し、ここで対策や協議を行うこととなります。この組織が機能していただくようになると、買い物支援も含めた各種課題も把握できるようになってくるのではないかと期待しております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

これは福祉保健課長が答弁書を書いたということなんですけど、私、なぜ福祉保健課なのかなと思ったんですね。これは福祉だけの問題ではなくて、町民生活全般に対して困っている住民の方がたくさんいると。そういう、危機感が町にないのかなというのを私、まず感じたんですね。もちろん高齢者は若い人に比べて買い物に行きづらいという実態はあります。若い人だっ  
て困っている。お年寄りには特に困っているということで、それをなんとかしようという、この実態に基づいて、次の質問が支援策はどう考えているのかということを出ているんですけども、この実態の把握というものがなんか、本気で買い物弱者、買い物難民をなんとかしようと思っているのかなというのが、私がこの答弁をもらって、まず思ったことで、日々町民の方たちは毎日の生活ですからね。それで困っているという実情があるのに、町としてそここのところの実態をきちんと把握されきれていないんじゃないかなということ私、とても感じました。

例えば買い物はできない、約600人に対して実施アンケートを、ニーズ調査をしているけど、回答率がどのくらいなのかというのが分からないから、8.8%というのがどのくらいなのか分からないけども、でも8.8%の人が買い物ができないと答えているわけではないですかね。これに対して、どういう実態なのかということ、これを取っただけではなくて、もうちょっと深く、ではどういう生活をしているのかとか、そういうことを町として考えないのかなと思ったんですけど、どうなんでしょうか。

○議長（柿島良行君）

熊谷福祉保健課長。

○福祉保健課長（熊谷司君）

支援策ではなくて、買い物ができない8.8%の人に対して今どういうふうにいるかという質問でしょうか。

○11番議員（渡辺文子君）

8.8%。買い物ができないという人がいるというこの実態に対して、町としてどう考えているかという。

○福祉保健課長（熊谷司君）

できれば次の質問の中で、それに触れているようなことになっていますので、そちらのほうに進んでいただけると。

○11番議員（渡辺文子君）

では、その質問を言います。

では支援策はどう考えているかということでお尋ねをします。

○議長（柿島良行君）

熊谷福祉保健課長。

○福祉保健課長（熊谷司君）

前の質問と同じように、ここでも高齢者で買物が困難な人に対する支援という観点でお答えいたします。

当町では、高齢者在宅福祉サービスの軽度生活援助事業として、おおむね65歳以上の高齢者世帯などを対象として、高齢者が自立した生活をできるように援助しています。その中のサー

ビスの1つとして、食材などの買い物代行もあり利用されているかと思います。また介護保険制度の訪問介護サービスを利用した買い物代行もされているかと思います。このほかに町では乗合タクシーや町営バスの運行にも力を入れ、町内商業施設への買い物の際の交通手段として大勢の方に利用いただいているところです。

平成29年度には、身延町町民予算提案事業から採択されたボランティア団体のぬくもりの会が立ち上げられ、買い物代行も1つの活動として取り組んでいただいております。また、先ほどの質問で説明しました地域での支え合いが広がっていけば、買物が困難な方についてもお隣の方やご近所の方から援助が行われるような、そんな心にゆとりがある地域になっていくのではないかと期待しております。

高齢者で買物が困難な方々も、一人ひとり事情や状況も違い、ひとくくりにはできません。自分に合った支援や買い物方法を選択していただき、ご自分が住み慣れた地域で豊かな生活で暮らしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

いろんな方法があつて、これで住民の方たち、お年寄りを含めて、これで不自由なく買物ができて、それで満足している生活が送れていると判断していますか。

○議長（柿島良行君）

熊谷福祉保健課長。

○福祉保健課長（熊谷司君）

今、申し上げましたとおり、生活体制支援事業の地域支え合いを立ち上げて、そこでまず自分たちの地域の中でどういう課題があるのか、その中で買物がどうしてもできない年寄りの方がいるというのを課題にして、話をして進めていくというのが生活体制支援事業の趣旨だと思います。先ほど言いましたとおり、この生活体制支援事業に期待しているものは非常に大きいということで、まずそこを活用しての実態把握をしていながら、今後の課題については考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

危機感がないですよ。そんなのを待ってられないです。毎日毎日食べていかなければいけないんだから。それを待って食べられるならいいですよ。日々生活しているんですよ。それで買物に困っているんですよ。高齢者は免許証を返納した人もいて、その人たち、今まで買物に行っていたけど行けないと。そういう人たちだって、私の近くにもいますけど、きっと皆さんの近くにもいらっしゃると思うんですね。そういう人たち、その事業が始まるまで待つことはできるんですか。私、本当にこんなに、全国で騒いでいて、特にこの町だって、本当に困っている方たちいっぱいいるから、私のところにもいっぱい来るから、私も今回も質問しようというふうに思ったんですけども、そういう切実さが行政のほうにないんじゃないかと、今、答弁を聞いていても、なんかその事業があるからみたいな、いろいろお答えはありま

したよ。いろんな方法があると書いてありましたが、でも先ほどの質問であったように8.8%の人が買い物に行けないと答えているのではないですか。具体的に毎日毎日、その人はどうすればいいんですか。買い物へ行けなかったら、どうやって生活していけばいいんですか。その実態の深刻さが、どう考えているのかというのが私には伝ってこない。そこが不思議なんですけど。それも含めてお答えください。

○議長（柿島良行君）

熊谷福祉保健課長。

○福祉保健課長（熊谷司君）

お答えいたします。

買い物ができないという8.8%の人が、当然、無記名ですので、どのようになっているかということは分からない部分があるんですけども、ただ先ほど申しましたように福祉サービスの中で、食材等の買い物代行サービスというのもあるということ。あるいは介護保険のサービスでも対応していることと申してありますので、そちらのほうを利用しながら、あるいはできないといっても家族の人たちなどの協力がある中で、買い物はできていると理解しております。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

家族がやっていたら、こんなに困るという声は多くないではないですか。そのところがもうちょっと危機感を持ってほしいなと。町長、いつも「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった」とおっしゃっていますけど、そういう不便、毎日の生活に不便さを強いられている。そして今年寄りって、すごく我慢することが多いではないですかね。だから今、お年寄りには栄養失調が多いですよ。うちで作っている野菜とか、だけどお肉とか魚とか、そういうものも摂っていかないと元気で、ずっと家にいられないということになってしまうんですよ。だから、そういう意味で住んでよかったと思えるようには、買い物もちゃんとできる方策を町が考える、いろんな手立ちはあるでしょうけど、いろんな、ひとくくりにはできないいろんな方法があって、自分はこれで買い物ができると。そういうことを選んでもらえるようになればいいんだけど、その1つの方法として、私、移動スーパーという制度があると。常葉のほうでも来ていた移動スーパーの人が来なくなってしまって困っているとか、そういうこともあって、山日では市川三郷の事例で星野商店という方が地域おこし協力隊と一緒にあって、国の買援隊、それから補助をもらってそういう事業をやっていたけど、その方が病気になってしまって、市川三郷の方も今すごく困っているというようなことを言っていました。そして早川町にも聞きましたら、早川町はアンケートを取って、多くの方は子どもたちが来て、なんとか買い物は行けている。だけど1人でも困るという人がいたら、やっぱり町としては考えていかなければいけないんだと。私、それはすごく感動しました。1人でもそういう困っている人がいたら、やっぱり対策を考えているということで、早川はJAと一緒にあって、個人の方に集落、週5回から6日、行ってもらって、そして集落には週2回ほど、その車が来るというようなこともしていて、みんな助かっている。それで、その方は中富の曙とか、そういうところにも来てくれているというような話もしていました。どうして町として、早川は車の支度をしてJAと委託をしてやっているという話もしていました。

いろんなことを、やっぱりアンテナを高くして、困っている人がいるんだったらなんとかそ

の人たちが困らないように、住んでよかったと思えるように行政としてやっぱりきちっとしていくのが町の仕事だと思っていますけれども、この答弁だと私はとても納得いかないし、皆さんにこういう政策を町でやっていますよということは言えないですよ。そういう意味では、もうちょっと積極的に、どうしたら住みやすい町になるかということ。本当に買い物が困っている人たちが現実にいるわけだから、そのところをなんとか改善する方法を私は考えていくべきで、福祉保健課長だけの問題ではないと思っていますけど、町長、今、話を聞いていかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

議員おっしゃることも分かるんですが、すべて行政が本当に、町民1万2千人弱の要望に答えられるかということ、財源の問題、それに答えられる人数の問題、かなり厳しいと思います。それで私は、やれることは、さっき熊谷福祉保健課長が言ったように準備はできていると思うので、例えば買い物代行、訪問介護サービスなども使っていただきたいと思います。

よく災害上では自助・共助・公助と言うではないですか。私は自助というのがまず最初であって、例えば他県でもいいです。近隣の例えば町村に子どもさんがいるのであれば、1週間に1回ぐらいは親を見に来てください。そして買い物をしながら、本当に週1回、親と、1人で住まわれているか、2人で住まわれているか分かりませんが、子どもがちゃんと、今まで苦勞をかけたわけですから面倒を見てほしいというのが私は一番だと思っています。

共助は、やっぱり近所だと思います。さっき議員も困っている人が近隣にいる。そうしたら、やっぱり周りで助けてやってください、まずは、その地域で。そして、まだそれもできないような状態になれば公助でやるんですけども、今の制度が、どういう状態にあるのかというのは、もう一度調べてみます。買い物に行けないというのは、本当は子どもさんが、例えば静岡に住んでいるのか、東京に住んでいるのか分かりませんが、いるにもかかわらず、その人たちが買い物とか親のそういうものに付き合わない。それこそが私はおかしい話であって、私の場合は、今でこそ私が住所がこっちにありますし、ちょくちょく行きますからいいんですけど、今まで4人の兄弟は全部、甲府とか住んでいました。でも毎週、絶対1回は、特に今は毎日のように交代で来てくれたりしています。やっぱりそういうことがまずは、私は大事ではないかと思うんですね。すべて公、役場は何をしてくれるんだ、役場はこうしてくれというのは、私はそもそも間違いではないかと思っています。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

やれる人たちはやっていると思うんですね。もちろん親のことですから、みんなできる範囲でやっているんだと思いますよ。だけど、できない人たちがだっているわけです。世の中いろいろですから。そういう人たちをどうするのか。それで近所で、もちろん助け合いはしますよ。買い物に行くといったら一緒に連れて行くし。だけど日々の生活ですから基本的な、食べることなんていうのは基本的なものではないですか。それを人に頼ったり、そうではなくて、やっぱり自分でできたら行って選びたいとか、そういうことだっているではないですかね。だから、



その1つに、別に私が町で連れて行ってこれなんて言っていないですよ。では、今まで来ていた移動スーパー、それが来られるような段取りをすとか、早川みたいに本当に困っている人がいるんだしたら、そうやって業者と委託契約をすとか、それから市川三郷のように、そうやって国の補助、そういうものもいろいろ調べて、そういうことをすとか、やっぱりいろんな方法を考えてほしいと思うんです。もちろん子どもがいるし、近所もあるし、そういうものでやっている人たちがいますよね。だけど、そうできない人たちも中にはいるんですよ。世の中、いろいろではないですか。それはできればそれにこしたことはないけど、でもやっぱり、それもできない人たちが、現実困っている人たちがいるわけですから、そこを最初から自助だからみたいな、そんな冷たい言い方ではなくて、自分でみんな我慢していろいろやっていると思うんですよ。けども、そういうふう買い物に行けない人たちも、現実困っていると言っているわけだから、そこを行政として考えるのは、私は行政の仕事だと思っていますので、最後のほうにいろいろ調べていただけるということなので、ぜひ調べていただいて、きちとした実態を把握していただいて、ではどういう支援策があるのかということ町としても検討していただきたいということで要望をして、次の質問に移りたいと思います。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

平成29年に調査した結果を先ほど熊谷福祉保健課長が説明しましたが、また改めて、もう少し細かい分析をしないと、この8.8%がどういう状態なのか、そして何を求めているのか。例えばさっき言ったように買い物代行とか、そういう制度を知っているのか。そういうことも含めて、もしそういうことも知らなくて8.8%であれば、そういう制度を紹介すればまた落ちますよね。だから、またちょっと調査をさせていただければと思っています。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

では最後の質問に移りたいと思います。

公営住宅の連帯保証人制度の廃止についてということで質問いたします。

昨年の9月、東京都議会は都営住宅条例を全会一致で改正し、従来必要とされていた入居時の連帯保証人は必要なくなりました。都営住宅供給公社の広報誌は都営住宅条例等の改正に伴い都営住宅に入居する際に必要としていた連帯保証人が不要になり、今後は連帯保証人に代わり、連絡先を届けていただくことになりました。すでにお届けいただいている連帯保証人については、名義人の方からの届け出により連絡先に変更することができますと述べています。

2020年度から施行される改正民法では、賃貸住宅契約者の保証人が責任を負う上限額の明示が義務付けられることになりました。この改正を受け、国土交通省は次のような通知を出しました。住宅に困窮する低所得者への住宅供給という公営住宅の目的を踏まえると保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅の入居に際しての前提とすることから転換すべきであると考えます。このため標準条例を改正し、保証人に関する規定を削除することとしました。各事業主体においては、住宅困窮者への公営住宅、入居に支障が出ることをないよう、地域の実情等を総合的

に勘案して適切な対応をお願いします。保証人確保が入居の障害になってきたという総務省の勧告もあります。千葉県弁護士会が保証人を不要とすべきという意見書を発表しています。意見書は公営住宅の入居に際して、連帯保証人等を求めることは公営住宅が入居者として想定している低所得者の入居を妨げ、かえって公営住宅法の趣旨に反する結果を招いてしまっている。すでに複数の地方公共団体においては、総務省勧告、国土交通省通知による条例案を踏まえ公営住宅の入居に際して連帯保証人等を不要とすることを検討しているところである。保証人の義務を制限する民法改正の動きも併せて鑑みれば、公営住宅の入居者に連帯保証人等を求める必要性はもはや存在しないと言うべきである。地方公共団体は公営住宅が住宅セーフティネットの中核として、その役割が期待されていることに鑑み、公営住宅の入居に際しては連帯保証人等を不要とする条例改正を行うべきであるとしています。

この連帯保証人制度を町としてどう考えていますか。お尋ねいたします。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

お答えします。

町営住宅における連帯保証人制度は、安定した家賃収入を確保するために家賃を滞納する入居者に対して納付・督促などを行うことによる滞納の抑止効果のほか、入居者と連絡が取れない場合など実質的な緊急時の連絡先としての役割を担っております。また昨今増加する入居者の迷惑行為に対して、相談、仲介、指導等を行っていただいております。

一方、議員ご指摘のとおり、近年身寄りのない単身高齢者や中高年の所得のない世代の増加を踏まえ、入居に際し保証人を確保することがより一層困難となることが想定されます。町の現条例でも被災者等は保証人不要となっておりますが、単なる単身高齢者では該当外となっております。国からも住宅困窮者の公営住宅への入居に支障が生じることのないよう適切な対応と通達もございます。

今後は地域の実情等を総合的に勘案し、引き続き福祉部局と連携を図りながら連帯保証人制度につきましては、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

この中で安定した家賃収入を確保するというようなことなんですけども、連帯保証人、今度は額を明示するということになりますよね。そうするとやっぱり連帯保証人になりにくいということも聞かれているんですね。県内の状況ですね。4市町村が保証なんとかというところで、家賃の保証みたいな、そういうものも検討しているみたいなことも聞いたんですけども、そういう情報はどうなんでしょうか。

○議長（柿島良行君）

望月建設課長。

○建設課長（望月真人君）

連帯保証人の関係で、家賃保証協会と契約するというのも検討している自治体もありますけども、本町については、検討はしますが、まだそこまでは踏み切っておりません。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

身寄りのない単身者とか住宅に困窮している人たちを救うための公営住宅ですので、住宅がきちっとその役目を果たすためには、この保証人というのは、私はちょっと考えていくべきだと思いますので、答弁にもありましたけど、これから検討していただけるということをお願いをして質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（柿島良行君）

渡辺文子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

再開は2時5分とします。

休憩 午後 1時50分

---

再開 午後 2時05分

○議長（柿島良行君）

再開します。

次は通告の5番、赤池朗君の一般質問を行います。

赤池朗君の質問を許します。

登壇してください。

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

通告に従い質問を行います。

はじめに昨日の山日新聞の一面に「現職望月氏立候補へ 身延町長選 再選目指す」との見出しで掲載されておりました。そして今日午前中の伊藤達美議員の質問に答えて、町民のために立候補すると表明されました。それを踏まえまして町長に質問したいと思います。

望月幹也町長は長年、県職に携わり活躍してきたことは周知のとおりです。前望月仁司町長が以前、望月幹也氏を副町長に登用した際、県に要望を出す中で最適の人物を推薦していただいたと話していたことを思い出しました。

前町長のもとで副町長として前町長を補佐して、しっかりと職務を遂行してきたわけですが、そのとき、その後なぜ町長になろうとしたか、決断に至るまでかなりの葛藤があったかと想像できますが、なぜ町長になろうとしたかお答えください。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

赤池議員がおっしゃいますように、私は平成27年3月まで山梨県の職員として勤務し、同年4月から平成28年8月29日まで、身延町副町長として第1期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定および実施に携わらせていただきました。

望月仁司前町長から、私を後任にと言っていただき、熟慮に熟慮を重ねた結果、私が生まれ

育った自慢のふるさとであります、この身延町を少しでも元気な町にしたい、また恩返しをしたいとの思いから身延町長に立候補をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

ただいま、自分が生まれ育ったふるさとのために少しでも役に立ちたい、元気な町にしたいという思いから立候補を決意したとの答弁がありました。私を含め町民のすべてが同じ思いだと思います。

そして平成28年10月に町長に当選して約3年半が経過したわけです。その中で日本一のしだれ桜の里づくり事業、あけぼの大豆六次産業化事業、みのぶ自然の里のオープン、丸滝・常葉宅地分譲など身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき多様な施策を展開してきました。

特に子育て世代への支援や学校教育の充実においては、0歳から18歳までの医療費無料化、保育所等入園支度金、小中学校入学支度金支給や補助教材費、校外活動費の公費負担、給食費の完全無料化、さらに修学旅行費の全額補助、0歳から18歳までの入院時の食事療養費助成、実用英語技能検定、英検の検定料助成など子どもたちが心身ともにすこやかに成長できるよう全国トップレベルの施策を推進してきました。そこで1期目の残りが約8カ月となった、この間を振り返って町長自身が今までの約3年半を思いながら、ご自身の評価をしていただきたいと思います。先ほど伊藤達美議員の中でも若干答えていらっしゃったので、簡単に答弁ください。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

先ほど伊藤達美議員への答弁でもお答えさせていただきましたけども、私が町長として「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった身延町」を町の目指すところとして掲げ、その実現のため副町長として策定に携わった総合戦略の諸施策に鋭意取り組んでまいりました。施策の細かなところは今、議員のほうで全部おっしゃっていただきましたので、あえて申し上げませんが、第1期総合戦略に掲げた主な施策につきましては、大きな成果を出すことができたのではないかと考えております。

しかしながら、若年層が少なく非常に高齢化率が高い本町の年齢構造から見ても厳しい状況とはいえ、人口減少に歯止めがかからない事態は重く受け止めております。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

町民の考えや意見はいろいろありますが、以前から町長の言われる何もしないで衰退していくよりもチャレンジして少しでもよい方向へ進めるという姿勢が大事だと私は考えています。私もそのとおりだと思っています。

人口減少、少子高齢化が進む本町の現状をどう捉えているのか、役場の行政運営の方法や職員の意識、町民の考えや理解の周知、議会への期待、要望等ありましたら答弁ください。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

本町の現状につきましては、議員もご承知のとおり人口減少と高齢化の進展が大きな課題となっております。また、それにより個人住民税、地方交付税の減額が見込まれ、今後の町財政運営は非常に厳しくなることが予想されております。そのためにも第2期総合戦略には第1期から継続する施策、新たな施策をしっかりと盛り込み取り組んでいくことが必要であります。

私が町長に就任以来、職員には仕事に取り組む上で常にスピード感を持って取り組んでほしいこと、また成果を上げることにこだわりを持ってほしいこと、誇りと自負、自信を持って思いっきり仕事をしてもらいたいことをお願いし、職員も理解し取り組んでくれております。

町民の皆さまには、人口減少や厳しい財政状況の現状をしっかりと理解していただき、総合戦略に盛り込んでいる諸施策について、ご協力をお願いしたいと思います。

議員の皆さまには町民の皆さまの代表として、先ほど芦澤議員もおっしゃっていましたが積極的に政策提言などをしていただき、行政と議会が前向きな意見交換を行い、共に切磋琢磨する中で、総合戦略に基づく諸施策への取り組みにさらなるご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

先ほどの伊藤達美議員の質問と重なりますが、何度も言わせて申し訳ないんですが、今年10月には町長の任期が終了し選挙が実施される予定ですが、再び立候補する気持ちがあるのかという質問を通告したのですが、「立候補します」というお答えをいただきました。私としては、今までの実績や継続している事業がありまして、まだ道半ばだと感じておるところです。私、個人的にもぜひ望月町長にはこのまま継続して再び町長の職に就いて身延町のために働いてほしいと思っています。もう一度その決意というか、そのへんをよろしくお願いします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

なかなか決意といわれて、質問に対する答弁だけは用意してきたんですが、先ほど伊藤議員の答弁でも申し上げましたとおり、次期町長選にも立候補させていただいて、引き続きこの身延町のまちづくりを全精力をあげて取り組んでまいりたいと思っています。

赤池議員ともいつもいろんな中で政策のお話もするんですけども、また今後とも、もし2期目をお任せいただけるということであれば、私も本当に精一杯頑張りますので、またご支援のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

まだ先の話ですが、ぜひそういう職に就いていただきたいと思います。

そして、もう気持ちは固まっているようですから、では次はどうするんだということで、再

び町長の職に就いたとき、いろんな施策を考えていますが、今、継続中のいろんな施策を継続するのは当然ですが、それらを含めまして、町長の思っているビジョンというのがありましたらお答えください。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

これまでの答弁の中でも申し上げましたけども、現在第2期総合戦略を今年度末までに策定の予定で今、手続きを進めているところであります。この戦略は今後5年間の町政運営の指針となるものでありまして、第1期から引き続き取り組む施策、また新たに取り組む施策など「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよかった身延町」を実現させるためにいろいろな施策を盛り込んだものであります。この総合戦略こそが次期任期となります今後4年間の私のビジョンと言えるものだと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

ただいま町長のほうから、これから先のビジョンということでお話をいただきました。それ 외에도町長の考えだけではなく、こういう施策というのは行政、そして議会、そして町民が共に一緒になって達成できるものだと思いますが、これからもよろしくお願ひしますとともに、また残りの6カ月しっかり務めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

では、次の質問に入りたいと思います。次に、がんの早期発見について質問します。

厚生労働省の発表によりますと2018年の日本人の平均寿命は女性が87.32歳、男性が81.25歳で、ともに過去最高を更新しました。17年に比べて女性は0.05歳、男性は0.16歳延び、過去最高の更新は女性が6年連続、男性は7年連続ということです。

長寿社会の深まりにより社会保障などの幅広い分野の改革が求められているとあります。私たちはできれば健康のまままで天寿をまっとうしたいと皆さんが思っていると思います。そんな中、現在、死亡原因の1位はがんです。がんは早期発見・早期治療が一番だといわれています。そこで、わが国の近年の原因別死亡者の数はどのようになっているのか答弁ください。

○議長（柿島良行君）

熊谷福祉保健課長。

○福祉保健課長（熊谷司君）

お答えいたします。

厚生労働省が発表した平成30年度の人口動態統計では、死亡原因の1位が悪性新生物、つまりがんで37万3,584人で全体の27.4%。2位に心疾患で20万8,221人で15.3%。3位は老衰で10万9,605人で8%となっています。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

ただいまの答弁でも分かりますように、今現在、日本ではがんで亡くなる方が一番多いとい

うことです。早期発見のために町では集団検診を行っています。集団検診の中で、その受診率ですね、対象者に対して受けた方がどのくらいいるのか。また、その集団検診によりまして発見に至った件数等が分かりましたら答弁ください。

○議長（柿島良行君）

熊谷福祉保健課長。

○福祉保健課長（熊谷司君）

お答えいたします。

胃がん、大腸がん、肺がん、乳がんの検診は40歳以上を対象に山梨厚生連に生活習慣病健診と併せて委託し、子宮がん検診については20歳以上を対象とし、個別検診で実施しています。これは国の指針に基づくもので、がん検診および精度管理を徹底することにより、がんの早期発見を進め、がんによる死亡率減少を目指すことを目的としています。

平成29年度の身延町のがん検診の実績は、胃がん検診の受診率は10.6%で、がん発見数は1件です。大腸がん検診の受診率は27%で、がん発見数は3件。肺がん検診の受診率は36%で、がん発見数は6件です。乳がん検診の受診率は31.7%で、がん発見数は3件。子宮がん検診の受診率は21.8%で、がん発見数は1件です。5つのがん検診で毎年15件前後のがんが発生され、治療につながっています。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

ただいまの答弁にもありましたように、この集団検診がいかに効果があるかということで、また福祉保健課のほうでも集団検診を進めているところですが、そこで九州大学工学院生物科学部門の広津助教授らの研究グループががんのにおいに注目しまして、線虫という虫がいるらしいんですが、それが尿の成分に寄ってくるという性質を利用しまして、95.8%という高い精度でがんの有無を認識できることを突き止めました。まだ、今の段階ですと何種類か、がんの種類があるわけですが、その中でこのがんだということまでは至っていないようですが、ただ、何かのがんだということが分かるようです。

そしてそのベンチャー企業が、この線虫を利用して尿1滴で、がんの有無を8割以上の高確率で判定できるということです。この検査方法「N-NOSE」といって、これが今年の1月から実用化されるということで、もう実施されています。

この検査は先ほど申しましたように尿1滴です。患者への負担がすごく少ないわけです。そして検査費用が今のところ1回9,800円だそうです。この検査の導入を希望する企業や医療機関、自治体の申し込みを今、受け付けているそうです。まだ、このほかにも血液で検査する方法等、ほかにも検査の方法があるらしいんですが、これらを含めた中で現在、検診項目にはこの尿による検査というのが載っていませんが、希望する人に集団検診でその項目を追加していただき、その検査をすることを導入してほしいが、検討してほしいんですが、いかがでしょうか。

○議長（柿島良行君）

熊谷福祉保健課長。

○福祉保健課長（熊谷司君）

お答えいたします。

赤池議員からいただいた情報の線虫利用での尿によるがん検査は、新たな手法として実用化されたということは承知しています。このほかにも尿や血液を使用した検査など、この数年で実用化を目指している企業がほかにもあると聞いております。尿や血液など、本人にあまり負担がかからない方法でがんが発見されることは望ましいことですが、誤判定やがんを見逃すリスクもあり、また画像診断では見つからないほど早期のがんを発見した場合、これまで以上の多くの検査が必要になるなどの可能性も考えられます。

いずれにいたしましても、町によるがん検診は国の指針で定める科学的根拠に基づくがん検診を推進する方向であります。そのため、今後も国や県の動向を注視し、がん対策を進めていきながら新たながん対策についても広く情報を収集する中で調査・研究をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

これから調査・研究をしていくということで、私たちもいつがんになってもおかしくないような年齢に達している状況を踏まえたと、もし項目にしていただければ個人負担でもいから受けてみたいなという気持ちになっております。

では次の質問3に移ります。インバウンド来訪者の対応について伺います。

2003年、平成15年です。政府はビジットジャパンキャンペーンを立ち上げ、国をあげて観光の振興に取り組み、観光立国を目指す方針を示しました。それから10年経った2013年、平成25年です。訪日外国人客数が目標であった年間1千万人を突破すると、新たに2020年までに2千万人、2030年までに3千万人に達するという目標が掲げられました。同年に2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、円安も追い風となり、2015年には訪日外国人客数1,973万7千人を記録しました。2千万人まであと一歩に迫ると同時に大阪万博が開催されました1970年以来、45年ぶりに入国者数が出国者数を上回ったということです。訪日外国人客数が予想を上回るケースで増加していることから政府は2016年、平成28年春に2020年に4千万人、2030年に6千万人と目標を上方修正しました。2016年に初めて2千万人を突破、2018年には3千万人を突破しました。

しかし最近、新型コロナウイルス感染症が広がり、国や各自治体は感染防止対策に必死になっているところです。一刻も早く終息することを願うものですが、この感染症が起きるまでは全国どこへ行ってもインバウンドで一杯という状況でした。

本町においても多くのインバウンド客が訪れていました。そこで町内のインバウンド来訪者の状況はどのようだったのでしょうか、お答えください。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。



ご質問には、平成30年度山梨県で公表しております年間観光客の入込客数調査の結果からお答えさせていただきます。

世界文化遺産の富士山と、その構成資産である本栖湖等、継続的な人気やアジア圏での官民一体となったプロモーション効果による外国人観光客が増加し、平成30年度は山梨県に3,769万人の方が訪れました。そのうち峡南地方には9,418人の方々にお越しいただいております。増加率は日本人観光客、前年比116.1%の増加に対し、外国人観光客の増加率は日本人を上回り、前年比191.1%でした。

本町に訪れる外国人の方の地域別割合につきましては、圧倒的にアジア圏の方が多く中国41.6%、台湾15.7%、タイ9.8%、香港6.3%であり、アメリカの方は2.5%でありました。

次に立ち寄り先ですが、山梨県内では富士五湖地方が突出して多くなっております。町内では本栖湖畔に多くの方が訪れているとともに身延山や宿坊、下部温泉郷にもお越しいただいている状況でございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

ただいま、外国人観光客の方がほぼ倍増近く増えていたという答弁がありました。その中で峡南地方を訪れる人がその割にまだまだ少ないということで、これからも私たちのこの峡南地域に誘客するいろんな策を考えていくことが必要かと思えます。

そして、そのために町では、このインバウンド観光客に対してどのような、今、対応を取っているのか答弁をください。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

外国からの観光客の皆さんはパソコンやスマートフォン、タブレット端末から各種の情報を入手するという大手民間会社の調査結果があるように、町でもホームページの充実やフェイスブック、ツイッターなどSNS等を活用した情報発信を進めるとともに、情報を入手するために必要不可欠であるWi-Fi環境を町内観光地を中心に整備いたしました。今後も引き続き整備する場所を精査しながら進めていきたいと思っております。

また、平成27年度から外国人観光客を受け入れるための観光事業者等を対象とする研修を毎年開催しておりますし、中部横断自動車道から身延町内へ下りられる観光客のために英語標記による案内看板を設置しました。このほか訪日外国人との会話補助のためにネクスコ中日本の助成事業によりポケットクを観光協会へ配備したところでございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

いろんな対策を取っているようです。私は現在、町の商工会の役員をしております、今年

1月9日に山梨県商工連合会の新年互礼会に参加してまいりました。その折、南都留中部商工会婦人部の取り組みでインバウンド観光客の対応として、英語・中国語・韓国語の会話パンフレットを作成して、これがそうなのですが、旅館や飲食店、売店等に配布し、接客にあたってあるとのことでした。このことを観光課のほうでは承知していますか。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えいたします。

南都留中部商工会の件につきましては、山梨県商工会連合会が発行する「商工会やまなし」や昨年11月30日の山日新聞にも掲載されましたので承知しております。

この婦人部の取り組みは、平成30年12月、山梨県商工会女性部主張発表大会で優勝し、翌年令和元年7月に行われた関東大会、そして同年10月29日の全国大会で最優秀賞に輝かれました。

ことの始まりは3年前、1人の女性部員がこのごろ英語を話すお客さんが増えてきたという一言でした。1年目は英会話講習会で英語を学びつつ、使いやすくしたA3両面の指さし会話テキストを完成させまして、2年目からは英会話に加え中国語、韓国語、タイ語へと広がり「プリーズポイント会話集」が完成。さらに3年目にはヨーロッパ圏の「指さし会話集」を手のひらサイズにコンパクト化し、東京オリンピック・パラリンピックのおもてなしに役立つように創意工夫されたと承知しております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

先ほど答弁の中でも、こういう、今いろんなIT化が進んできて、便利なツールでポケトークというようなものがありまして、それもテレビ等で見ているわけですが、非常に便利に役に立つものだと承知していますが、それには購入費用、使用料等がかかります。そして、この婦人部の皆さんが作られた、このパンフレットはとても手作り感があって、そして皆さんに配って評判がいいようです。そういうものを、ポケトークが配れば一番いいんですが、皆さん買っていただければいいんですが、そこまで予算がないということで、これも手作り感が非常にいいと私は評価しているんですが、この町内でもインバウンド対応のために、このようなパンフレットのようなものを作成する考えはありますか、答弁をください。

○議長（柿島良行君）

佐藤観光課長。

○観光課長（佐藤成人君）

お答えします。

ご質問のパンフレットにつきましては、南都留中部商工会が独自で作成したものであります。町としましては、すでに平成27年度にはまち・ひと・しごと創生総合戦略において、外国人向けにウエルカムパンフレットを作成し各施設に配布しました。その後、身延山観光協会においても外国人向けのパンフレットを何種類か作成しました。また、今年度は身延山・下部両観光協会で英語のパンフレットを作成するとともに、インバウンド協議会としても身延山を中心

とした周遊パンフレットを作成しました。町のホームページは6言語に対応となっており、動画と対応したインバウンド向けパンフレットも作成しました。今後も商工会や観光協会と連携しながら、必要に応じて会話集や指さし会話テキストなどの作成も検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君。

○4番議員（赤池朗君）

私が知らなかっただけで、町ではいろんな取り組みをされているということが今、分かりました。それで、こういうものがあるという、町民に、業者は当然ですが町民にもこういうものがあるんだという、そのへんのPRも必要かなと考えています。そして私たちがいろんなところへ出掛けることがあります。そういったときに感じるのが、景色や食べ物、施設、温泉等、良いのは当たり前。それは人間の努力でなくて自然にできるほとんどのものですが、やはり一番皆さんが、感想を聞くとよかったという感想の中の一番が、私はその皆さんのおもてなし、対応がよかったというのが、気持ちのほうですね、そこが一番だと思います。そのためにも、ハード面はもちろんですがソフト面にも力を入れていくように要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

赤池朗君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開を2時55分とします。

休憩 午後 2時39分

---

再開 午後 2時55分

○議長（柿島良行君）

一般質問を再開します。

次は通告の6番、上田孝二君の一般質問を行います。

上田孝二君の質問を許します。

登壇してください。

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

最初の質問事項1から始めさせていただきます。

1. 身延町職員の倫理指導について伺います。

先月2月1日の朝刊で身延町福祉保健課職員による盗撮事件の報道に、身延町民は大変な驚きと衝撃を受けたことと思います。私もまさかうちの職員がそのようなことをするとは思っていませんでした。一体、町ではどのような職員教育を行っているのかと大勢の町民からお叱りを受けました。

町の規程の中に身延町職員倫理規程というものがあり、第1条、目的。第2条、職員が遵守すべき職務に係る倫理原則。第6条、管理監督者の責務。第7条、任命権者の責務。このよう

な規定があります。今までどのような倫理指導をしてきたのか。今回の事件を踏まえ、また今後どのような倫理指導、教育、また研修をしていくのか伺います。答弁をお願いします。

○議長（柿島良行君）

村野総務課長。

○総務課長（村野浩人君）

お答えをいたします。

職員のコンプライアンス遵守につきましては、町長の訓示や課長会議などにより職員への指導を行うとともに、職員研修の一環として昨年11月25日に午前、午後の2回に分けてコンプライアンス研修を行っております。また、このたびの不祥事を受けて、全職員が受講できるように2月20日と21日の2日間、午前2回に分けて計4回の研修を実施いたしました。このコンプライアンス研修につきましては、少なくとも年1回、できれば年2回の研修を行っていく計画となっており、何回も反復し研修することで職員への意識の徹底を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

今、出てきましたコンプライアンスという言葉の意味をちょっと、私、分からないもので説明をお願いいたします。

○議長（柿島良行君）

村野総務課長。

○総務課長（村野浩人君）

お答えします。

コンプライアンスとはもともと英語で、日本語に訳されるとき法令遵守というふうにいわれております。しかしながら最近ではコンプライアンスの範囲は広がっており、倫理感や道徳観、社会規範を守って行動することという意味に捉えております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

ぜひとも、二度とこのような不祥事が起きないように職員に倫理教育をしていただきたいと思っております。

それでは次に移ります。

2の質問ですが、私の住んでいる近くにスクールバスの停留所があります。朝の通学時には清稜小学校の児童、通学でスクールバスを待っているときに顔を合わせれば大きな声で「おはようございます」というあいさつをしてくれます。また、うちの近所に六郷中学校へ通っている自転車通学をしている子どもたちが待ち合わせをする場所があります。やはり顔を見れば大きな声で「おはようございます」、また帰りには「さよなら」という大きな声であいさつをしてくれます。この子どもたちのあいさつ運動は小学校入学時から学校の生活目標になり、なされているかと思っております。そこで昨年の4月より道徳の時間が中学校でも行われていると思っております。

が、どのような授業を行っているか伺います。

○議長（柿島良行君）

伊藤学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤克志君）

お答えいたします。

令和3年度に施行されます新たな中学校学習指導要領から一部先行実施されている中学校の特別教科、道徳では教育基本法および学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき人間としての生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標としています。

学校におきましては道徳の時間を充実させ、すべての教育活動の中で道徳性を構成する諸要素である道徳的判断力、道徳的心情、道徳的実践意欲と態度を養うことが求められております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

私たちの小学校時代にも道徳の時間があり、また中学校、高校では倫理社会というような授業もあったと思います。また、どんな授業だったかちょっと忘れてしまいましたが、私たちはその過去にはそんなことで、今の道徳観を養ったと思っております。

今、回答いただいた教育方針で、子どもたちがこの教育の目的を十分に理解し、道徳的判断力、道徳的な心を養ってもらいたいと思います。

ぜひとも学校教育課のほうで中学校、小学校、またよろしくご指導をしてください。お願いします。

それでは次に移ります。

③の「おもてなし」という言葉ですね。よく使われて耳にする言葉なんですけど、私の読んだ本には「おもてなし」という「顧客満足」の概念であり、それは5つの要素があると書かれていました。1つ目はあいさつ、2つ目は表情、3つ目は立ち居振舞い、4つ目は身だしなみ、5つ目は言葉づかいの5要素で、「顧客満足」を叶えるための必要不可欠な要素だそうです。

1番の「あいさつ」で最も肝心なのは「相手より先にあいさつをする」ということで、あいさつを自分から先にするということの大切さを、こちらが相手を先に認識してあげることで、相手は安心してこちらを受け入れてくれるということだそうです。ビジネスチャンスは、気持ちのよいあいさつから生まれると言います。そこで町の職員、特に窓口の職員におもてなしの5要素について考えていただきたいと思います。当局の考えを伺います。

○議長（柿島良行君）

村野総務課長。

○総務課長（村野浩人君）

お答えいたします。

身延町職員服務規程第5条において、職員は執務中の言葉づかい、服装、身だしなみ等に留意し、住民等への対応は親切かつ丁寧でなければならないと規程されております。あいさつなど、住民の皆さまへの対応につきましても日頃町長より訓示がなされており、課長会議の中でも各課長に職員の指導の徹底をお願いしておりますが、これにつきましてもコンプライアンス

の範囲に含まれておりますので、先ほどお答えしましたコンプライアンス研修の中で職員への意識の徹底を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

町長の訓示、課長会議等、コンプライアンス研修の中でも意識の徹底を図っているということですので、ぜひとも実行に移していただくようお願いします。

それでは4番目の質問に入ります。

町の各課において朝礼ならびに夕礼、大変重要なことだと思えます。実施状況を伺いたいと思えます。

○議長（柿島良行君）

村野総務課長。

○総務課長（村野浩人君）

お答えいたします。

各課における朝礼につきましては、規程があるわけではありませんが、現在、各課で朝礼を行っております。議員がおっしゃるとおり課員への連絡および報告、当日の予定等について確認し、共有しあい、職務がスムーズに遂行できるよう配慮することが大変重要であると思っておりますので、今後におきましても励行していきたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

安心しました。これかれも継続して実施していただきたいと思えます。

私の欲から言わせれば、あいさつ実習も1つ、そこに入れていただきたいと思っておりますので、ぜひとも検討してください。よろしくお願いします。

それでは大きい2番に移ります。県立峡南高校の廃校に伴う跡地利用についてであります。

1923年(大正12年)4月に組合立峡南農工学校として開校し、1948年(昭和23年)4月に県立峡南農工高校となり、1957年(昭和32年)、現在の県立峡南高等学校に改称され、その後1972年(昭和47年)8月、峡南高校の野球部が全国高校野球選手権大会に出場しました。また、ここにいる伊藤雄波議員が率いる野球部が1983年(昭和58年)3月に春の選抜高校野球大会に出場しました。

学術でも多くの優秀な人材を世に輩出した伝統のある峡南高校が2022年、99年の歴史に幕を下ろし、廃校するということは私たち久那土の住民、一番身近にあった高校で子どもころからよく遊びに行ったところですが、卒業生でもない私でも残念でなりません。

私の住む久那土三沢地区は、過去には文教地区と言っても過言ではないと思っております。保育園、久那土小中学校、県立峡南高等学校と1キロの範囲内に保育園から高校までありましたので、よその地区の方々はいらやましく思っていたに違いないと思えます。

またJR久那土駅から峡南高校は近く、学生が帰るころ、身延線の鉄橋を甲府方面に通行してくる身延線の電車が見えても、駆けていけば久那土駅で間に合うというほど近いところにあ

ります。また、朝の通学時にはにぎやかで、来年にはこの子どもの姿が見えなくなると思うと本当にさみしい限りです。

そこでお伺いします。

閉校が決まっている峡南高校は、現在三沢地区の災害避難所指定とされています。峡南高校の体育館、文化創造館は今後も避難所として利用していくのか質問いたします。

○議長（柿島良行君）

千頭和交通防災課長。

○交通防災課長（千頭和康樹君）

お答えいたします。

峡南高等学校の再編整備に伴う跡地利用につきましては、現在、県から明確に示されておりません。今後、避難所として活用できるかにつきましては、県と協議をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

私の調べでは、2022年の3月25日をもって閉校式を行うと、こんなふうに峡南高校の事務局、事務で聞きました。来年の3月1日、今現在の2年生が峡南高校で卒業式をして、在校生の今の1年生が2年になるんですね、今年。その新3年生は市川の青洲高校へ通い、卒業式は青洲高校で行うそうです。最後の峡南高校の生徒として峡南高校の卒業証書をもらうということになっておるそうです。

令和2年、今年より閉校までが2年しかありません。一番心配している地元の住民も、この峡南高校の跡地利用、早く町も対策を練ってほしいと。山梨県知事、長崎知事が東京の小池知事も親しいということで、ぜひとも東京からこの峡南高校の跡地利用を打ち出していきたい、そんなことでこの峡南高校の空き家校舎の利用法も、町のほうも自分たちから県のほうに持ちかけていかなければ駄目だと思います。話は進まないと思います。そういうことで、県と町とで、また地域の意見も聞きながら、ぜひとも良い結果を出していきたいと思います。

次は、峡南高校のグラウンドについてです。

峡南高校の野球グラウンドは排水に優れ、水はけがよく、ほかのグラウンドとは比較になりません。ついこの間、身延リトルシニアが東京の野球チームと朝から夕方まで練習試合をしていました。ホームグラウンドの下山野球場と違い、ダイヤモンドには石ころはなく、ケガの心配はありません。このような立派な野球グラウンドです。

昨年は日本でラグビーのワールドカップが開催され、非常に盛り上がった大会でした。普通、あまり私たちには身近なスポーツではありませんでしたけど、日本選手の活躍でラグビーファンは増えたように思います。

思い出せば、かつて峡南高校には全国大会花園で活躍するラグビーの有名校、東京の目黒高校が練習試合に来ました。峡南高校のグラウンドにはいろいろな歴史と思い出があります。

このような立派なグラウンドを利用しスポーツの交流事業はできないか。私は身延町の財産として使用することはできないかと、そんなことを思っております。町の考えを伺います。

○議長（柿島良行君）

深沢生涯学習課長。

○生涯学習課長（深沢教博君）

お答えいたします。

峡南地域の高校再編に伴い、現在の峡南高校2年生が卒業する令和2年度末までは施設使用を行う予定でございます。

閉校後の用途につきましては、現在、山梨県から明確に示されておりませんので、今後の県の動向を注視していく中で検討していくものと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

閉校後の県の動向を見極めながらというのでは遅いかと思います。積極的に県にアプローチをしてみたらよいと思いますので、よろしく検討してください。

それでは3の質問に入ります。

町立保育所の統廃合についてということで質問をいたします。

子育て支援も充実して、子どもを持つ保護者はやっぱり身延町に残って住んでいてよかったと思っています。そんな最中、保育所の統廃合の話が持ち上がったというのが私のちょっとした考え違いかなと思っていたんですけど、実は私の孫も保育園に通っており、来年度の入園の希望用紙をいただいたと。そんな中で、ほかの保護者と話し合う中で、いろんな情報が飛び交ったというような雰囲気、ちょっと確認いたしました。

そんな中で、園児の少ない久那土保育所の保護者は本当に閉園になってしまうのではないかということで困っているようでした。また常葉保育所の保護者とも、そんな中で保護者同士の交流があったということを知っております。また、静川保育所のほうにも見学に行って久那土保育所、また静川保育所との交流ができないかということも考えていたようです。

それで伺います。

町のほうは保育所の統廃合は考えていないということですが、今後どのようなことを考えているか、ちょっと説明してください。よろしくお願いします。

○議長（柿島良行君）

大村子育て支援課長。

○子育て支援課長（大村隆君）

お答えいたします。

議員のほうからいただきました通告によりますと、現在、保育所の統廃合の話はどこまで進んでいるかというような内容の通告をいただいております。それに沿った回答でよろしいでしょうか。

では、お答えさせていただきます。

町立保育所の統廃合につきましては、私ども庁内ではまったく話し合いなどは行っておりません。ただ、先ほど議員が申されましたように、久那土保育所のご父兄の方がちょっと心配なされたというようなお話だったんですが、これにつきましては、久那土保育所に来年在園する予定の園児が4名になるということで、在園する予定の保護者の方々に4名になってしまう見



込みであるため、同年代の複数の友だちの中で成長していくほうがよいのではないかとの思いから、私のほうから来年度、久那土保育所に在園することを希望するかどうか、意見を伺ったことはございます。結果といたしましては、すべての保護者が久那土保育所への通園を希望するとのご意見をいただきましたので、それであればということで、これまでどおり久那土保育所を運営していくこととしております。

また、常葉保育所につきましては、このような意見を伺う機会も持ったこともございませんので、ちょっと何か誤解が生じているのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

そのようなことでひとつ、私たちの旧下部町地区に小学校、中学校がなくなってしまったということが、本当に今の現状、さみしいところなんですけども、それで保育園がなくなってしまうと、なおさら子育て支援をする、若者がなおさらいなくなってしまうということが一番心配するところでありますので、ぜひとも町のほうでもそのへんをお汲み取りいただきまして、ぜひとも子どもたちがそこで安心して子育てができるよう、また保護者もそこで、近くに保育園があることを望んでおりますので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは次の②なんですけども、今の返事をいただいた中で存続していただくということで私も本当に子育て世代の若者が旧下部町久那土地区から、よその町に移り住んでいってしまったというのは、近くに小学校がなくなったというのが一番の原因というふうに考えております。

保護者や孫の面倒をみてくれるお年寄りも、本当に近いところに、歩いて行けるところに保育所があるのが一番安全・安心として預けられる場所だと考えているようです。

そこで久那土地区に未満児が何人いて、将来入園希望の保護者がいるかを調査しているかどうか。現在、今、在籍している保護者だけでなく地域の方々にも同じように考えていただき、この久那土地区の保育所を守っていききたいということで、当局の調査結果を教えてください。

○議長（柿島良行君）

大村子育て支援課長。

○子育て支援課長（大村隆君）

お答えいたします。

久那土地区で未満児は、これは2月1日現在の人数になりますが7名でございます。なお、古関地区に1名いらっしゃいます。

具体的に将来の入園希望について個々に意見をお伺いするような調査は行ったことはございませんが、こちらのほうの手元にあります資料のほうで予測しますに、久那土、古関合わせまして計8名の未満児がいるということになりますが、このうち1名につきましては、すでに久那土保育所のほうに入所しております。残り7名のうち、もう1名はこの4月に入所が決まっております。あと2名につきましては、来年度の年度途中での入所の希望ということでご相談を受けております。ですので8名のうち4名については、久那土保育所のほうへ入所されるのかなというふうな想像をしております。

残りの方につきましては、1名は、転出見込みというようなことです。それから2名の方につきましては、兄弟が通っている状況を見ますと他の町の保育所のほうへ入所されるのかなと

予想しております。それから最後の1名につきましては、すでに町内の私立保育所のほうへ入所を希望されております。

以上でございます。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

分かりました。それでは③の質問に入ります。

中部横断自動車道が2020年中に全線開通する見込みがされている中、これからの企業誘致、若者のUターン・Iターン、また都会からの移住促進事業を考えれば、久那土地区、久那土保育所の立地条件は最高だと思います。というのは、近くに県営久那土団地があります。それと中部横断自動車道の六郷インターが2キロぐらいのところにあります。また、身延線の久那土駅が1キロのところにあります。そんな中で、若者の定住促進を考えるのと、また転出に歯止めをかける対策を町はどのように考えているか伺いたいと思います。

○議長（柿島良行君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野博邦君）

お答えします。

現行の身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、人口減少と少子高齢化対策として5つの基本目標を掲げ、取り組みを進めてまいりました。これは人口減少問題の解決に向け、雇用と人材育成、結婚、子育て、教育環境を総合的に改善させることにより減少に歯止めをかけるとしております。

その中で、若者の定住促進対策としては、子育て支援や教育環境の向上に向けて重点的に取り組んでまいりました。また、定住の取り組みについては、宅地分譲においては丸滝地内に整備した分譲地、全22区画のうち分譲済みが15区画、平成30年度から5区画の分譲を開始した常葉日向分譲地については、2区画が分譲済みとなっております。

若年層の定住促進には、雇用の確保が重要であり、昨年5月から本格的に操業開始した株式会社キーテックの社員採用の際には、峡南地区の県立高校を訪問して求職活動を行い、その成果も表れたところです。

今年度内に策定する第2期身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、現行の第1期総合戦略で進めてきた施策の継続拡充を図り、町内在住者の定住促進を視野に入れた住宅取得改修等への助成拡充についても検討しております。

また、峡南地区中核工業団地および身延工業団地、その周辺地域を含めた事業所等の求人活動の支援と情報発信、さらに1番目の伊藤議員からの質問に対して建設課長から答弁させていただきました町営住宅の整備による定住促進対策に取り組んでまいります。

町では、まち・ひと・しごと創生総合戦略により人口減少に歯止めをかけるための様々な施策を総合的に展開し町の存続を図っていますが、議員の皆さまをはじめ地域の皆さま方におかれましても、身延町の現状を改めて認識していただき、一人でも多くの方が身延町に住み続けることができますようご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

分かりました。同僚議員の伊藤議員が提案しました町営住宅の整備ですね、本当に重要だと思います。久那土は本当に日当たりのいいところ、うちの近所なんか本当に日当たりのいいところなので、ぜひともそんなところを利用させていただきたいと思います。

それでは最後の4番の、今年10月に任期満了に伴う町長の進退について伺います。

私を含め同僚議員が一般質問において、町長の再選に向けた決意をお聞きしましたので質問はいたしません。

そこで改めて10月の町長選に立候補を私は要請したいと思います。また、そこで町長の改めて決意を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（柿島良行君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

立候補の要請ありがとうございます。決意表明になるかちょっと分かりませんが、先ほど伊藤達美議員、ならびに赤池朗議員への答弁でもお答えをさせていただきました。私は10月の任期満了以降も引き続き町政を担当させていただくため、立候補する決意を固めました。2期目をお任せいただけるなら、身延町のために全力で取り組んでまいり所存であります。

また、一方で今期残された任期がございます。任期いっぱい引き続き全力で町政運営に取り組んでいかなければなりません。

今任期中、ならびに次期立候補に際しまして、議員の皆さま、ならびに町民の皆さまのご支援とご協力を衷心よりお願い申し上げまして、決意表明としたいと思います。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君。

○5番議員（上田孝二君）

ありがとうございました。ぜひとも、私と同じように太っていますので体には十分気を付けて頑張ってください。どうもありがとうございました。

以上で一般質問を終わります。

○議長（柿島良行君）

上田孝二君の一般質問を終わります。

---

### 日程第3 休会の決定。

お諮りします。

議案調査のため3月6日は休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、3月6日は休会とすることに決定しました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会議務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時33分



令和 2 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 9 日

令和2年第1回身延町議会定例会（3日目）

令和2年3月9日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第5号 身延町子ども・子育て基金条例の制定について
- 日程第3 議案第6号 身延町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第7号 身延町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第8号 身延町非常災害対策基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第9号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第10号 身延町特産品振興条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第11号 身延町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第12号 身延町景観条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第13号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第14号 身延町みのぶ自然の里条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第15号 身延町下部簡易水道及び久那土・古閑簡易水道整備基金条例を廃止する条例について
- 日程第13 議案第16号 身延町下部農村文化公園の指定管理者の指定の期間の変更について
- 日程第14 議案第17号 身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定の期間の変更について
- 日程第15 議案第18号 身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定の期間の変更について
- 日程第16 議案第19号 身延町みのぶ自然の里の指定管理者の指定の期間の変更について
- 日程第17 議案第20号 権利の放棄について
- 日程第18 議案第21号 峡南広域行政組合規約の変更について
- 日程第19 議案第22号 令和元年度身延町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第20 議案第23号 令和元年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第21	議案第24号	令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)
日程第22	議案第25号	令和元年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
日程第23	議案第26号	令和元年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第1号)
日程第24	議案第27号	令和元年度身延町西嶋財産区特別会計補正予算(第1号)
日程第25	議案第28号	令和2年度身延町一般会計予算
日程第26	議案第29号	令和2年度身延町国民健康保険特別会計予算
日程第27	議案第30号	令和2年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
日程第28	議案第31号	令和2年度身延町介護保険特別会計予算
日程第29	議案第32号	令和2年度身延町介護サービス事業特別会計予算
日程第30	議案第33号	令和2年度身延町簡易水道事業特別会計予算
日程第31	議案第34号	令和2年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算
日程第32	議案第35号	令和2年度身延町下水道事業特別会計予算
日程第33	議案第36号	令和2年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
日程第34	議案第37号	令和2年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第35	議案第38号	令和2年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第36	議案第39号	令和2年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第37	議案第40号	令和2年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第38	議案第41号	令和2年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第39	議案第42号	令和2年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第40	議案第43号	令和2年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第41	議案第44号	令和2年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第42	議案第45号	令和2年度身延町西嶋財産区特別会計予算
日程第43	議案第46号	令和2年度身延町曙財産区特別会計予算
日程第44	議案第47号	令和2年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
日程第45	議案第48号	令和2年度身延町下山地区財産区特別会計予算



2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町長	望月幹也	副町長	笠井祥一
教育長	保坂新一	総務課長	村野浩人
会計管理者	穂坂桂吾	企画政策課長	高野博邦
交通防災課長	千頭和康樹	財政課長	遠藤基
税務課長	小笠原正人	町民課長	望月融
福祉保健課長	熊谷司	観光課長	佐藤成人
子育て支援課長	大村隆	産業課長	内藤哲也
建設課長	望月真人	土地対策課長	伊藤天心
環境上下水道課長	水上武正	下部支所長	望月由香里
身延支所長	鈴木利規	学校教育課長	伊藤克志
施設整備課長	羽賀勝之	生涯学習課長	深沢教博

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 佐野和紀  
録音係 深沢泉



開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

---

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

本日は提出議案の質疑および委員会付託の日程となっております。

お手元に配布した委員会付託表のとおり議案第5号から議案第26号および議案第28号から議案第36号までを各常任委員会に付託を予定していますので、質疑は大綱のみに留めてください。詳細は委員会においてお願いします。

また議案第27号および議案第37号から議案第48号は委員会付託省略議案表のとおり、委員会付託を省略の予定です。

以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第2 議案第5号 身延町子ども・子育て基金条例の制定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第5号の質疑を終わります。

---

日程第3 議案第6号 身延町印鑑条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第6号の質疑を終わります。

---

日程第4 議案第7号 身延町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第7号の質疑を終わります。

---

日程第5 議案第8号 身延町非常災害対策基金条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第8号の質疑を終わります。

---

日程第6 議案第9号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第9号の質疑を終わります。

---

日程第7 議案第10号 身延町特産品振興条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第10号の質疑を終わります。

---

日程第8 議案第11号 身延町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第11号の質疑を終わります。

---

日程第9 議案第12号 身延町景観条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第12号の質疑を終わります。

---

日程第10 議案第13号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第13号の質疑を終わります。

---

日程第11 議案第14号 身延町みのぶ自然の里条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第14号の質疑を終わります。

---

日程第12 議案第15号 身延町下部簡易水道及び久那土・古閑簡易水道整備基金条例を廃止する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第15号の質疑を終わります。

---

日程第13 議案第16号 身延町下部農村文化公園の指定管理者の指定の期間の変更について質疑を行います。

質疑ありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第16号の質疑を終わります。

---

日程第14 議案第17号 身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定の期間の変更について質疑を行います。

質疑ありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第17号の質疑を終わります。

---

日程第15 議案第18号 身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定の期間の変更について質疑を行います。

質疑ありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第18号の質疑を終わります。

---

日程第16 議案第19号 身延町みのぶ自然の里の指定管理者の指定の期間の変更について質疑を行います。

質疑ありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。  
以上で議案第19号の質疑を終わります。

---

日程第17 議案第20号 権利の放棄について質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
( な し )  
質疑がないので、質疑なしと認めます。  
以上で議案第20号の質疑を終わります。

---

日程第18 議案第21号 峡南広域行政組合格約の変更について質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
( な し )  
質疑がないので、質疑なしと認めます。  
以上で議案第21号の質疑を終わります。

---

日程第19 議案第22号 令和元年度身延町一般会計補正予算(第9号)について質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
( な し )  
質疑がないので、質疑なしと認めます。  
以上で議案第22号の質疑を終わります。

---

日程第20 議案第23号 令和元年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
( な し )  
質疑がないので、質疑なしと認めます。  
以上で議案第23号の質疑を終わります。

---

日程第21 議案第24号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)について質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
( な し )  
質疑がないので、質疑なしと認めます。  
以上で議案第24号の質疑を終わります。

---

日程第22 議案第25号 令和元年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。  
以上で議案第25号の質疑を終わります。

---

日程第23 議案第26号 令和元年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）  
について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。  
以上で議案第26号の質疑を終わります。

---

日程第24 議案第27号 令和元年度身延町西嶋財産区特別会計補正予算（第1号）について  
質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。  
以上で議案第27号の質疑を終わります。

---

日程第25 議案第28号 令和2年度身延町一般会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。  
以上で議案第28号の質疑を終わります。

---

日程第26 議案第29号 令和2年度身延町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。  
以上で議案第29号の質疑を終わります。

---

日程第27 議案第30号 令和2年度身延町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。  
以上で議案第30号の質疑を終わります。

---

日程第28 議案第31号 令和2年度身延町介護保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。  
以上で議案第31号の質疑を終わります。

---

日程第29 議案第32号 令和2年度身延町介護サービス事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。  
以上で議案第32号の質疑を終わります。

---

日程第30 議案第33号 令和2年度身延町簡易水道事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。  
以上で議案第33号の質疑を終わります。

---

日程第31 議案第34号 令和2年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。  
以上で議案第34号の質疑を終わります。

---

日程第32 議案第35号 令和2年度身延町下水道事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。  
以上で議案第35号の質疑を終わります。

---

日程第33 議案第36号 令和2年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。  
以上で議案第36号の質疑を終わります。

---

日程第34 議案第37号 令和2年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第35 議案第38号 令和2年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算



- 日程第36 議案第39号 令和2年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算  
日程第37 議案第40号 令和2年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算  
日程第38 議案第41号 令和2年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算  
日程第39 議案第42号 令和2年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算  
日程第40 議案第43号 令和2年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算  
日程第41 議案第44号 令和2年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算  
日程第42 議案第45号 令和2年度身延町西鳴財産区特別会計予算  
日程第43 議案第46号 令和2年度身延町曙財産区特別会計予算  
日程第44 議案第47号 令和2年度身延町大河内地区財産区特別会計予算  
日程第45 議案第48号 令和2年度身延町下山地区財産区特別会計予算

以上の12議案は財産区予算案でありますので、一括して議題とします。

質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第37号から議案第48号までの質疑は終わります。

お諮りします。

議案第5号から議案第26号および議案第28号から議案第36号までをお手元に配布した委員会付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、付託表のとおり各常任委員会に付託します。

お諮りします。

議案第27号および議案第37号から議案第48号までは、委員会付託省略議案表のとおり委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託省略議案表のとおり委員会付託を省略します。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日は、これをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長(佐野和紀君)

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午前 9時24分



令和 2 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 1 8 日

令和2年第1回身延町議会定例会（4日目）

令和2年3月18日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告  
日程第2 委員長報告  
日程第3 議案第5号 身延町子ども・子育て基金条例の制定について  
日程第4 議案第6号 身延町印鑑条例の一部を改正する条例について  
日程第5 議案第7号 身延町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について  
日程第6 議案第8号 身延町非常災害対策基金条例の一部を改正する条例について  
日程第7 議案第9号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例について  
日程第8 議案第10号 身延町特産品振興条例の一部を改正する条例について  
日程第9 議案第11号 身延町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第10 議案第12号 身延町景観条例の一部を改正する条例について  
日程第11 議案第13号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第12 議案第14号 身延町みのぶ自然の里条例の一部を改正する条例について及び修正案  
日程第13 議案第15号 身延町下部簡易水道及び久那土・古関簡易水道整備基金条例を廃止する条例について  
日程第14 議案第16号 身延町下部農村文化公園の指定管理者の指定の期間の変更について  
日程第15 議案第17号 身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定の期間の変更について  
日程第16 議案第18号 身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定の期間の変更について  
日程第17 議案第19号 身延町みのぶ自然の里の指定管理者の指定の期間の変更について  
日程第18 議案第20号 権利の放棄について  
日程第19 議案第21号 峡南広域行政組合規約の変更について  
日程第20 議案第22号 令和元年度身延町一般会計補正予算（第9号）

日程第 2 1	議案第 2 3 号	令和元年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 2 2	議案第 2 4 号	令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 5 号)
日程第 2 3	議案第 2 5 号	令和元年度身延町下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
日程第 2 4	議案第 2 6 号	令和元年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 2 5	議案第 2 7 号	令和元年度身延町西嶋財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 2 6	議案第 2 8 号	令和 2 年度身延町一般会計予算
日程第 2 7	議案第 2 9 号	令和 2 年度身延町国民健康保険特別会計予算
日程第 2 8	議案第 3 0 号	令和 2 年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 2 9	議案第 3 1 号	令和 2 年度身延町介護保険特別会計予算
日程第 3 0	議案第 3 2 号	令和 2 年度身延町介護サービス事業特別会計予算
日程第 3 1	議案第 3 3 号	令和 2 年度身延町簡易水道事業特別会計予算
日程第 3 2	議案第 3 4 号	令和 2 年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算
日程第 3 3	議案第 3 5 号	令和 2 年度身延町下水道事業特別会計予算
日程第 3 4	議案第 3 6 号	令和 2 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
日程第 3 5	議案第 3 7 号	令和 2 年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第 3 6	議案第 3 8 号	令和 2 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第 3 7	議案第 3 9 号	令和 2 年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第 3 8	議案第 4 0 号	令和 2 年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第 3 9	議案第 4 1 号	令和 2 年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第 4 0	議案第 4 2 号	令和 2 年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第 4 1	議案第 4 3 号	令和 2 年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第 4 2	議案第 4 4 号	令和 2 年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第 4 3	議案第 4 5 号	令和 2 年度身延町西嶋財産区特別会計予算
日程第 4 4	議案第 4 6 号	令和 2 年度身延町曙財産区特別会計予算
日程第 4 5	議案第 4 7 号	令和 2 年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
日程第 4 6	議案第 4 8 号	令和 2 年度身延町下山地区財産区特別会計予算
日程第 4 7	委員会の閉会中の継続調査について	
追加日程第 1	発議第 1 号	議員報酬適正化検討特別委員会の設置について

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	伊藤雄波	2番	伊藤達美
3番	望月悟良	4番	赤池朗
5番	上田孝二	6番	田中一泰
7番	野島俊博	8番	河井淳
9番	芦澤健拓	10番	福與三郎
11番	渡辺文子	12番	川口福三
13番	広島法明	14番	柿島良行

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町長	望月幹也	副町長	笠井祥一
教育長	保坂新一	総務課長	村野浩人
会計管理者	穂坂桂吾	企画政策課長	高野博邦
交通防災課長	千頭和康樹	財政課長	遠藤基
税務課長	小笠原正人	町民課長	望月融
福祉保健課長	熊谷司	観光課長	佐藤成人
子育て支援課長	大村隆	産業課長	内藤哲也
建設課長	望月真人	土地対策課長	伊藤天心
環境上下水道課長	水上武正	下部支所長	望月由香里
身延支所長	鈴木利規	学校教育課長	伊藤克志
施設整備課長	羽賀勝之	生涯学習課長	深沢教博

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名 (2人)

議会事務局長 佐野和紀  
録音係 深沢泉



開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（柿島良行君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第4号により執り行います。

---

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては先の会議で一覧表として配布したとおりです。

なお、本日は特別委員会の設置について1件が追加案件となっています。

以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第2 委員長報告。

（1）総務産業建設常任委員会に付託した議案第5号、議案第7号から議案第12号まで、議案第14号から議案第19号までおよび議案第21号について委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 野島俊博君、登壇してください。

野島俊博君。

○総務産業建設常任委員長（野島俊博君）

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（柿島良行君）

以上で総務産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で総務産業建設常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

野島委員長は自席にお戻りください。

次に（2）教育厚生常任委員会に付託した議案第6号、議案第13号および議案第20号について委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長 芦澤健拓君、登壇してください。

芦澤健拓君。

○教育厚生常任委員長（芦澤健拓君）

それでは教育厚生常任委員会の委員会審査報告書を読み上げます。



(以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略)

○議長 (柿島良行君)

以上で教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で教育厚生常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

芦澤委員長は自席にお戻りください。

次に(3) 予算決算常任委員会に付託した議案第22号から議案第26号まで、および議案第28号から議案第36号までについて委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 上田孝二君、登壇してください。

上田孝二君。

○予算決算常任委員長 (上田孝二君)

それでは、予算決算常任委員会の委員会報告をいたします。

(以下、予算決算常任委員会報告書の朗読につき省略)

○議長 (柿島良行君)

以上で予算決算常任委員会委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で予算決算常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

上田委員長は自席にお戻りください。

これから日程に従い、討論・採決を行います。

---

日程第3 議案第5号 身延町子ども・子育て基金条例の制定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

議案第5号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第6号 身延町印鑑条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

議案第6号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第7号 身延町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

議案第7号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第8号 身延町非常災害対策基金条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

議案第8号に対する委員長の報告は、可決とするものです。  
委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
（ 挙 手 全 員 ）  
挙手全員であります。  
よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第9号 身延町営住宅条例の一部を改正する条例についての討論を行います。  
まず原案に反対者の発言を許します。  
討論ありませんか。  
（ な し ）  
討論がないので、討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第9号を採決します。  
お諮りします。  
議案第9号に対する委員長の報告は、可決とするものです。  
委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
（ 挙 手 全 員 ）  
挙手全員であります。  
よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第10号 身延町特産品振興条例の一部を改正する条例についての討論を行います。  
まず原案に反対者の発言を許します。  
討論ありませんか。  
（ な し ）  
討論がないので、討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第10号を採決します。  
お諮りします。  
議案第10号に対する委員長の報告は、可決とするものです。  
委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
（ 挙 手 全 員 ）  
挙手全員であります。  
よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第11号 身延町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。  
まず原案に反対者の発言を許します。  
討論ありませんか。  
（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

議案第11号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第12号 身延町景観条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

議案第12号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第13号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

議案第13号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第14号 身延町みのぶ自然の里条例の一部を改正する条例について及び修正案の討論を行います。

原案には修正案がありますので、討論は原案賛成者、原案反対者、原案ならびに修正案反対者、最後に修正案賛成者の順に行うことになります。

まず原案賛成者の発言を許します。

この原案賛成は、原案の内容すべてに賛成ということです。

賛成討論はありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

議案第14号 身延町みのぶ自然の里条例の一部を改正する条例について賛成討論いたします。

みのぶ自然の里で呼び込みたいと思っているお客さんは町外の人たちで、多くがインターネットで予約をしてくる人たちです。その方たちにとっては、駐車料金が含まれていることは当たり前で、駐車料金が1千円余計にかかるから来るか、来ないかを判断することにはならないと思います。

この駐車料金は人件費をかけずに収益を上げられることになります。会議室の料金改定については、みのぶ自然の里条例15条に使用料の減免規定があります。委託先の観光センターでも現場のスタッフたちは大変な努力をしていると思います。

たしかに町の施設ですが、民間に運営を任せている以上、自主性を尊重し、経営が成り立つようにしなければならないと思います。観光センターの現場の提案を尊重し、この原案に賛成いたします。

○議長（柿島良行君）

原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

福興三郎君。

○10番議員（福興三郎君）

反対の立場で討論をいたします。

自然の里は開業してから2年、キャンプ場は1年が経過をいたしましたところであります。これまで行政と指定管理者が一体となって、集客の増大、収益のアップを図り、健全経営に向けて取り組んでいるところではありますけれども、この点につきましては、大変評価をするものであります。

またキャンプ場については、テレビアニメ「ゆるキャン△」効果なのか、キャンプ人気が高まり利用者が増えつつある。将来展望に若干の明るさが見え始めた今でございます。この機に、まるで便乗値上げのように、新たにこれまで無料だった利用基本料金および駐車料金の有料化は利用者のイメージダウンにつながり、結果として利用者の増大を妨げることになり、営業戦略としては簡易な手法ではないかと考えます。

なお、本栖湖憩いの森キャンプ場と料金体系を統一するとしておりますけれども、世界文化遺産である富士山を構成する本栖湖というメジャーな観光地と一緒にするのは、理解をできるものではございません。

そしてまた、宿泊棟の食堂を会議室として利用する場合は有料にするとの改正も時期尚早と言わざるを得ません。このことについては、宿泊利用者に限っては従前どおりとするお客さまファーストの心構えがサービス業には欠かせない対応であると考えております。

以上の観点から私は本案について反対をいたします。

○議長（柿島良行君）

ほかに原案賛成者の討論はありませんか。

伊藤雄波君。

○1番議員（伊藤雄波君）

議案第14号の身延町みのぶ自然の里条例の一部を改正する条例なんですけれども、原案に賛成です。その討論をさせていただきます。

私自身も若い時分から友人とキャンプをする中で、第1にインターネットの検索をする。その中で一番最初に省くのが無料のところ。なぜかという安心・安全を担保できない。そういうふうなところは、私たちキャンプをする人たちにとって非常に不安になるところ。だから安全・安心を担保するには、しっかりと料金体制を整え管理しているところの施設を利用するというふうなお客さんが多いと感じております。

また中部横断自動車道の開通に伴い、静岡県の海のほうから自然を求めてくる、そういうお客さんに対しても安心・安全というものを大いにアピールする中で、原案どおりの料金体制でいってほしいということで賛成の討論といたします。

○議長（柿島良行君）

次に原案に反対者の討論はありませんか。

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

議案第14号に対し反対の立場で討論をいたします。

自然の里も町で県から移管を受け、青少年の施設から一般利用者の施設へと組み替えたわけです。町でも道路改修等を行い集客を見込んできたわけですが、ここへきて駐車場の料金はその逆行する効果であると。まして駐車スペースにおいても、完全に白線が引いてあるとか、駐車スペースの確保がされていない。そうした状況において駐車料金をいただくということは、やはり来る人の理解が得られないということの中から、この駐車料金問題については反対をいたし、この14号は反対いたします。

○議長（柿島良行君）

ほかに原案に賛成者の討論はありませんか。

田中一泰君。

○6番議員（田中一泰君）

今回の料金徴収ということですけども、自然の里の運営のためにも維持管理がどうしても必要になるということでありまして、経営の健全化のためにもこれは必要であると思います。ということで賛成をいたします。

○議長（柿島良行君）

次に原案に反対者の討論はありませんか。

河井淳君。

○8番議員（河井淳君）

議案第14号に対して反対の立場で討論をいたします。

原案では駐車料金が設定されております。質疑の中で、この駐車スペースにつきましては無料でも停めることが可能な場所が存在するということがいわれております。そのような中で有料者と無料で停める方が混在する恐れがある。そのようなことが起こるとクレームの対象となる。イメージダウンになるということにつながります。なので、この第14号に対しては反対をいたします。

○議長（柿島良行君）

ほかに原案に賛成者の討論はありませんか。

（ な し ）

次に原案ならびに修正案の反対者の発言を許します。

原案ならびに修正案に反対討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

以上で議案第14号の討論を終わります。

これから議案第14号 身延町みのぶ自然の里条例の一部を改正する条例について及び修正案を採決します。

お諮りします。

議案第14号に対する委員長の報告は、別紙のとおり修正議決、修正した部分を除く部分は原案可決とするものです。

まず、委員長の報告のとおり別紙のとおり修正議決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第14号は修正議決することに決定しました。

次にただいま修正議決しました部分を除く議案第14号を採決します。

お諮りします。

修正議決した部分を除く部分については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、修正議決をした部分を除く部分については、原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第15号 身延町下部簡易水道及び久那土・古関簡易水道整備基金条例を廃止する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

議案第15号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第16号 身延町下部農村文化公園の指定管理者の指定の期間の変更についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

議案第16号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第17号 身延町市之瀬味噌加工所の指定管理者の指定の期間の変更についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

議案第17号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第18号 身延町大島農林産物直売所の指定管理者の指定の期間の変更についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。



討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

議案第18号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第19号 身延町みのぶ自然の里の指定管理者の指定の期間の変更についての  
討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

議案第19号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第20号 権利の放棄についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

議案第20号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第21号 峡南広域行政組合規約の変更についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

議案第21号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開を10時5分といたします。

休憩 午前 9時53分

---

再開 午前10時05分

○議長（柿島良行君）

それでは議事を再開します。

日程第20 議案第22号 令和元年度身延町一般会計補正予算（第9号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

議案第22号 令和元年度身延町一般会計補正予算（第9号）

2款総務費、1項総務管理費、13目プレミアム付商品券費について反対討論いたします。

昨年の第1回定例会で、この予算に反対をし反対討論でも述べましたが、昨年10月から税率10%へ増税された消費税に対する経済対策事業の財源として計上されたものです。

実質賃金は伸びず家計消費は低迷をし、深刻な消費不況が続いているときに消費税が10%に増税される中、本町に約3千人にもいる非課税の方たちが2万円の商品券をどのくらい買えるのか疑問だと指摘をしましたが、8,585万円の当初予算のうち今回5,977万円という大きな額の減額の補正予算案です。

私が聞いた何人かの住民の方たちは、そのお金が用意できなく利用しなかったと言っていました。経済効果もなく増税で低所得者や子育て世代の負担を増やすだけの、この補正予算に反対をいたします。

○議長（柿島良行君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

広島法明君。

○13番議員（広島法明君）

議案第22号 令和元年度身延町一般会計補正予算（第9号）について賛成の立場で討論させていただきます。

この議案第22号につきましては、令和元年度一般会計の年度末を控え、各種の事業執行状況を鑑み、その実績による減額が主な内容で総額7,960万1千円を減額するというものです。

渡辺議員ご指摘の2款総務費、1項総務管理費、13目プレミアム付商品券費の5,795万円の減額につきましては、制度そのものに100%賛同するものではありませんが、その事業執行実績による予算残額の処理をする減額補正の計上ですので、この議案第22号には賛成します。

以上です。

○議長（柿島良行君）

ほかに原案に反対の討論はありませんか。

（ な し ）

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

議案第22号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第21 議案第23号 令和元年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

議案第23号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第22 議案第24号 令和元年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

議案第24号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第23 議案第25号 令和元年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

議案第25号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第24 議案第26号 令和元年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

議案第26号に対する委員長の報告は、可決とするものです。  
委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
( 挙 手 全 員 )  
挙手全員であります。  
よって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第25 議案第27号 令和元年度身延町西鳴財産区特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。  
討論ありませんか。  
( な し )  
討論がないので、討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議案第27号を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
( 挙 手 全 員 )  
挙手全員であります。  
よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

日程第26 議案第28号 令和2年度身延町一般会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。  
討論ありませんか。  
渡辺文子君。

○11番議員(渡辺文子君)

議案第28号 令和2年度身延町一般会計予算のうち2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、個人番号カード関連事業費759万円について反対討論いたします。

マイナンバーカードの交付を要件としたマイナポイント制度は、今のポイント還元に使われているカードやスマホのどれか1つを指定して、そこに2万円をチャージした人に国の予算で5千円分のポイントを付与するというものです。

そもそもマイナンバー制度は、所得や資産、税や社会保障給付などの個人データを政府が一括して把握することで社会保障給付の削減などを進めようとする狙いがあります。これを本格的に行おうとすれば、行政機関だけでなく金融機関等にも利用を広げることになり、所得や資産に留まらず、戸籍や病歴など多くの個人情報本人の同意なしに広がってしまうリスクが高まります。

マイナンバーカードには、さらに顔写真のデータまで付け加えることになり、一層リスクが高まります。マイナンバーカードの普及が全人口の15%に留まっているのは、こうした国民の不安があるからです。こうした不安の声を無視して、国民の血税を使って1人5千円のエサをつけて、マイナンバーカードの普及を図るなど認めることができません。

○議長（柿島良行君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

広島法明君。

○13番議員（広島法明君）

議案第28号 令和2年度身延町一般会計予算の賛成の立場で討論をさせていただきます。

今の2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の個人番号カード関連事業費の予算759万円についてですけど、もともとがマイナンバーカード発行促進のための事業費ということで、マイナンバーカードの利用度というか、利用価値が薄いことは承知はしていますが、将来的にはというか、時代の流れでマイナンバーカードの普及、またキャッシュレスサービスの増加が見込まれます。

先ほど渡辺議員が、この事業内容は言いましたけど、その事業をすることによってマイナンバーカード発行促進につながるものと思い、この予算を含む議案第28号には賛成します。

以上です。

○議長（柿島良行君）

次に反対討論はありませんか。

芦澤健拓君。

○9番議員（芦澤健拓君）

議案第28号の令和2年度身延町一般会計予算に反対の立場から討論いたします。

2款1項2目広聴広報費の町オフィシャルマスコットキャラクターについて、755万4千円の前算が計上されております。いろんな意見があると思えますけれども、私はいまさら町のオフィシャルマスコットキャラクターを作ってしまうのかというのがまず1つあります。

それから現在、もーん父さんが大変活躍してくれているわけですけども、なんかもーん父さんは誰か導かないと動けないという、目が見えない、そういうふうなマスコットになっているようですが、これを話したら、子どもたちが目が見えるようにしたらいいではないかと。もーん父さんで十分だという意見もありますし、身延町を象徴するようなマスコットキャラクターというのは、私の感覚としては身延山のマスコットキャラクターがいいんじゃないかと思って聞いたところ、小僧さんだか小僧君という一休さんのような形をしたマスコットキャラクター、いわゆるゆるキャラがあるらしいです。今さらここで755万4千円の前算を使って、こういうことをすることに対して、やはり議員として反対の立場を表明しておくことが必要であると思い、今回反対討論をいたしました。

以上です。

○議長（柿島良行君）

次に賛成討論はありませんか。

望月悟良君。

○3番議員（望月悟良君）

私、マスコットキャラクターを作成するというに賛成の意思ということで申し述べますが、旧町のときから身延町には身延地区のキャラクター、それから下部には今、お話があったようにもーん父さんですね、それから旧中富でいえば和紙の里美漣ちゃんという、それぞれのキャラクターを持って、旧町にはいたわけです。新しい身延町のキャラクターを設けること

については、いろいろ子どもたちの新しい町に対する気持ちというものを、やっぱり夢というか、そういうものを活かす意味で、新しく身延町の統一したキャラクターをつくるということに賛成でございます。

以上です。

○議長（柿島良行君）

ほかに反対討論はありませんか。

（ な し ）

反対討論がないので、討論を終わります。

議案第28号を採決します。

お諮りします。

議案第28号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第27 議案第29号 令和2年度身延町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

議案第29号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第28 議案第30号 令和2年度身延町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

議案第30号 令和2年度身延町後期高齢者医療特別会計予算について反対討論いたします。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り高齢者は別枠の医療保険に強制的に囲い込んで負担増と差別医療を押し付けるものであります。

2008年の制度導入以来、5回にわたる保険料値上げが実施され、高齢者の生活を圧迫する重大要因となっています。この差別と負担増の制度を廃止し、もとの老人保健制度に戻すべ

きです。

○議長（柿島良行君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

河井淳君。

○8番議員（河井淳君）

議案第30号 令和2年度身延町後期高齢者医療特別会計予算について賛成の立場で討論いたします。

この制度は、町独自の制度ではなく国の制度を執行しようとするものであります。

以上の理由から賛成いたします。

○議長（柿島良行君）

ほかに反対討論はありませんか。

（ な し ）

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

議案第30号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第29 議案第31号 令和2年度身延町介護保険特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

渡辺文子君。

○11番議員（渡辺文子君）

議案第31号 令和2年度身延町介護保険特別会計予算について反対討論いたします。

介護保険制度は施行20年を迎えました。政府は制度改悪を繰り返し、国家的詐欺と言われるまでに介護の危機は深刻化しています。国が介護保険への予算を減らしたいと在宅へ在宅へと言っても、本町のように介護力がない場合や老老介護にならざるを得なかったりして、施設介護が増えてしまっています。本人も家族も自宅に居たいと思ってもなかなか難しいのが現状です。

本年度の予算でも施設介護サービス給付費が伸びています。その介護施設でも介護職員の処遇改善や人材確保の問題が深刻です。介護労働者の離職率は勤続1年未満が全体の4割、3年未満が約6割など、勤続年数の短い時期が高くなっています。10年も働き続けられない労働実態を変えることこそが喫緊の課題です。

政府が削減してきた介護報酬の抜本的な増額、底上げとともに利用の負担増に跳ね返られないよう国庫負担割合の引き上げ、保険料、利用料の減免が必要です。



○議長（柿島良行君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

広島法明君。

○13番議員（広島法明君）

議案第31号 令和2年度身延町介護保険特別会計予算、賛成の立場で討論します。

後期高齢者医療制度同様、なんの制度でも受け取る人によって必ず長所、短所、また利点、欠点が大なり小なりあると思います。その短所、欠点と思われる部分については、何かしらの改善策がないかと提案すべきであると思います。

この制度につきましても、超高齢化が進む身延町にとっては必要不可欠であり、ちょうど20年前、介護保険がスタートした平成12年、私は役場から社会福祉協議会へ出向で、訪問介護、ホームヘルパー派遣を担当しました。サービス提供者であるヘルパー等の自己満足ではなく、利用者の満足度を高める仕事を目指そうと話し合ったことが思い出されます。

もともと老老介護や高齢者というか、家族の共倒れをサポートするために始まった制度であり、これをいかに活用するかでこの制度の評価は異なっていますが、20年経過した現在でもこの制度によって救われている家庭、家族は多いと思います。

その制度執行を予算計上した議案第31号 令和2年度身延町介護保険特別会計予算には賛成します。

以上です。

○議長（柿島良行君）

ほかに反対討論はありませんか。

（ な し ）

反対討論がないので、討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。

議案第31号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第30 議案第32号 令和2年度身延町介護サービス事業特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。

議案第32号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第31 議案第33号 令和2年度身延町簡易水道事業特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。

議案第33号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第32 議案第34号 令和2年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。

議案第34号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第33 議案第35号 令和2年度身延町下水道事業特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

議案第35号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第34 議案第36号 令和2年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

議案第36号に対する委員長の報告は、可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第35 議案第37号 令和2年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第36 議案第38号 令和2年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第37 議案第39号 令和2年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第38 議案第40号 令和2年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第39 議案第41号 令和2年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第40 議案第42号 令和2年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第41 議案第43号 令和2年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第42 議案第44号 令和2年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第43 議案第45号 令和2年度身延町西嶋財産区特別会計予算

日程第44 議案第46号 令和2年度身延町曙財産区特別会計予算

日程第45 議案第47号 令和2年度身延町大河内地区財産区特別会計予算

日程第46 議案第48号 令和2年度身延町下山地区財産区特別会計予算

以上の12議案は財産区予算案でありますので、一括して討論・採決を行いたいと思います。

これに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第37号から議案第48号を一括して討論・採決に入ることに決定しました。

これから議案第37号から議案第48号までを一括して討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

( な し )

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号から議案第48号までを一括して採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第37号から議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

日程第47 委員会の閉会中の継続調査について。

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長から、委員会において調査中の事件について会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本日、発議第1号が追加案件となっています。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

---

追加日程第1 発議第1号 議員報酬適正化検討特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

川口福三君、登壇してください。

○12番議員 (川口福三君)

発議第1号

令和2年3月18日

身延町議会議長 柿島良行殿

提出者

身延町議会議員 川口福三

賛成者

身延町議会議員 福與三郎

賛成者

身延町議会議員 上田孝二

議員報酬適正化検討特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び身延町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提案理由

議会改革及び議員のなり手不足などの課題に対し、身延町議会議員の報酬に関する調査検討を行うための特別委員会を設置したいので、この議案を提出いたします。

議員報酬適正化検討特別委員会設置に関する決議

次のとおり議員報酬適正化検討特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 議員報酬適正化検討特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び身延町議会委員会条例第5条
3. 目 的 議員報酬に関する調査検討
4. 委員の定数 6人

以上であります。

○議長（柿島良行君）

以上で提出者の説明は終わります。

川口福三君はその場でお待ちください。

次に発議第1号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、発議第1号の質疑を終わります。

川口福三君は自席にお戻りください。

これから発議第1号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま可決されました議員報酬適正化検討特別委員会委員につきましては、議長の指名推選としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議員報酬適正化検討特別委員会委員につきましては、議長の指名推選によることに決定しました。

それでは、特別委員会委員を指名します。

川口福三君、福興三郎君、広島法明君、上田孝二君、伊藤達美君、伊藤雄波君。

以上6人を議員報酬適正化検討特別委員会委員に指名します。

次に正副委員長を互選により選出していただきたいと思いますので、特別委員会の委員の方は議員控室において選出をお願いします。

なお、正副委員長が選出されましたら議長に報告をお願いします。

ここで暫時休憩とします。

再開は全員そろった時点といたします。

休憩 午前10時56分

---

再開 午前10時59分

○議長(柿島良行君)

全員そろいましたので、議事を再開いたします。

それでは特別委員会の正副委員長を選出していただきましたので、報告させていただきます。

委員長に川口福三君、副委員長に福興三郎君を選出することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長(望月幹也君)

皆さま、長期間にわたり大変お疲れさまでございました。

令和2年身延町議会第1回定例会の閉会にあたり一言お礼のあいさつを申し述べさせていただきます。

本定例会は去る3月4日に開会され、今日までの15日間、柿島議長のもと私どもの提案いたしました44件の提出案件につきまして、慎重なご審議により総務産業建設常任委員会に付託されました1議案について修正をいただく中で、すべての案件につきましてご議決をいただき、閉会を迎えることができました。議員の皆さまのご協力に敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

本議会でご議決いただきました令和元年度補正予算、ならびに令和2年度当初予算等の執行につきましては、職員ともども知恵を出し合い一丸となって最善を尽くしてまいります。

議員の皆さまには今後もお一層、ご指導・ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

年度末となり令和元年度も残すところ2週間となりました。何かと気忙しい日々が続いております。季節の変わり目でもあり、日によって寒暖の差もございます。また、世界的に猛威を

振るっておりますコロナウイルス感染ですが、本県でも2人の発症者が出てしまいました。

議員の皆さまにはウイルス感染も含め健康には十分ご留意をいただく中で、住民福祉向上のため、ますますご活躍いただけますようお願いを申し上げ、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

○議長（柿島良行君）

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期15日間、議員各位には慎重に審議をしていただき、無事閉会を迎えることができましたことに深く感謝を申し上げます。

令和2年度も住民福祉の向上、町の活性化等、町が抱える多くの諸課題に積極的に取り組み、町民の皆さまとともに町、議会が力を合わせ活力ある町、安心して住める町を築いていきたいと考えております。

町長をはじめ執行部の皆さまには、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます、令和2年第1回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでございました。

○議会事務局長（佐野和紀君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時02分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長佐野和紀が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上